３．議会関係

（５）政務活動費に関する調　（令和５年４月１日現在）

①　都道府県分

都道府県名	交付の対象		交付員１人当たりの月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体										備考
		その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④		添付が義務付けられる書類等（複数選択可）①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	検査主体名（複数選択可）①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
北海道	③会派及び議員		530	①前払い		①毎月		無		5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書等 ・事務所状況報告書 ・職員雇用状況報告書 ・各種契約書等	可		○			有	○	○	○	○	④は会議・陳情活動等報告書。ただし、左記①～④は、選挙区の含まれる総合振興局・振興局の所管区域内で交通費のみ支出の場合を除く。	可		○			有		○					北海道議会政務活動費調査等協議会			・収支報告書及び領収書等の写しのうちから抽出により調査を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、調査の結果を議長へ報告する。	左記「議員１人当たりの交付月額」のうち、10万円は所属会派へ交付
青森県	②議員のみ		310	①前払い		①毎月		無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書等又は支出証明書	可			○	○	有	○	○	○	○	事務所状況報告書、費目ごとの按分率一覧	可	○		○	○	有				○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岩手県	②議員のみ		310	①前払い		②四半期	4.7.10.1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し ・会計帳簿のうち支出に関する部分の写し	可		○	○	○	無												無												収支報告書に活動報告書等の添付は義務付けていないが、領収書等の添付様式に行先や相手方を記載するようにしている。
宮城県	④その他	会派又は無会派議員	350	③その他	会派又は無会派議員に前払い後、会派は所属議員に精算払い	③半年	4,10月	無		6	○		○		有	全て		領収書、支払証明書	可	○		○		有		○		○	政務活動実績報告書（政務活動記録簿）	可	○		○		有			○	○				会派の経理責任者及び幹事長		・所属議員から会派に提出される月毎の支出報告書（政務活動記録簿，領収書等含む）を経理責任者及び幹事長が審査した後，当該議員に精算払い（③） ・会派及び無会派議員から事務局に提出される月毎の支出報告書（同上）を事務局職員が確認し，疑義があれば会派を通じて議員に確認。最終的には当該年度の収支報告書として確認する（④）	
秋田県	③会派及び議員		310	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○			有	全て		・支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出の事実を証する書類の写し ・上記の書類の取得が困難な事情があった場合は、議長が定める様式による書面（支払証明書） ・会議等の開催通知等の写し	可	○	○			有	○	○					可	○	○			有				○						議長の調査権に基づき、収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出等について助言等を実施	・議員個人へ28万円、会派へ議員1人当たり3万円を月額交付 ・収支報告書と領収書その他の支出の事実を証する収支報告書添付書類をＨＰで公開
山形県	③会派及び議員		310	③その他	前四半期分の収支報告書を提出した後、交付申請を行う（事前審査・後交付）	⑤その他	前四半期分の収支報告書を提出した後、交付申請を行う（事前審査・後交付）	無		5	○		○		有	全て		政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○		○		有	○	○					可			○		有				○						・収支報告書、領収書その他の添付書類につい、政務活動費の手引等に基づき適正な内容であるか点検及び必要な形式を満たしているか等の審査を実施	「活動報告書」に関して、国内・海外視察に限らず、研修、会議、陳情活動等についても、政務活動の内容がわかるよう領収書等添付票等に個別に記載するよう、手引に記載例などを掲載している。
福島県	①会派のみ		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		・領収書 ・領収書の徴収が困難なものについては、その他支出を証明する書類	可			○		無												有				○						会派担当者経由で提出させ、複数人チェック。報告書等の不備などについて指導助言等を実施。	左記「議員1人当たりの交付月額」については、条例において月額350千円と規定されているところ、平成21年4月から令和6年3月までの間においては、月額300千円に減額している。
茨城県	①会派のみ		300	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書その他の証拠書類の取得が困難であるときは、支払証明書	可			○	○	有	○	○	○	○	視察・研修に限定せず、実施成果報告書として提出(宿泊を伴う調査活動については報告必須)	可	○			○	有		○		○			茨城県議会政務活動費調査等審査会(弁護士・公認会計士各1名)			・収支報告書及び添付書類を抽出検査し、必要に応じて指導、助言（②） ・収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて指導、助言（④）	
栃木県	①会派のみ		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		領収証、支払証明証	可			○		有				○	会派の主要事業	可	○		○		有		○	○	○			栃木県政務活動費調査会	経理責任者		・四半期毎に抽出案件等を調査（②） ・毎月、執行状況報告書及び領収書を提出させ、内容確認後に所要経費を支払う（③） ・随時、内容確認（④）	

都道府県名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体										備考
															添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④					①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	⑤							
群馬県	①会派のみ		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書	可	○	○	○	○	有				○	宿泊を伴う調査・視察	可	○	○	○	○	有				○							収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言を実施	
埼玉県	①会派のみ		500	①前払い		②四半期	毎四半期の最初の月の１５日	無		5	○		○		有	全て		全ての支出について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを添付 ・広報紙等を発行した場合は、広報紙等	可	○		○		有		○				可	○		○		有				○							条例、規定、運用指針に基づく支出であり、必要な証拠書類が添付されているか確認	
千葉県	③会派及び議員		400	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		3			○	○	有	全て		1　領収書の写し 2　出納簿の写し 3　支出伝票の写し	可			○	○	有	○	○				可			○	○	有				○							収支報告書及び添付書類を確認し、必要に応じて修正させる※提出期限内に実施（④）	左記「議員1人当たりの交付月額」については、会派に対する1人あたり5万円支給、議員に対する35万円支給の合算である。
東京都	①会派のみ		500	①前払い		①毎月		無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書等の写し ・会計帳簿の写し ・議長が定める書類（各種の活動記録簿等）の写し	可	○		○		有	○	○	○	○	調査委託、会合、政策推進等活動等	可	○		○		有		○	○	○			東京都議会政務活動費調査等協議会	各会派の経理責任者、会派代表者等		・各会派で収支報告書や領収書等を全件チェック後、議長に提出（③） ・議長の調査権に基づき、関係書類の提示を受けて、全案件を調査（④） ・収支報告書及び領収書等に関し抽出検査を行い、指導・助言等実施（②）	
神奈川県	④その他	会派、議員又は会派及び議員の選択制	530	③その他	概算払い	①毎月		無		5			○	○	有	全て		領収書その他の証拠書類、会計帳簿	可			○	○	有				○	政務活動費（県外・国外）支出票、調査研究費支出票	可		○	○		有			○	○				会派の経理責任者		・主として「使途が政務活動費に充てることができる経費の範囲に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」について確認（議長への提出前にも概ね四半期ごとに実施）（④）	
新潟県	③会派及び議員		281	①前払い		①毎月		無		5	○		○	○	有	全て		支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○							「政務活動費の手引き」との整合性、計算誤り、誤字・脱字等についての確認	
富山県	①会派のみ		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書等証拠書類、会計帳簿	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	会議、要望活動等	可	○	○	○	○	有				○							収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
石川県	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	4,7.10,1月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 （・領収書を徴しがたい場合は、「政務活動費支出証明書」を記入）	可			○	○	有	○	○				可			○	○	有				○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福井県	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書等、支払証明書 ・リース契約書等	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情等報告書（県外）	可	○	○			有				○	○				福井県議会政務活動費検討会	収支報告書および添付書類を検査	左記「収支報告書への活動報告等の添付の義務付けの有無」のうち、研修報告書、陳情等報告書については、県外分のみ添付を義務付け。 左記「収支報告書等の検査主体」のうち、福井県議会政務活動費検討会は、特に必要と認める事項がある場合に検討等を行う。
山梨県	③会派及び議員		280	③その他	概算払い	①毎月		無		5		○	○		有	全て		領収証、支出の対象となった印刷物等	可		○	○		有	○	○	○	○	意見交換会等活動報告書	可	○	○	○		有				○							・収支報告書及び添付書類について、議会事務局で確認している。（④）	会派に対しては、一人あたり月額50千円の範囲内の額を支給する。
長野県	①会派のみ		310	①前払い		②四半期	4,7,10，1月	無		5	○		○		有	全て		・原則として全ての支出に係る領収書 ・領収書等が取得できない場合にあっては「政務活動費支出証明書」を整備 ・交通費のうちＪＲ運賃、ガソリン代等については添付不要	可			○		有				○	政務活動の概要	可	○		○		無											

都道府県名	交付の対象		議員1人当たりの月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体										備考
															添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
岐阜県	②議員のみ		330	①前払い		②四半期	4.7.10.1	無		5	○		○		有	全て		領収書、利用明細書、通帳の写し等	可			○		有		○				可			○		有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて指導・助言	
静岡県	①会派のみ		450	①前払い		①毎月		無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・支払証明書（公共交通機関で領収書が発行されない場合等）	可	○	○			有	○	○		○	活動概要書（会議・県政報告会）	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員から会派経理責任者に領収書等を提出させ、確認後、支払（③） ・議長に提出前に議会事務局で確認し、不適切な支出について助言等を実施（④）	
愛知県	③会派及び議員		500	①前払い		①毎月		無		5		○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可		○	○	○	有	○	○		○	賃借事務所概要報告書	可		○	○	○	有			○						・議長への提出後、収支報告書及び領収書等の写しについて、点検を実施（議長への提出前にも四半期ごとに任意で実施）	
三重県	③会派及び議員		330	①前払い		②四半期	4,7,10,1	無		5		○			有	全て		【証拠書類の写し】 ・領収書 ・旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書 ・領収書を徴し難い場合は支出確認書 【議長が別に定める書類】 ・1件1万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し	可	○	○			有	○	○		○	・活動実施概要報告書（年間の活動内容） ・宿泊を伴う県外における政務活動に係る報告書 ・政務活動の概要を記載した報告書	可		○			有			○	○				県監査委員事務局	・議長提出後、収支報告書等について確認（④） ・定期監査において収支報告書等の監査を実施（⑤）	・議員1人当たりの交付月額の内訳は、会派分150千円/月、議員分180千円/月 ・附則により、 令和元年5月1日から令和5年4月29日まで、会派分は51,000円/月 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで、会派分は1,500円/月
滋賀県	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	・滋賀県商工会議所連合会会長 ・連合滋賀会長 ・滋賀県青年団体連合会会長 ・滋賀県地域婦人団体連合会会長	5	○	○	○	○	有	全て		領収書およびその他証拠書類の写し	可		○	○	○	有		○		○	県外における活動報告書	可		○	○	○	無											（交付月額の補足） 会派に所属しない議員には月額20万円を交付
京都府	③会派及び議員		540	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	地方自治法の一部改正を受け、新たな政務活動費に関する条例の検討に当たり、平成２４年１１月に議会運営委員会に政務活動費検討小委員会を設置し、参考人として学識経験を有する者の出席を求め、交付額や使途項目等について、意見を聴取しながら公開で集中的に協議した。	5	○	○			有	全て		①定められた貼付用紙に貼付した領収書の写し ②会計帳簿 ③事務所状況等説明書 ④印刷物配布費用等説明書 ⑤備品台帳⑥その他議長が必要と認める書類・調査研究費：府外調査時の行程表、経費内訳・広聴広報費：印刷物、成果品・要請陳情活動費：府外活動時の行程表、経費内訳、印刷物、成果品・研修費：研修会・講演会参加の案内資料、次第・会議費：会議開催時の案内資料、次第）	可	○	○			有	○	○	○	○	①～④補足 政務活動費を充てた主な活動に係る内容、要した経費等を記載した活動報告書 （対象：（ア）府の事務及び地方行財政等に関する調査研究のため、府外へ出張したとき （イ）府外で要請陳情活動を行ったとき （ウ）府の事務及び地方行財政等に関する調査委託をしたとき （エ）会派、議員が主催する会場使用料を伴う研修会、講演会、各種会議等を行ったとき （オ）政務活動費を充てて府内で宿泊したとき （カ）月、年等を単位とする会費、入会金等を払って団体に入会し、又は会員等の地位の継続、更新等をしたとき （キ）参加費、会費、資料代等を伴う研修会、講演会、各種会議等に参加したとき）	可	○	○			有			○								確認作業の対象は全会派及び全議員から提出されたすべての書類とし、原則として書面上の確認を行う。	左記の交付月額540千円は所属議員が2人以上の会派の場合。所属議員が1人の会派の場合は月額500千円、会派に所属しない議員は月額400千円。
大阪府	③会派及び議員		590	①前払い		①毎月		無		5	○	○			有	全て		・会計帳簿 ・活動記録簿 ・支払明細書 ・事務所状況報告書 ・職員雇用状況報告書 ・領収書貼付用紙（すべての領収書等の写しを貼付）	可	○	○			有	○	○		○	・府政に関する調査研究、要請陳情活動のため、管外等へ出張した場合 ・会議、飲食を伴う意見交換を行った場合 ・広聴広報活動を行った場合 ・業務委託調査を行った場合 等	可	○	○			有		○		○				政務活動費検査等協議会 ・学識経験者委員２名（弁護士１名、公認会計士１名）と議員委員３名（交渉会派より各１名ずつ）の計５名で構成。			(1) 議会事務局職員による書類確認（全会派及び全議員）。 ・提出すべき書類がもれなく提出されているか、 ・提出書類の記載内容について、計算誤りや記載誤り、按分比率の誤りがないか ・手引きに合致しているか確認。 (2) 政務活動費検査等協議会による検査 ・会派及び議員のうちから抽出により、検査を実施。（主に使途基準に合致しているか否かを中心に検査。）	左記の交付月額590千円は会派に属する議員の場合の上限額であり、会派に属しない議員の場合は月額490千円としている。
兵庫県	①会派のみ		450	③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書等添付様式、支払証明書、会計帳簿、領収書、海外視察調査計画書、職員雇用関係書類（雇用通知書、契約書、雇用に関する申出書等）、各種契約書等、会議の通知、委託業務の成果、広報誌、備品台帳、切手受払簿、回数券等使用簿、定期券使用簿　等	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	業務委託契約、会議、広報紙の発行、年会費、登庁旅費	可	○	○	○	○	有		○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出（③）、事務局確認後、会派より精算払い（④）	

都道府県名	交付の対象		議員1人当たりの月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体										備考
		その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等					①	②	③	④	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					①	②	③	④	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
															その他の内容																																
奈良県	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○			有	全て		政務活動費の支出に係る領収書その他議長が規定で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し （会計帳簿、支出に係る領収書または支出証明書、政務活動記録簿、雇用状況報告書、雇用契約書、賃金台帳、事務所状況報告書、賃貸借契約書広報誌写し、備品台帳、切手受払簿、各種契約書写し等）	可	○	○			有	○	○	○	○	調査委託、広報誌の発行・発送等、ホームページの開設等、会議・意見交換会等の参加・開催		○	○			有			○							議会事務局職員による書類確認（全会派及び全議員） 手引きに基づき確認 ・提出書類の確認 ・提出書類の記載内容、計算誤り、按分比率の確認 ・充当経費が使途基準に適合しているか確認	
和歌山県	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書	可		○	○		有				○	海外、県外の活動報告	可		○	○		有			○									・収支報告書に記載された支出額に対応した領収書等が添付されているか等の確認	
鳥取県	②議員のみ		250	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書及びその他の書類 ・事務所費における政務活動事務所状況報告書 ・事務所費・事務費・広報費における費目ごとの按分率一覧 ・人件費における政務活動業務 勤務実績表・領収書	可	○	○	○	○	有				○	・県外及び国外に係る調査研究費及び研修費における政務活動報告書 ・県内の交通費、宿泊費等の支出に係る政務活動報告書	可	○	○	○	○	有			○									・収支報告書及び添付書類を検査し、指針に沿った支出や必要な領収書等の添付がなされているか等の点検を行い、必要に応じて個別に内容確認を行っている。	
島根県	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・・領収書等の取得が困難な場合、例外的に東京等における現地での公共交通機関（JR・私鉄等）の運賃（1日当たり充当額は2千円の定額）等について支払証明書の作成による	可	○		○		有		○		○	調査委託を行ったときは、以下の資料。 ・調査委託契約書の写し ・調査委託成果品	可	○		○		有			○									・収支報告書及び領収書等の記載漏れや添付書類の不足等に関する確認を実施	
岡山県	②議員のみ		350	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書等の写し	可		○			無												無														
広島県	①会派のみ		350	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5			○		有	全て		調査研究事業実施報告書 全ての支出に係る領収書その他証拠書類（具体の調査内容等を記載した支出状況表や複雑な行程の調査では整理票(場所，目的，内容，相手方，経費の内訳)等を添付）	可			○		有	○	○				可			○		有			○									提出された収支報告書及び領収書について，議会事務局において複数人で検査している。検査にあたっては，年度当初に検査担当者全員に対して実施要領等を用いた研修会を実施している。	
山口県	②議員のみ		350	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有			○								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適当と思料される支出について指導、助言等実施	
徳島県	①会派のみ		200	③その他	会派に前払い後、会派から所属議員に精算払い	②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		・政務活動の実施内容を記載した書面及び領収書等の写し（活動報告書兼領収書等添付票、領収書、収支報告書（所属議員分、会派分）、自動車使用記録簿、印刷成果物、郵送費を計上した場合の発送物の写し、議員が開催した会議（県政報告会や意見交換会等）に係る開催通知（案内文）及び会議次第、事務所状況報告書、勤務実績表兼領収書、雇用契約書、職員従事協定書　等） ・支出をした事実を証すべき書面は領収書を徴すことが原則であるが、社会習慣その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の使途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面（支払証明書）の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。（例：ＪＲ、モノレール、地下鉄、路線バスの運賃等）	可	○	○			有		○		○	・政務活動の実施内容を記載した書面及び領収書等の写し（活動報告書兼領収書等添付票、領収書、収支報告書（所属議員分、会派分）、自動車使用記録簿、印刷成果物、郵送費を計上した場合の発送物の写し、議員が開催した会議（県政報告会や意見交換会等）に係る開催通知（案内文）及び会議次第、事務所状況報告書、勤務実績表兼領収書、雇用契約書、職員従事協定書　等）	可	○	○			有			○	○			各会派（会派の代表者及び経理責任者）		【所属議員分】所属議員からの交付請求時に、支出報告書を会派の代表者等に提出させる。審査に当たっては、議会事務局から意見を聴取し、議会事務局は、内容を確認し、必要に応じて、会派の代表者等に確認要請を行う。会派の代表者等は、適正と認められる支出について、精算払い。（③④） 【会派分】会派の経理責任者からの会派支出額報告時に、支出報告書を会派の代表者に提出させる。審査に当たっては、議会事務局から意見を聴取し、議会事務局は内容を確認し、必要に応じて、会派の代表者に確認要請を行う。会派の代表者は、適正と認められる支出について、充当額を決定。（③④）	
香川県	②議員のみ		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○		有	○			○	会合参加報告書	可	○		○		無														

都道府県名	交付の対象		議員1人当たりの月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
															添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④	①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤									
愛媛県	②議員のみ		330	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5			○		有	全て		領収書その他証拠書類の写し	可			○		有				○	・事業実績報告書 ・政務活動団体の共通経費へ充当する場合は、収支決算書及び団体に関する記録簿 ・会合参加費へ充当する場合は政務活動記録簿 ・年会費等に充当する場合は、団体概要等記録簿	可			○		有				○								収支報告書及び領収書等について、マニュアルの使途基準に沿っているか確認し、必要に応じて助言等を実施。	
高知県	③会派及び議員		280	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○			有	全て		会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し	可	○	○			有				○	主要な政務活動の内容を記載した書類	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者、会派代表者等		・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福岡県	①会派のみ		500	①前払い		①毎月		無		5	○	○		○	有	全て		支出に係る領収書（写）または支払を証明する書類（引き落とし通帳の写し、クレジットカードの利用明細等）	可		○		○	有	○	○				可				○	有	○					弁護士、公認会計士				議長への提出前に領収書等支出書類を確認し、使途基準を踏まえて助言を行う。	収支報告書、領収書等の公開方法②は、個別の閲覧請求により図書室での閲覧として公開
佐賀県	①会派のみ		300	②精算払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	○	○			有	全て		領収書、支払証明書労	可		○			有	○	○				可		○			有			○								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
長崎県	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	4、7、10、1月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○	○				可			○		有	○			○		弁護士、公認会計士、大学教授				第三者（個人）は検査は行わないが、必要に応じて指導、助言を実施	
熊本県	④その他	①会派に交付②議員に交付③会派及び議員に交付の３つの方法から会派ごとに選択	300	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書等証拠書類の写し	可		○	○	○	有	○	○			県外において、１泊２日以上の視察を行った場合、報告書の添付が必要	可		○	○	○	有			○							収支報告書及び添付書類を検査し、充当の可否について助言を実施	
大分県	①会派のみ		300	①前払い		①毎月		無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書・会計帳簿	可	○		○		有	○	○			・県外、海外での政務活動費調査研究報告書	可	○		○		有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施（④）	
宮崎県	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○		○		有				○	全ての政務活動について活動報告書を添付する。なお、県外で政務活動を行った場合は内容等詳細を記述する。	可	○		○		有			○						収支報告書及び添付書類をチェックし、疑義が生じるような支出等については指摘、確認等を行う。	
鹿児島県	①会派のみ		300	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○		○		有	全て		・事業実績報告書 ・領収書その他の証拠書類の写し	可			○		有		○		○	政務活動報告書	可			○		有			○						収支報告書等を議長提出後， ・必要な証拠書類が添付されているか ・記載された金額に誤りがないか ・不適当な経費に充当していないか 等を確認	
沖縄県	③会派及び議員		250	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿（一覧）、広報誌等成果物	可	○	○			有	○	○	○	○	調査報告書、会議活動記録、要請・陳情等活動記録等	可	○	○			有			○						・各議員及び会派から提出された収支報告書及び領収書等添付書類について、不適正な支出等がないか確認した上で、助言等実施	
計	① ② ③ ④	16団体 8団体 20団体 3団体		① ② ③	40団体 1団体 6団体	① ② ③ ④ ⑤	11団体 34団体 1団体 0団体 1団体				① 39 団体	② 26 団体	③ 33 団体	④ 15 団体	47 団体				① 47 団体	② 24 団体	③ 26 団体	④ 32 団体	④ 16 団体	44 団体	① 28 団体	② 34 団体	③ 13 団体	④ 30 団体		43 団体	① 27 団体	② 24 団体	③ 29 団体	④ 14 団体	42 団体	① 2 団体	② 5 団体	③ 8 団体	④ 40 団体	⑤ 2 団体						

② 市区町村分

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤								
北海道	札幌市	①会派のみ		400	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可		○			無													有		○	○			各会派の政務調査員		議長提出前に会派内で精査しており（③）、同時に議会事務局としても条例等に定められた様式や内容を備えているか等の確認をしている（④）。	
北海道	岩見沢市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○			有	○		○	○	視察調査、研修会への参加及び陳情・要望活動の実施については政務活動計画書及び報告書	可	○	○			有				○						収支報告書及び検査書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	美唄市	③会派及び議員		8	①前払い		④1年	なし（申請後に速やかに交付している）	無		5		○			無									無													有				○						収支報告書を議長に提出。議長は必要に応じて調査を行い、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に務める。	平成20年4月1日～現在まで政務活動費は凍結中。平成19年以前は、各会派の経理責任者等が収支報告書を作成し、収支報告書は議長が、領収書は各会派の経理責任がそれぞれ5年間保存することとしていたが、収支報告書への領収書等の添付は条例上、義務付けしていない。今後、政務活動費の凍結は解除することになった際は、収支報告書への領収書等の添付を義務付けするなど条例等の見直しを行うこととしている。
北海道	三笠市	③会派及び議員		4	②精算払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書等の支出証拠書類	可	○		○		有	○	○	○	○	視察内容報告書類	可	○		○		有				○	○			総務課総務秘書係		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	
北海道	砂川市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月（改選期は5月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○		○	○	広報紙の成果品	可	○	○		○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	・左記「議員１人当たり月額１万円」を年度当初に所属する会派に一括交付し、年度末に会派より収支報告書及び関係書類を提出する。なお、残金が発生した場合は、返還戻入する。
北海道	深川市	①会派のみ		10	②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書、その他の証拠書類	可				○	無												有				○						・実績報告書及び添付書類を検査（④）	
北海道	南幌町	②議員のみ		8	②精算払い		⑤その他	政務活動を行った日から30日以内	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	無												有				○						・精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出後、議会事務局による検査を実施	
北海道	長沼町	②議員のみ		8	①前払い		④1年	4月	無		5		○	○		有	全て		領収書	可		○	○		無												有				○						収支報告書や領収書の確認	
北海道	栗山町	②議員のみ		20	②精算払い		②四半期	8,11,2,4月	無		5	○	○			有	全て			可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有	○			○		税理士				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	江別市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査（④）	申合せにより、研修費又は調査研究費を支出した場合は、報告書を作成することとしている。
北海道	千歳市	①会派のみ		17	②精算払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			無												有			○	○			会派の経理責任者、会長		所属議員からの清算払い申請時に収支報告書及び領収書、計画書を会派の経理責任者に提出させ、確認。その後、議会事務局にて確認し、清算払い。	「政務活動費の運用基準」を策定しており、この基準に基づき、運用を行っている。活動報告書は領収書とともにHPに掲載している。
北海道	恵庭市	①会派のみ		13	②精算払い		④1年	改選期以外は4月、改選期は5月	無		5	○	○			有	全て		領収書、明細書	可	○			○	有			○			可	○			○	有				○						提出された報告書、領収書等の照合と支出内容の確認	
北海道	北広島市	④その他	会派、及び会派に属さない議員を無会派として交付	13	①前払い		④1年	4月30日に交付ただし、年度途中で新たに結成した会派は1日に結成した場合は結成した月の翌月、1日以外に結成した会派は、結成した月の翌月の末日に交付	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	否					有	○					可	○	○			有				○						・精算時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、差額があれば戻入させる。	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
												①	②	③	④						①	②	③	④					①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
北海道	石狩市	①会派のみ		17	①前払い		③半年	前半期4月20日後半期10月20日	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○	○	行程表	可	○	○			有				○					会派経理責任者から提出された政務活動費に係る収支報告書、領収書、活動報告書等の日付、金額、領収書の宛名等に誤り等がないか検査を行う。	
北海道	当別町	③会派及び議員		10	②精算払い		⑤その他	年４回を上限として随時	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○	○	その他必要と認められるもの	可	○			○	無											
北海道	小樽市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	4月	有	小樽市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書その他の証拠書類、会計帳簿	可	○		○		有	○		○	○	会議等報告書	可	○		○		無											
北海道	京極町	②議員のみ		10	②精算払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	無											無											
北海道	室蘭市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○					添付書類が揃っているか、計算誤りや記載ミスがないかの確認	
北海道	苫小牧市	①会派のみ		25	①前払い		④1年	4月末	有	苫小牧市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書添付 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容） ・旅費については旅費計算書添付	可	○	○			有	○	○	○	○	①～③以外の活動の場合、作成した資料添付	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員会からの支出に関する申請及び精算時に支出に係る内容領収書を確認し収支報告書に記載し事務局に提出（③） ・支出報告書及び添付書類を検査し、適切な支出について指導、助言等を実施（④）	
北海道	登別市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	毎年度の最初の月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書、政務活動・成果報告書	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有				○	○			政務活動費検査会、監査委員及び総務部総務グループ	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、指導、助言等実施（④・⑤）	交付方法について、交付した総額から調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、返還とする。
北海道	伊達市	④その他	会派又は議員の選択制	10	①前払い		④1年	４月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	有	○		○	○	政務活動成果報告書	可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施	
北海道	豊浦町	③会派及び議員		20	②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	函館市	①会派のみ		45	③その他	概算払い	③半年	4，10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書および領収書に準ずる書類 ・会計帳簿 ・支出伝票 ・出張報告書 ・その他政務活動費の使途に関する資料	可	○	○	○	○	有	○		○	○	航空券半券、印刷物等の成果品、リース契約書、会議等の報告書等	可	○	○	○	○	有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・政務活動費として支出できない経費が含まれていないかの確認 ・支出科目の確認、支出金額と領収書の金額の整合 ・領収書の宛名等の確認 ・支出金額の内訳が明確であるかの確認　等	
北海道	福島町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	有	議会基本条例諮問会議	5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○				有				○	政務活動費を活用した視察、研修等については全て報告	可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	上ノ国町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	5月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○		○	○	会議等報告書	可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、指導・助言等実施	
北海道	せたな町	②議員のみ		120	②精算払い		⑤その他	随時	無		5	○			○	有	全て		領収書等	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	旭川市	④その他	会派又は会派に属さない議員	80	②精算払い		③半年	4月及び10月	無		5	○	○			有	全て		領収書，会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○	○	要請陳情活動報告書	可	○	○			有				○					・支出票，会計帳簿及び添付書類を検査し，不適正な支出について指導，助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④						①	②	③	④			①	②	③	④	⑤								
北海道	名寄市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○			可	○				無												
北海道	東神楽町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書、報告書、その他資料	可			○		無											無											
北海道	上川町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	5月	無		5				○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書類	可				○	有	○		○			可				○	無											
北海道	美深町	③会派及び議員		13	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	有			○	○	調査研究その他の活動	可				○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	留萌市	④その他	会派又は無所属議員	10	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	否					有	○	○	○	○	政務活動事業実施報告書	可	○		○		有			○	○	○			会派の経理責任者	議長	・経理責任者において収入伝票等の様式により政務活動費の経理状況を明確にしておく（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④） ・政務活動実施届出書及び実施報告書の提出（⑤）	
北海道	稚内市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	４月（改選期は５月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○	○	○	○	広報・広聴活動、要請・陳情活動、会議、資料の作成や購入のほか、必要とした人件費や事務所に係る経費などについての報告書類	可	○	○		○	有				○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	北見市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	4月20日	有	北見市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書その他の証拠書類の写し ※その他の証拠書類の写し ・支払調書 ・政務活動報告書 ・旅費の支出に係る旅費内訳表及び旅費計算書 ・会派が発行した広報誌、報告書等の印刷物	可	○	○		○	有	○	○	○	○	市政報告会、住民の声を聴く相談会、要請・陳情活動、会議の開催・参加等に係る報告書	可	○	○		○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	網走市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月30日（選挙のある年は6月30日）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計簿、支出内訳書	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会議等	可	○	○	○		有				○						・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出してもらい、係長が確認後、積算をする。 ・確認する際、不適正な支出について指導、助言等実施。	当市議会では、旅費が生じる出張（会派視察、研修への参加、会議等への出席等）の場合に、出張報告書という書類を提出していただいております。
北海道	紋別市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書その他の当該支出の事実を証明する書類の写し	可			○		無											有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	美幌町	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		支出に係る領収書その他支出を証明する書類	可			○		有	○	○	○	○	議員本人が主催する講演会・会議	可			○		有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	帯広市	③会派及び議員		30	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	有	帯広市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・支払調書 ・領収書 ・調査、研修報告書 ・現金出納簿	可	○	○		○	有	○		○	○	講座・セミナー等の受講	可	○	○		○	無											
北海道	音更町	①会派のみ		8	①前払い		④1年	４月	有	音更町特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		・領収書及び証拠書類（写） ・調査日程及び調査内容等の概要	可			○	○	有	○		○	○	要請陳情等活動報告、会議等報告	可	○	○			有				○						・添付されている領収書・内訳書により収支報告書との整合性を確認 ・添付されている領収書・内訳書の正当性については活動報告書の内容も照らし合わせて確認	
北海道	鹿追町	③会派及び議員		10	③その他	概算払	⑤その他	交付決定後	有	鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会	5	○	○			有	全て		領収書（写し）	可	○	○			有	○					可	○	○			有		○		○			鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会			領収書及び収支報告書との整合性及び妥当性（②・④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④						①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
北海道	釧路市	③会派及び議員		40	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面）	可	○	○			有	○	○	○	○	会議等実施報告書	可	○	○			有				○					半期毎に収支報告書、領収書、出張報告書及び支出内容についての点検。	
北海道	釧路町	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月	無		10		○			有	全て		領収書	否					無											有				○					議長に提出した、収支報告書及び領収書を検査。	
北海道	根室市	③会派及び議員		20	②精算払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		収支報告明細書、支払伝票、支払証明書、旅費等明細書、、備品台帳、受払簿	可				○	有				○	政務活動報告書	可				○	無												
計	43 団体	① ② ③ ④	15団体 11団体 11団体 6団体		① ② ③	29団体 12団体 2団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 5団体 5団体 29団体 4団体				① 33 団体	② 25 団体	③ 9 団体	④ 20 団体	42 団体				39 団体	① 25 団体	② 21 団体	③ 9 団体	④ 21 団体	33 団体	① 29 団体	② 16 団体	③ 29 団体	④ 22 団体		33 団体	① 26 団体	② 18 団体	③ 6 団体	④ 16 団体	35 団体	① 1 団体	② 1 団体	③ 5 団体	④ 34 団体	⑤ 4 団体						
青森県	青森市	③会派及び議員		90	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、会計帳簿、その他支出を証する書類	可		○	○	○	有	○	○	○	○	要請及び陳情活動等	可		○	○	○	有				○					・「政務活動費の手引き」に基づき、収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて助言等実施（④）	
青森県	弘前市	①会派のみ		50	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	○	○	○		有	全て		・会計帳簿 ・ガソリン代計算書 ・タクシーチケット明細 ・領収書を徴することができない場合は支払証明書 ・作成した印刷物（写し可） ・雇用台帳 ・事務所台帳 ・備品台帳	可	○	○	○		有	○	○	○	○	報告会、意見交換会、要請・陳情、会議	可	○	○	○		有				○					会派から提出された収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備があった場合や政務活動費として適切ではない支出については、訂正や追加の書類提出を依頼する。	収支報告書・領収書・報告書等の閲覧に関しては、収支報告書等閲覧請求書を提出することにより、誰でも、事務局に保管されている閲覧用の各種書類を見ることが可能。
青森県	八戸市	①会派のみ		80	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書またはそれに代えられるもの（レシート、銀行の振込金受取書・ATM利用明細書（票）・郵便局振込票兼領収書、銀行等の口座振替にかかる通帳の写し、支払証明書など）・領収書等だけでは、その支出内容等の内訳が明確でない場合は、内訳の分かる明細書等（納品書や請求書でも可能。）の写しを添付するものとする。	可	○	○	○		有	○	○	○	○	会場費等の支出を伴う市政報告会や住民との意見交換会、旅費・宿泊費の支出を伴う要望・陳情活動、会場費や参加費、旅費、宿泊費の支出を伴う各種会議	可	○	○	○		有				○					会派から提出された収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備があった場合や政務活動費として適切ではない支出についてはお知らせし、訂正や追加の書類提出を依頼する。	※収支報告書・領収書・報告書等の閲覧に関しては、収支報告書等閲覧請求書を提出することにより、誰でも、事務局に保管されている閲覧用の各種書類を見ることが可能。
青森県	黒石市	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○			○	有	全て		領収書、成果物	可				○	有	○		○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類について点検等実施（④）	
青森県	五所川原市	①会派のみ		27	①前払い		③半年	4, 10月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有			○			可			○		有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出のついて指導、助言等を実施。	
青森県	十和田市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書。ただし、交通費、旅費については、十和田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の「特別職の職員」の区分を準用する。	可	○	○			有	○		○	○	陳情等活動報告書	可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類の確認及び検算を行う。	
計	6 団体	① ② ③ ④	4団体 1団体 1団体 0団体		① ② ③	6団体 0団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 3団体 3団体 0団体 0団体				① 5 団体	② 4 団体	③ 4 団体	④ 2 団体	6 団体				6 団体	① 3 団体	② 4 団体	③ 4 団体	④ 2 団体	6 団体	① 5 団体	② 3 団体	③ 6 団体	④ 4 団体		6 団体	① 3 団体	② 4 団体	③ 4 団体	④ 2 団体	6 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 6 団体	⑤ 0 団体						
岩手県	盛岡市	②議員のみ		50	①前払い		③半年	4、10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書が発行されない場合は支出証明書 ・議員が発行した広報紙 ・委託調査に係る成果品 ・事務所の賃貸借関係を証する書類の写し ・備品を購入した場合の保証書の写し	可	○	○			有	○	○				可	○	○			無										
岩手県	宮古市	②議員のみ		13	①前払い		④1年	請求があった日から起算して30日以内に交付（年度内に政務活動費の残金がある場合は返還）	無		5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○	○	○	要請・陳情活動を行った場合	可	○		○	○	有				○	○			議会運営委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④） ・議会運営委員会において収支報告書及び添付書類を確認（⑤）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体											備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
												①	②	③	④						①	②	③	④				①	②	③	④		①	②	③	④	⑤							
岩手県	大船渡市	③会派及び議員		7	①前払い		④1年	4月	無		10	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○		可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岩手県	花巻市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書等の写し	可			○		有	○	○			可			○		有				○					・議会事務局職員が1件ずつ内容を確認	
岩手県	北上市	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	5月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○		○	○	交通費を伴う調査研究報告	可	○	○		○	有				○				政務活動費検証委員会	各会派の代表者及び無会派議員の代表者で組織する政務活動費検証委員会において、全ての収支報告書等の検査を実施している。	
岩手県	久慈市	④その他	会派または会派に属さない議員	10	②精算払い		⑤その他	随時	無		5	○	○			有	全て		・領収書 ・経費の性質上、添付すべき書類	可	○	○			有	○	○	○	○	発行した広報誌の添付、タブレット端末通信経費にかかる請求書（内訳が確認できるもの）	可	○	○			有				○					会派からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を提出させ確認する。	
岩手県	遠野市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		10	○			○	有	全て		領収書	可				○	無										有				○					マニュアルに基づく提出であるかの確認、検算等を行っている。	国内・海外視察、研修報告書は運用により収支報告書に添付することとしている。
岩手県	一関市	③会派及び議員		15	①前払い		⑤その他	一括又は分割を選択できる。例年であると一括で4～5月に支払っている。	無		5	○	○			有	全て		①領収書又はこれに準ずる書類 ②①が徴し難いときは支払証明書	可	○	○			無										有			○	○				検証会		収支報告書及び添付書類を議会事務局職員で点検し、その後会派代表者等による検証会を開催し、検査する。	
岩手県	陸前高田市	③会派及び議員		13	①前払い		③半年	4.10月	無		5	○		○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○	○	○	○	政務活動概要報告書	可	○		○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岩手県	釜石市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書、会計帳簿	可	○		○		有	○	○	○	○	会議	可	○		○		有				○					各会派から提出された収支報告書及び添付書類を議会事務局職員が検査し、確認後精算。	
岩手県	二戸市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書、支払証明書	可				○	有	○	○	○			可				○	有					○			二戸市監査委員	・政務活動費の執行状況について職員からの説明聴取と収支報告書及び証拠書類等の精査、突合を実施	収支報告書の市HPでの公開は、交付決定額や収支一覧の金額のみ
岩手県	八幡平市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月（交付請求月）	無		5	○			○	有	全て		領収書またはこれに準ずる書類（支払い証明書）	可	○			○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可				○	無										
岩手県	奥州市	②議員のみ		12	①前払い		④1年	4～5月月	無		10	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査旅費を支出した場合は、行程表及び視察報告書を添付	可	○			○	有	○					可	○			○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岩手県	滝沢市	③会派及び議員		15	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、その他支出を証すべき書面	可	○	○		○	有	○	○	○	○	政務活動（調査研究・研修・要請陳情等）実施報告書	可	○	○		○	有				○	○			議会運営委員会	・支出報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（⑤）	
岩手県	紫波町	③会派及び議員		5	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書 会計帳簿	可	○	○	○		有	○		○			可			○		有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施（④）	
岩手県	矢巾町	①会派のみ		16	①前払い		③半年	6,10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書その他支出を証する書類	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有				○					収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後議長に提出。	
岩手県	平泉町	②議員のみ		5	①前払い		③半年	5月、10月	無		5		○	○		有	全て		領収書、その他支出を証する書面	可		○	○		有				○	調査研究等実施報告書	可		○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
計	17 団体	① ② ③ ④	1団体 8団体 6団体 2団体		① ② ③	16団体 1団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 6団体 9団体 2団体				① 14 団体	② 9 団体	③ 7 団体	④ 6 団体	17 団体				17 団体	① 12 団体	② 9 団体	③ 6 団体	④ 7 団体	15 団体	① 14 団体	② 11 団体	③ 11 団体	④ 8 団体		15 団体	① 10 団体	② 7 団体	③ 7 団体	④ 6 団体	15 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 13 団体	⑤ 4 団体						

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
												①	②	③	④						①	②	③	④						①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
宮城県	仙台市	③会派及び議員		350	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	有	仙台市特別職の職員の報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		領収書、その他支出を証すべき書類の写し	可	○		○	○	有				○	政務活動の概要を記載した政務活動報告書のほか、出張（国内外）する場合は出張記録簿	可	○		○	○	有				○				条例や政務活動費取扱い手引書等に基づき執行されたものであるか検査を行っている。		
宮城県	石巻市	①会派のみ		30	①前払い		⑤その他	4月	無		5	○	○			有	全て		・科目別明細書 ・出納簿 ・全ての支出に係る領収書 ・鉄道、バスなど領収書等を徴することができないものなどは、会派代表者が証明する支出証明書	可	○	○			有	○	○		○	・政務調査活動概要報告書 ・要請・陳情活動報告書 ・会議報告書 ・職員等の雇用届出 ・職員等の雇用契約書の写し ・職員等の業務・勤務実績表兼領収書	可	○	○			有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮城県	塩竈市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	有	塩竈市特別職給料等審議会	5	○				有	全て		領収書その他支出の内容を証するもの	可				○	有			○	○	・調査研究活動報告書 ・領収書その他支出の内容を証するもの	可				○	有			○	○			会派の経理責任者		各会派で確認後、経理責任者が収支報告書を作成し、領収書その他支出の内容を証するものを添えて、議長あてに提出する。 議会事務局は、各会派から議長あてに提出された収支報告書等を確認し、必要に応じて助言等を行う。	
宮城県	気仙沼市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○		○	○	要請・陳情活動報告書	可	○	○			有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮城県	白石市	①会派のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○	○			白石市議会議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	1.左記に関する条例 <白石市議会政務活動費の交付に関する条例> （透明性の確保） 第10条　議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。
宮城県	名取市	①会派のみ		12	①前払い		④1年	4月	無		10	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会議報告書等	可	○	○		○	有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
宮城県	角田市	①会派のみ	所属議員が１人の場合を含む。	5	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		収支報告書の添付書類として ・支出伝票 ・支払証明書 ・会計帳簿	可	○		○		有	○	○	○	○	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けにおいて「①国内視察報告書」～「④その他（会議、陳情活動等報告書等）」の区別はなく、角田市議会政務活動費の交付に関する条例別表で定める経費の項目ごとに、角田市議会政務活動費の交付に関する事務取扱要領で定める様式において報告する。（会派が主催する研修会等については「研究会・研修会等実施報告書」にて報告）	可	○		○		有				○	○				監査委員	・前年度の政務活 動費に係る収支報 告書等を4月20日ま でに提出させ、確 認後、精算する。 （④） ・定期監査におい て実施（⑤）	
宮城県	多賀城市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月	無		10	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有			○	○	・研修計画書 ・調査研究計画書（報告書） ・要請・陳情活動計画書（報告書） ・会議等開催報告書	可	○	○			有				○				会派の代表者及び無会派議員から事務局へ提出された収支報告書等を内容精査し、会派等へ確認作業を行う。	
宮城県	岩沼市	③会派及び議員		15	②精算払い		③半年	4.10月	無		5	○		○		有	全て		領収書・ガソリン代計算書	可	○		○		無											有				○					政務活動費運用マニュアルに沿って検査を行う。	
宮城県	登米市	③会派及び議員		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○		○		有	○		○			可	○		○	○	有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
宮城県	栗原市	③会派及び議員		25	①前払い		③半年	上期分（4/1～9/30）：交付決定通知のあった日から交付年度の9月20日までの請求に基づき交付 下期分（10/1～3/31）：10月1日から交付年度の3月20日までの請求に基づき交付	無		5	○			○	有	全て		・領収書 ・レシート(要綱に規定する立替払いに限る。)、銀行振込の場合は請求書及び振込済通知書、委託契約等の場合は契約書の写し、口座振替等領収書の発行がない場合は通帳の該当ページの写し(請求書・支払明細書等添付)領収書	可	○			○	有	○		○			可	○		○		無									「政務活動費の運用指針」を定めて執行している。収支報告提出の際、議会事務局で確認・協議の上提出している。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体											備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
												①	②	③	④						①	②	③	④						①	②	③	④			①	②	③	④	⑤							
宮城県	東松島市	①会派のみ		15	②精算払い		④1年	4月又は5月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・領収書又はこれに準ずる書類を添付する。 ・領収書を復することができないものについては、会派の支払証明書（様式第6号）をもってこれに代えることができる。	可	○			○	無											有				○					収支報告書及び領収書を提出させ、不適切な支出について指導、助言等実施。	会派活動を実施する前に、会派活動実施届出書を、終了後に会派活動実施報告書を提出させている。そのため、精算時の収支報告書には活動報告書の添付は義務付けていない。
宮城県	大崎市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書（支払証明書）	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					必要書類提出後，議長報告前に確認を実施	
宮城県	富谷市	③会派及び議員		15	③その他	概算払いのち精算	④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○			○	無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
宮城県	大河原町	①会派のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての収支に係る領収書	可				○	有			○			可	○			○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な収支について指導、助言等実施	
宮城県	柴田町	④その他	会派又は議員の選択制	10	①前払い		④1年	申請月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○	○	調査研究、広報広聴活動報告書	可		○			有				○					・活動実施前に調査研究等計画書を議長あてに提出。実施後、速やかに調査研究等活動報告書にて議長に報告。使途基準に沿ったものかを調査（④）。 ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
宮城県	丸森町	④その他	会派又は議員	5	③その他	基本的に精算払いだが必要があれば前払い可	⑤その他	研修開催ごと	無		5				○	有	全て		すべての支出に係る領収書の写し	可				○	有			○			可				○	有				○				監査委員	年に一度、議会事務局が保管している収支報告書等の書類を監査委員に見てもらい、適切に執行しているか検査する。	
宮城県	松島町	④その他	会派又は議員の選択制	7	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、受領できない証明書	否					有			○			可			○	○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導助言等を実施(③)	
宮城県	七ヶ浜町	④その他	会派又は議員の選択制	8	①前払い		③半年	上半期(4月又は5月)と下半期(10月又は11月)	有	七ヶ浜町特別職給料等審議会	5				○	有	全て		領収書その他の支出を証する書面を添えて提出	可				○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮城県	利府町	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月～5月	有	利府町特別職給料等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		収支報告書、出納簿、支出票、通帳、領収書、その他証拠書類	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	調査研究等実施報告書	可	○	○	○	○	有				○					・各会派代表から収支報告書及び添付書類を提出させ、議会事務局で政務活動費の手引きを基に確認を行っている。	
宮城県	大和町	③会派及び議員		10	①前払い		③半年	5, 10月	無		5				○	有	全て		・領収書 ・その他の支出を称する書面	可				○	無											有				○	○			監査委員	・領収書原本の確認 ・監査委員による検査実施	
宮城県	大郷町	③会派及び議員		5	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収証、その他の支出を証すべき書面	可	○			○	有	○	○				可	○			○	無											
宮城県	色麻町	②議員のみ		5	②精算払い		④1年	5月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有				○				総務課（町長部局）	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（⑤）	
宮城県	女川町	②議員のみ		5	②精算払い		④1年	出納閉鎖期間	無		5			○		有	全て		領収書、書籍等購入記録票	可			○		有	○	○	○	○	・行程表 ・研修会の実施要領、案内文書等	可			○		有				○					・議員からの収支報告書及び領収書等を確認後、精算払い	
計	24 団体	① ② ③ ④	8団体 2団体 9団体 5団体		① ② ③	18団体 4団体 2団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 4団体 17団体 2団体				① 20 団体	② 9 団体	③ 7 団体	④ 13 団体	24 団体				23 団体	① 16 団体	② 9 団体	③ 7 団体	④ 12 団体	19 団体	① 13 団体	② 9 団体	③ 7 団体	④ 10 団体		19 団体	① 13 団体	② 9 団体	③ 7 団体	④ 10 団体	22 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 20 団体	⑤ 5 団体						

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体											備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									検査方法	
												①	②	③	④						①	②	③	④						①	②	③	④	①	②	③	④	⑤						
秋田県	秋田市	①会派のみ		100	①前払い		②四半期	・各四半期の最初の月に各3箇月分を交付 ・交付月の12日（交付日）に交付	有	秋田市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・その他内容を証明できる証拠書類	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有				○					収支報告書等を条例、規則、使途基準運用指針に基づき確認する。	
秋田県	能代市	②議員のみ		10	③その他	議員に概算払い後、収支報告に伴い精算	④1年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可				○	無										有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、確認（④）	
秋田県	横手市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）又はこれに準ずる書類	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○	○		○	有				○					・収支報告書及び領収書、添付書類を議長に提出後、議会事務局による提出書類の検査（確認）を実施。疑義のあるものについては、議長が運用の可否を判断（④）	使途基準や収支報告書の公開等の詳細については運用指針を定め、それに従って運用する。
秋田県	大館市	②議員のみ		15	①前払い		④1年	４月	無		5				○	有	全て		領収書、内訳書	可				○	有	○		○	○	活動報告書	可				○	有				○					収支・支出内容の精査、報告書等添付書類の確認など	
秋田県	男鹿市	②議員のみ		8	①前払い		⑤その他	毎年度11月末日までの期間において毎月15日までに請求書を受理したものは翌月1日、16日以降に受理したものは翌月20日の支払い。	無		5	○			○	有	全て		領収書又はその写し	可				○	有	○	○	○	○	会議・陳情活動等に係る報告書、作成資料のほか、領収書では内容が分からない場合はその補足資料	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正と思われる支出について指導、助言等実施（④）	・議員一人当たり年額10万円を一括支給し、精算時、実績により返還金が発生する場合あり。 ・使途、収支報告に係る添付書類については条例、規程、内部で定めた運用指針に基づき処理している。
秋田県	湯沢市	③会派及び議員		10	②精算払い		⑤その他	政務活動後に交付申請を受け、交付決定後に随時支払	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・会計帳簿の写し ・領収書の原本 ・そのほか議長が必要と認める書類	可	○	○			有	○	○	○	○	調査研究・要請・陳情活動報告書及び活動記録	可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出がないかを確認。	
秋田県	鹿角市	③会派及び議員		5	①前払い		④1年	4月	有	鹿角市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・研修費用における資料や報告書	可				○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類、領収書等を検査し、政務活動費からの支出が適当ではないもの等について指導、助言、報告書の訂正依頼等実施	
秋田県	由利本荘市	④その他	会派又は議員	15	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可			○		無										有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
秋田県	大仙市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	4月	有	大仙市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		支出を証明する書類（領収書、振込依頼書、その他これらに類する書類）	可	○	○		○	有	○			○		可	○	○		○	有			○	○			会派代表者		会派代表者による決裁又は確認	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けは、内規に基づき処理している。
秋田県	北秋田市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④1年	4月（ただし、所属議員数の異動又は会派の解散等生じた場合は追加交付及び返還などの調整あり）	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書が発行されない場合は金額が明記されている書類	可				○	有				○	・（調査研究、研修、要請陳情）報告書 ・印刷物等成果品	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、残余金及び不適正な支出については返還	
秋田県	にかほ市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	交付の要件を満たすこととなった月の20日	有	特別職報酬等審議会	5		○			有	全て		領収書、又はこれに準ずる書類	可		○			有	○	○	○	○	視察先などの詳細資料、研修内容の詳細資料等	可		○			有			○	○	○		会派等の経理責任者、会派会長等	市長	・収支報告書及び添付書類を確認、精算（③） ・提出された報告書について、必要に応じて確認、検査を実施（⑤）	
計	11 団体	① ② ③ ④	2団体 4団体 3団体 2団体		① ② ③	9団体 1団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 0団体 8団体 2団体				① 8 団体	② 5 団体	③ 2 団体	④ 7 団体	11 団体				11 団体	① 4 団体	② 5 団体	③ 1 団体	④ 7 団体	9 団体	① 8 団体	② 6 団体	③ 6 団体	④ 7 団体		9 団体	① 4 団体	② 5 団体	③ 0 団体	④ 6 団体	11 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 2 団体	④ 11 団体	⑤ 1 団体						
山形県	山形市	②議員のみ		100	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有	○	○	○	○	市政報告会、公聴会、要請陳情活動、会費、年会費	可	○	○			有				○					議員より提出のあった収支報告書について、議会事務局の職員が「山形市政務活動費の手引き」に沿った支出内容になっているか確認している。	
山形県	米沢市	②議員のみ		30	①前払い		③半年	4, 10	有	米沢市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書（米沢市議会政務活動費報告書）	可	○	○		○	有	○		○	○	会議、陳情活動等報告書など	可		○		○	無										使途基準に従い、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費に使用するものとし、それ以外のものに充ててはならない。 報告書及び当該支出に係る領収書等の領収書類を当該政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の5月20日までに議長に提出しなければならない。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④	①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	⑤							
山形県	鶴岡市	③会派及び議員		30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（支出明細書等）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○		○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④）	
山形県	酒田市	④その他	会派及び会派に属しない議員	25	①前払い		③半年	4月及び10月	無		5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書（旅費規程の例により支出されるものを除く）	可	○				有	○	○	○			可	○				有				○					収支報告書への領収書・会派調査報告書の添付を要項で義務付けている	
山形県	新庄市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		④1年	4月～5月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有			○				各会派（会派の経理責任者等）		会派の経理責任者が領収書をもとに、収支内容を確認し、収支報告書を検査する。	
山形県	寒河江市	①会派のみ		12	①前払い		③半年	4，10	有	市特別職報酬等審議会（当初）	5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類（支払証明書等）	可	○	○		○	無						可	○	○		○	有				○					・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者から提出してもらい、その報告書に記載の収支内容及び領収書等との整合性を確認するとともに本市議会政務活動費の取扱いに関する運用指針に照らして適正に支出されているか確認を行っている。	
山形県	上山市	④その他	会派又は会派に所属していない議員	10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		収支報告書、支出内訳書、領収書、支払証明書、活動報告書	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○					・提出付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
山形県	村山市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	有	市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	無												無										
山形県	長井市	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費等における事業報告書 ・広報費、資料作成費における作成物の写し	可	○		○		有	○	○	○	○	・出席した会議等の報告書	可	○		○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山形県	天童市	④その他	会派又は会派に属さない議員	13	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有				○					書類の不備や誤り等の確認	運用基準に基づき、収支報告書書への領収書・活動報告書等の添付を義務付け
山形県	東根市	③会派及び議員		13	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書、 会計帳簿等	可	○			○	有	○		○	○	左記のいずれも収支報告書記載の「政務活動の成果」として添付	可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を点検し、不適切な支出があれば指導、助言等を行っている。	活動報告書等の添付について、条例に規定はないが、収支報告書に記載する「活動の成果」として提出を求めている。
山形県	尾花沢市	④その他	会派および会派に所属しない議員	10	③その他	4月に年額を概算払いで支払い、3月（年度末）に精算する。	④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		支出内訳書、領収書原本または支払証明書	可	○	○			有				○	調査研究報告書	可	○	○			有				○					収支報告書および添付書類を検査し、不適切な支出について指導助言等を実施。	
山形県	南陽市	④その他	会派に所属しない議員も会派とみなして交付	10	①前払い		④1年	5月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○	○				可	○			○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山形県	朝日町	②議員のみ		10	③その他	精算払い。概算払いも可	⑤その他	4,10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有				○	○			正副議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	
山形県	川西町	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4.10月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	無												有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等の実施（④）	
計	15 団体	① ② ③ ④	2団体 5団体 2団体 6団体		① ② ③	13団体 0団体 2団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 7団体 6団体 1団体				① 15 団体	② 7 団体	③ 2 団体	④ 10 団体	15 団体				15 団体	① 15 団体	② 7 団体	③ 2 団体	④ 10 団体	12 団体	① 11 団体	② 8 団体	③ 10 団体	④ 6 団体		13 団体	① 11 団体	② 7 団体	③ 2 団体	④ 8 団体	13 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 12 団体	⑤ 1 団体						
福島県	福島市	①会派のみ		100	①前払い		③半年	4月,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書（概算払いの旅費ややむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書）	可	○		○		有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書	可	○		○		有			○	○				会派の経理責任者		・収支報告書提出の際、会派の経理責任者が現金出納簿並びに領収書等の関係証拠書類を検査している（③） ・収支報告書、現金出納簿並びに領収書等の関係証拠書類を事務局において検査している（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）				活動報告書等の閲覧等の可否	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
												①	②	③	④						①	②	③	④		①	②	③	④		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤								
福島県	会津若松市	①会派のみ		35	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○		○		有	全て		会計帳簿	可			○		有				○	・事業報告書 ・旅費計算書、行程表	可			○		有				○					収支報告書及び添付書類を精査し、不適切な支出や書類の不備等について助言等を実施し、余剰金について会派より返納。	
福島県	郡山市	①会派のみ		100	①前払い		③半年	4月，10月	有	政務活動費審議会	5	○	○	○	○	有	全て		・領収書 ・視察及び研修は報告書、相手方名刺等	可	○	○	○	○	有	○		○	○	②は実施の前例なし	可	○	○	○	○	有				○	○				市長	・収支報告書及び領収書等を議長へ提出した後、市長に送付し、市長（総務法務課）において審査を実施(⑤)	
福島県	いわき市	①会派のみ		110	①前払い		③半年	4，10月	有	特別職報酬等審議会	7	○			○	有	全て		・領収書 ・契約書（写）、納品書、調査等報告書	可				○	有	○	○				可				○	有			○	○			会派の経理責任者、会派の代表者		・収支報告書及び領収書等を会派の代表者の確認を経て会派の経理責任者に提出させ（③）、議会事務局において検査を実施（④）	
福島県	白河市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月末日	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、支払証明書	可		○	○		有	○	○	○	○	行程表、領収書等証拠書類	可		○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福島県	須賀川市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4，10月	有	須賀川市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		政務活動事業実績書、領収書等の証拠書類	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					書類審査	
福島県	喜多方市	①会派のみ		20	①前払い		③半年	4，10月	有	特別職報酬審議会	5	○			○	有	全て		領収書、その他の支出の事実を証する書類又はその写し	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					条例に定める期日までに会派の経理責任者から収支報告書を提出させ、確認後、精算手続きを実施(④)	
福島県	相馬市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	毎年4月25日	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福島県	二本松市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④1年	4月	有	二本松市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書（徴することができない場合は支払証明書）	可	○	○			有	○		○	○	要請・陳情活動、会議	可	○	○			有				○					・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、支出内容等について事務局で確認	海外行政調査旅費は、当面の間、政務活動費の対象としない
福島県	田村市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4.10月	無		5	○		○		有	全て		すべての支出に係る領収書	可			○		無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等の実施	
福島県	南相馬市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	年1回4月30日交付（日曜、土曜又は休日の場合は、最も近い翌日）	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿 ・調査研究に係る自家用車利用証明書	可	○	○	○		無												有				○					収支報告書及び領収書を議長に提出する前に、議会事務局による検査を実施	※活動報告書等については収支報告書への添付の義務付けはないが、政務活動費の交付に関する規則により、市外にて調査研究・研修を行うときは実施計画書及び報告書を提出することが規定されている。
福島県	伊達市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・領収書の原本を添付 領収書には、原則として品名を明記 やむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書による	可	○	○	○	○	有	○		○	○	要請・陳情、諸会議	可	○	○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福島県	本宮市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	否					無											有				○	○			監査委員事務局	・余剰金は清算となり、市当局の会計と同様に、監査委員の監査を受ける。	
福島県	桑折町	②議員のみ		5	②精算払い		②四半期	6月，9月，12月，3月	無		5				○	有	全て		領収書	否					無											有				○					議員からの精算払申請時に収支報告書及び領収書の提出を求め、確認後、支払い	
福島県	西郷村	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可			○		無											有				○					・収支報告書及び領収書、添付書類を検査する。残余の額は精算返納する。	
福島県	中島村	②議員のみ		5	①前払い		⑤その他	４月	無		5			○		有	全て		領収書その他支出を証すべき書面	可			○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤						
福島県	矢吹町	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	無		5		○			有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可		○			有	○	○	○			可				○	有				○					
福島県	浪江町	②議員のみ		5	③その他	概算払い	④1年	請求のあった時	無		5				○	有	全て		領収書、その他支出を証すべき書面	可				○	無											有				○					収支報告書及び添付書類の検査を実施	
計	18 団体	① ② ③ ④	8団体 4団体 4団体 2団体		① ② ③	16団体 1団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 8団体 8団体 1団体				① 13 団体	② 8 団体	③ 9 団体	④ 7 団体	18 団体				16 団体	① 6 団体	② 7 団体	③ 9 団体	④ 6 団体	10 団体	① 9 団体	② 5 団体	③ 8 団体	④ 6 団体		10 団体	① 5 団体	② 5 団体	③ 5 団体	④ 5 団体	18 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 2 団体	④ 18 団体	⑤ 2 団体						
茨城県	水戸市	①会派のみ		90	①前払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		・領収書 ・視察，研修等活動報告書 ・人件費については，対象となる活動を特定した雇用契約書又は報告書	可				○	有	○		○		宿泊を伴う研究研修費及び調査旅費に関するものを対象とする	可				○	有			○	○	○			会派の経理責任者	水戸市議会政務活動費支出等審査会（弁学識経験を有する者のうちから，議長が依嘱する５人以内の委員をもって組織する）	・③については，会派の方針による ・④，⑤については，提出された収支報告書及び領収書等の内容を精査し，不適切な支出がないか確認している	
茨城県	日立市	①会派のみ		45	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○	○		有	○	○	○			可		○	○		有				○					支出調書と領収書の内容に相違がないこと等をチェックする。	
茨城県	土浦市	④その他	会派又は議員	25	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・すべての収支に係る領収書及び明細書 ・領収を徴しがたい場合は、支出証明書	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有				○				総務市民委員会	収支報告書及び領収書を議長に提出後、総務市民委員会において検査を実施	行政視察実施後、経理責任者は、全ての領収書を保管するとともに、旅費等支出内訳書を作成し、領収書等の証憑書類と合わせて収支報告書を作成し、実施後30日以内に議長に提出する。
茨城県	古河市	②議員のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（領収書またはこれに準ずる書類）	可				○	有	○		○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
茨城県	石岡市	①会派のみ		13	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	有	○					可		○		○	有				○					収支報告書と領収書に相違がないこと等を確認する。	
茨城県	結城市	③会派及び議員		10	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○		○	○	有	全て		全て。但し、交通費等は旅費計算書に代えることができる。	可			○	○	無											有			○	○				会派の代表、経理責任者、会派員		③議長提出前に会派（代表、経理責任者、会派員）が収支報告書金額と領収書の突合、内容を精査する。 ④議長提出前に収支報告書金額と領収書の突合、内容を確認する。	・収支報告書のHP記載とは、会派から提出された収支報告書の数字を転記し全会派分を一覧表にしてHPに掲載。 ・視察報告書等は、収支報告書への添付は義務付けられていないが、議長に必ず提出することになっている。また情報公開条例に基づく閲覧請求等があった場合には閲覧可。
茨城県	龍ケ崎市	②議員のみ		4	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		その収支を証する書類	可				○	無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、その適否の指導、助言等を実施	年額5万円
茨城県	下妻市	①会派のみ		10	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○	○	有	全て		領収書	可			○	○	有			○			可			○	○	有				○					収支報告書、研修報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、議会事務局で精査後、議長に確認してもらう。	市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人は、収支報告書の閲覧を議長に対し請求することにより閲覧可。それ以外（市外の個人・法人等）は、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可。
茨城県	常総市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	申請月分から交付	有	特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		領収書	可			○	○	有	○		○	○	議員個人又は会派の活動報告	可		○	○	○	有				○					収支報告書及び添付書類の検査、不適正な支出について指導、助言等実施	
茨城県	常陸太田市	④その他	会派（所属議員が１人の場合を含む）	10	③その他	概算払い、年度末清算	④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書を徴することが出来ないものについては、それに代わる証票）	可	○	○			無											有				○					所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、清算払い	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④						①	②	③	④				①	②	③	④	⑤							
茨城県	高萩市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○		○	無										無											
茨城県	北茨城市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書，政務活動費支出書，書籍購入台帳，備品台帳	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	無											
茨城県	笠間市	②議員のみ		33	①前払い		④1年	4月	無		5	○				無									無											有				○					・収支報告書及び添付書類検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	条例では領収書等の添付の規定はないが、必要な書類は添付を求め検査を実施している。
茨城県	取手市	④その他	会派又は無会派議員	8	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における行程表 ・研修費における日時・概要等を記したもの ・広報費における会派広報紙、報告会の場合は案内等 ・広聴費における案内等 ・要請・陳情活動費における内容を記したもの ・会議費における概要を記したもの ・資料購入費における図書の表紙、購読紙 ・人件費における雇用内容を証明するもの ・事務所費における賃借契約書等	可	○	○		○	有	○					可	○	○		○	有				○	○					監査委員	議会事務局による領収書等との照合確認 監査委員による監査	
茨城県	牛久市	①会派のみ		13	②精算払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合にはそれに代わる書面を提出する）	可	○			○	有	○	○	○			可				○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	会派については、所属議員が１人の場合を含む。
茨城県	つくば市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4月、10月	有	特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○	○	研修等の内容がわかる資料、契約書など	可				○	有			○	○				会派の経理責任者、会派代表者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出する前に議会局で検査を実施（④）	
茨城県	ひたちなか市	①会派のみ		45	①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上，領収書に加えて添付すべき書類がある場合には，その具体的な添付書類の内容	可				○	有	○	○	○	○	領収書等支出根拠が明らかにできる書類等	可				○	有				○						・政務活動費使途基準に基づき，収支報告書及び添付書類を検査	
茨城県	守谷市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	有	守谷町特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書の写しを添付。但し、領収書を入手できなかったものについては、その使途及び金額を証する書類を添付。	可		○			有	○	○	○	○	調査等報告書、一覧表（資料作成費、資料購入費、広報費、購入備品、消耗品支出）	可		○			有				○	○				議会運営委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。 ・議会事務局で検査後、議会運営委員会において検査。	
茨城県	那珂市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	４月	無		5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書	可		○			有			○			可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
茨城県	筑西市	②議員のみ		20	③その他	前払い後、年度末に精算	③半年	4.10月	無		5				○	有	全て		収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可				○	有				○	調査結果報告書	可				○	有				○						収支報告書及び添付書類を確認し、不適切な支出について検査、調整（修正）を行う。	
茨城県	坂東市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書	否					無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
茨城県	かすみがうら市	④その他	会派又は議員の選択制	13	①前払い		④1年	4月	無		5			○	○	有	全て		政務活動費による支出に係る領収書その他支出があったことを証する書類及びこれを補完する証拠書類	可			○	○	有	○	○	○			可			○	○	有				○						政務活動費を充てることができない経費の有無や支出証拠書類の不足の有無等の確認を実施	
茨城県	つくばみらい市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	４月	無		5			○		無									無											無											H19年度から、支給停止
茨城県	小美玉市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			無											有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
												①	②	③	④							①	②	③	④				①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
																添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
茨城県	大洗町	②議員のみ		10	②精算払い		②四半期	1. 4. 7. 10月	無		5	○				有	全て		領収書. 支出を証すべき書類	可	○				有	○	○	○			可	○				有	○			○		弁護士、税理士、公認会計士等				議員からの精算払申請時に収支報告書・領収書を確認後精算払い	
茨城県	東海村	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		領収書	可				○	無										有				○					・収支報告書等が提出されたときは，必要に応じ調査を行う。	
茨城県	河内町	②議員のみ		5	③その他	4月1日在職の議員に対し交付	④1年	4月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書またはこれに準ずる書類	可				○	無										有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
茨城県	境町	②議員のみ		5	①前払い		④1年	4 月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無										有				○					収支報告書及び添付領収書の検査・確認の実施	
茨城県	利根町	②議員のみ		5	①前払い		④1年	毎年5月頃に交付	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無										有				○					収支報告書及び領収書等を照らし合わせ確認。	
計	29 団体	① ② ③ ④	10団体 12団体 3団体 4団体		① ② ③	24団体 2団体 3団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 7団体 21団体 0団体				① 18 団体	② 7 団体	③ 7 団体	④ 20 団体	27 団体				26 団体	① 8 団体	② 7 団体	③ 5 団体	④ 20 団体	17 団体	① 14 団体	② 8 団体	③ 14 団体	④ 5 団体		17 団体	① 4 団体	② 6 団体	③ 4 団体	④ 13 団体	26 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 25 団体	⑤ 4 団体						
栃木県	宇都宮市	①会派のみ		100	③その他	会派に前払い後、精算	③半年	4，10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収証等の証拠書類，収入支出記入簿，科目別明細書，実績報告書	可	○	○	○		有	○		○			可	○	○	○		有			○	○			会派の経理責任者		・収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者に提出させ（③），事務局確認後，精算払い（④） ・収支報告書及び領収書等を議長に提出後，HP掲載前に事務局による検査を実施（④）	
栃木県	足利市	②議員のみ		50	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	広報・広聴・市政報告書等	可	○	○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
栃木県	栃木市	①会派のみ		30	③その他	政務活動に要する経費を議員がいったん立て替えて支払い、後日、申請・請求のうえ交付を受ける「後払い式」	⑤その他	申請があったとき	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・視察及び研修会旅費計算票兼支払証明書 ・自動車運行記録簿 ・政務活動費会計簿 ・政務活動業務勤務実績表賃金領収書 ・支払証明書（旅費以外で領収書が出ない場合）	可	○	○	○	○	有	○		○	○	・市政報告会開催記録兼報告書 ・市政研究会開催記録兼報告書	可	○	○	○	○	有				○	○			会計課	・領収書や添付書類の添付漏れがないか、不適切な支出がないかを検査（④⑤）	・政務活動費マニュアルに基づき運用している。 ・海外視察は想定していない
栃木県	佐野市	②議員のみ		25	③その他	議員へ対し，毎年度４月（改選時は５月）に一括して交付し，当該年度終了後に精算している。	④1年	４月（改選時は５月）	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・現金出納簿 ・研究研修費及び調査旅費に係る旅費計算書、行政視察報告書，研究会・研修会主催者の作成した資料 ・広報費に係る議会広報紙又は議会報告書 ・広聴費に係る印刷資料 ・人件費に係る支払明細書	可	○	○	○		有	○		○			可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を確認（④）	
栃木県	鹿沼市	①会派のみ		25	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、報告書	可	○	○			無										有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
栃木県	小山市	②議員のみ		66	①前払い		④1年	６月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○					政務活動費担当係全員で収支報告書等添付書類を検査し、助言等実施。	
栃木県	真岡市	③会派及び議員		28	①前払い		④1年	6月末日まで	無		5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	○				有	○		○			可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体											備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等			①	②	③	④		添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容		①	②	③	④		検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①	②	③	④	⑤							
栃木県	矢板市	③会派及び議員		20	②精算払い		③半年	10,4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、備品台帳	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○	○					議長	収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施	
栃木県	那須塩原市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	5月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書。ただし、領収書を添付できない場合には領収書に代わる証票類を収支報告書に添付する。	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○							収支報告書と領収書の突合	
栃木県	上三川町	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5			○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書、備品台帳	可			○	○	有	○	○	○			否					有				○							・収支報告書及び添付書類を検査し、対象外となる支出については除外させる指導、助言等を実施	
栃木県	益子町	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			有			○			可		○			有				○							書類の確認、計算、使途基準との照合	
栃木県	茂木町	③会派及び議員		8	①前払い		④1年	5月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有			○			可			○		有				○						収支報告書及び添付書類を確認	
栃木県	市貝町	①会派のみ		5	②精算払い		④1年	6月	無		5		○			有	全て		すべての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○			可				○	有				○						収支報告書及び添付書類を審査し、不適正な支出について指導・助言を実施し、結果について正副議長に報告	
栃木県	芳賀町	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5			○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書と報告書	可			○	○	無											有				○						議長への提出前、収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備がないかを確認（④）	
栃木県	壬生町	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可			○		有	○	○	○			可			○		有				○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
栃木県	野木町	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書その他支出を証すべき書面	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有				○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	16 団体	① ② ③ ④	5団体 3団体 8団体 0団体		① ② ③	11団体 2団体 3団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 3団体 11団体 1団体				① 10 団体	② 9 団体	③ 9 団体	④ 6 団体	16 団体				16 団体	① 10 団体	② 10 団体	③ 8 団体	④ 6 団体	14 団体	① 12 団体	② 8 団体	③ 14 団体	④ 2 団体		13 団体	① 9 団体	② 8 団体	③ 6 団体	④ 5 団体	16 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 16 団体	⑤ 2 団体							
群馬県	前橋市	①会派のみ		100	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（銀行振込の場合は、請求書及び振込済領収書、ＡＴＭご利用控などを添付。作成した印刷物の原本、コピー機カウンター料等の毎月料金が異なるものは積算明細を添付）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	研修会等実施報告書（会派主催研修）	可	○	○		○	有			○	○					会派の代表者、経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備等について助言を実施（④）	
群馬県	高崎市	④その他	会派又は議員の選択制	58	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿等	可	○	○			有	○		○	○	要請・陳情活動報告書	可	○	○			有			○	○					会派の経理責任者		収支報告書及び添付書類を検査し、不適切と思われる支出について確認等を実施	
群馬県	桐生市	③会派及び議員		33	①前払い		③半年	4,10月	有	桐生市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は支払証明書により、領収書にかえることができるが、それ以外は全て領収書の添付を義務付けている。	可				○	無						可	○	○			有			○	○					会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正と思われる支出について確認等を実施	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けはないが、各派代表者会議にて、政務活動費による視察・研修会等に参加した場合は、「政務活動費視察・研修会等報告書」を提出することを申し合わせしている。
群馬県	伊勢崎市	④その他	会派又は会派に属さない議員	35	③その他	四半期ごとの精算払いとするが、議長が必要と認めた場合は概算払いも可	⑤その他	精算払いは四半期ごとで7,10,12,4月 概算払いはその都度支払いで、確定後に精算処理	無		5	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○			○	有	○		○	○	陳情・要望活動等報告書	可	○			○	有			○	○					会派の経理責任者		四半期ごとの精算払い申請時に領収書等を経理責任者がチェックの上取りまとめ、交付申請を行い、事務局は内容精査の上、交付決定を行う。	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④						①	②	③	④	①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
群馬県	太田市	④その他	会派及び会	36	①前払い		③半年	4，10月	有	特別報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書 会計帳簿 交通費等の支出については、その支出に係る出張届の写し	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有			○	○				各会派の経理責任者等		太田市議会政務活動費の交付に関する条例及び本市議会で制定した「政務活動費の手引き」を基に、収支報告書及び添付書類の検査を行っている。	
群馬県	沼田市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	請求後速やかに交付	無		10	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○			○	有	○		○	○	活動報告等の印刷物	可	○			○	有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。支出内容や書類の不備が無いよう確認。	
群馬県	館林市	①会派のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	可				○	無												有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		収支報告書及び添付書類を会派の経理責任者から会派の会長等に提出し、会派内での確認後、提出（③） 収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、助言等実施（④）	
群馬県	渋川市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		④1年	4月	有	渋川市特別職報酬等審議会	10	○				有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○			可	○					有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
群馬県	藤岡市	②議員のみ		13	①前払い		④1年	交付決定後	有	藤岡市議員報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・行政視察や議員研修に出席した場合は、報告書や会計報告書・支払証明書を添付。	可				○	有	○		○			可				○	有				○				年度末に議会事務局職員が収支報告書及び領収書や添付書類を精査し、不適切な支出について指導・助言している。	政務活動費は議員一人当たり12,500円/月となっている。
群馬県	富岡市	①会派のみ		8	②精算払い		③半年	4,10月	無		10	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	無												有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
群馬県	安中市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○	○	会報	可				○	有				○					収支報告書及び領収書を検査	
群馬県	みどり市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	5月	無		5	○		○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○		○		有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○		○		有				○					収支報告書及び領収書を事務局にて形式審査後、議長に提出し、ＨＰへ掲載（④）	
群馬県	大泉町	②議員のみ		13	①前払い		④1年	請求後30日以内	有	大泉町特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書の写し ・支払証明書	可				○	有	○		○	○	会議報告書	可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	13 団体	① ② ③ ④	3団体 3団体 3団体 4団体		① ② ③	11団体 1団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 5団体 7団体 1団体				① 13 団体	② 4 団体	③ 1 団体	④ 8 団体	13 団体				13 団体	① 7 団体	② 2 団体	③ 1 団体	④ 11 団体	10 団体	① 10 団体	② 4 団体	③ 10 団体	④ 7 団体		11 団体	① 8 団体	② 3 団体	③ 1 団体	④ 7 団体	13 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 6 団体	④ 13 団体	⑤ 0 団体						
埼玉県	さいたま市	④その他	会派又は会派及び議員	340	①前払い		③半年	4月,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○	○			否					有	○			○		公認会計士				２～３か月ごとに領収書等を提出してもらい、議会事務局によるチェックの後、公認会計士が全件調査を実施している。	
埼玉県	川越市	①会派のみ		70	①前払い		③半年	4月，10月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○	○		有	○	○				可	○	○			有				○					・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認（④）	
埼玉県	熊谷市	③会派及び議員		31	①前払い		④1年	当該年度の4月30日までに交付する	無		10	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は、支出を証明する書類等を添付 ・自家用車を使用した場合のガソリン代は、規定の算出表により算定する	可	○		○		有	○	○	○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	川口市	④その他	※会派に所属する議員は、会派全議員の合意に基づき会派分と個人分に交付可能。会派に所属しない議員は、個人に交付。	180	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書等 ※JR、私鉄、バス等時刻表などで金額が明示されており、領収書等を徴することが困難な場合を除く	可	○	○	○	○	有	○	○				可	○	○	○	○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
												①	②	③	④						①	②	③	④		①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤							
埼玉県	行田市	①会派のみ		10	①前払い		③半年	4．10月	無		5			○		有	全て		領収書、広報誌、書籍の表紙（写）	可			○		有	○	○	○	○	会計報告書、行程表、視察（研修）資料	可			○		有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施。（④）	
埼玉県	秩父市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、広報誌の成果品、意見交換会等の開催内容がわかる文書（配布物や議事録）、備品管理台帳	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、指導・助言等実施	
埼玉県	所沢市	②議員のみ		70	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		原則、全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）、領収書を徴し得ないものにあっては支払証明書（様式による）を求める。	可				○	有	○	○	○	○	議員が研修会や会議を実施する場合、あるいは他の団体等が開催する会議等に出席する場合、研究・研修報告書のほかに、開催通知や開催要領等、内容が分かる資料の添付を求める。	可				○	無															
埼玉県	飯能市	②議員のみ		180	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面	可				○	有				○	事業概要及び成果等を記載した政務活動事業実績報告書	可	○	○		○	有				○				各会派から1人（無所属は全員から）委員を選出し、政務活動費審査会を開催している	条例や規則、運用指針に則り、収支報告書及び添付書類、広報紙の紙面の審査を行う	
埼玉県	加須市	①会派のみ		12	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	○			○	無													有			○	○			会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	一人会派を含む 活動報告書の収支報告書への添付の義務付けはないが、提出された活動報告書については、市HPに掲載及び開示請求により閲覧可能となっている。
埼玉県	本庄市	②議員のみ		16	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（領収書等を徴することができないものは、支出明細等の作成や通帳の写しの添付など、確認できるもの） ・視察報告書、視察行程表、交通費等明細書、図書の表紙等のコピー、広報誌及び報告書を作成した場合の作成した広報誌等を添付	可		○			有	○	○				可		○			有				○					収支計算書及び領収書等、添付された書類を検査し、適正な支出について交付決定する。	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者等からの意見聴取の有無については、庁内組織である補助金等適正化委員会にはかっている。
埼玉県	東松山市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○				可	○			○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	春日部市	①会派のみ		50	③その他	概算払い	④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		支出に係る領収書その他証拠書類	可	○	○		○	無											無												
埼玉県	狭山市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			無												収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けを要綱で定めている。
埼玉県	羽生市	④その他	会派に属する議員は、会派へ、会派に属さない議員は議員へ交付	12	①前払い		③半年	4・10月	無		3	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（例外として領収書の出ないもの・・・旅行会社を通さない場合の電車賃等）	可	○	○	○		無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	鴻巣市	①会派のみ		18	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書の写し　　・研修費における研修会案内チラシなど ・広報費における成果品	可				○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正と思われる支出について助言等実施（④）	※収支報告書への添付はないが、視察報告書を議長に提出し、本会議で報告している。報告書は閲覧可能。
埼玉県	深谷市	①会派のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、出納簿	可				○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	上尾市	①会派のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○				可		○			有				○						議長提出前に、収支報告書及び領収書等の検査を実施	
埼玉県	草加市	③会派及び議員		50	①前払い		③半年	4、10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、受領書または振込 受領書その他これらに準ずる書	可	○	○		○	有	○			○	会議等記録、要請・陳情活動実施記録等	可		○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不備や不適正な支出について確認、助言等を実施	海外視察に対する政務活動費の充当は認めていない。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	①	②	③	④	その他の内容	活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
埼玉県	越谷市	③会派及び議員		40	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可				○	無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査	収支報告書へ添付している領収書等の情報公開については、金融機関口座など個人が特定される箇所は非公開としている
埼玉県	蕨市	①会派のみ		33	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書等 ・必要に応じ、支出の内容や内訳のわかる請求明細書等 ・会計帳簿 ・広報紙を発行した場合は広報紙 ・補助職員雇用（変更）届 ・自家用車の使用により有料道路通行料・駐車料・ガソリン代を支出した場合の計算書 ・備品台帳	可	○			○	有	○		○	○	アンケート調査を実施した場合、その内容と結果の資料	可	○			○	有			○			会派の経理責任者		・各会派の経理責任者が収支報告書及び添付書類等の提出書類を検査をし、議長へ提出する。	・交付の対象は１人会派を含む。 ・海外視察は実施していない。
埼玉県	戸田市	①会派のみ		40	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書（やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合、又は領収書を紛失した場合はは、支払証明書を添付）	可	○			○	有	○	○	○	○	・市政報告会等報告書 ・市民意見交換会等報告書	可	○			○	有			○	○			議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	入間市	①会派のみ		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書（領収書を徴するときができないときは、会派の代表者の支払証明書）	可	○	○			有	○					可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員が精算払の申請を行う際に経理担当者へ領収書を提出。確認後、収支報告書作成時に会派代表が確認(②) ・収支報告書及び添付書類を議長へ提出する前に事務局担当職員が検査し、不適切な支出については助言等を実施(④)	
埼玉県	朝霞市	④その他	会派又は議員の選択制	20	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		領収書、支払証明書	可	○				有			○			可	○				有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
埼玉県	志木市	②議員のみ		30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○		有	○		○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○		○		有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施（④）	
埼玉県	和光市	②議員のみ		20	①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書。その他これに準ずる書類。	可		○	○		無												無										
埼玉県	新座市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書がない支出については、支払証明書の提出を求めている。）	可	○		○		有	○	○	○	○	広報、広聴、会議等に関する報告書	可	○		○		有		○		○		政務活動費審査会			議会事務局において検査後、疑義等が生じた事案について政務活動費審査会において審査する。	
埼玉県	桶川市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④1年	４月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（視察、研修等の交通費で領収書が発行されないものを除く）	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有				○	○			議長	所属議員からの領収書を会派の経理責任者に提出させ、議会事務局及び議長が確認後、精算払い（④、⑤）	
埼玉県	久喜市	①会派のみ		30	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		・当該政務活動費に係るすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付しなければならない。	可	○	○			有	○	○	○	○	・広報費の広報発行に係る経費の領収書には、広報１枚を添付する。 ・調査研究費の旅費については、行程・視察先・視察内容などがわかる書類と視察報告書を、収支報告書に添付するものとする。 ・研修費、広報費、広聴費及び会議費の会場費については、実施報告書を作成し、収支報告書に添付するものとする。 ・研修費及び会議費における出席者負担金及び会費については、当該研究会、研修会又は会議に係る開催要項等（日付、主催団体、会場、参加費等が分かるもの）の写しを収支報告書に添付するものとする。 ・資料作成費において翻訳を依頼した場合、当該翻訳部分の写しを、収支報告書に添付するものとする（分量が多い場合は、その一部を添付することでも良い）。	可	○	○			有	○		○		○	税理士		各会派経理責任者	監査委員	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（①、③、⑤）	
埼玉県	北本市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	交付決定後	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有				○					①添付資料の確認 ②領収書の日付・宛名・単価・数量等の確認 ③視察・研修にかかる行程表の交通費及び宿泊費等の確認	政務活動費使途基準（運用指針）に基づき運用を行っている

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	①	②	③	④	その他の内容	活動報告等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
埼玉県	八潮市	①会派のみ		17	①前払い		④1年	4月	無		5			○	○	有	全て		・すべての支出に係る領収書	可			○	○	無					可				○	有				○					収支報告書の提出があった際に、領収書や添付書類などを含め、提出者と一緒に内容を確認	
埼玉県	富士見市	④その他	会派及び会派に所属しない議員	20	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支払証書	可	○			○	無										有				○					収支報告書及び領収書等添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施	収支報告書への活動報告等の添付の義務付けはしていないが、政務活動費を用いた行政視察又は研修を実施する際は、行政視察・研修（政務活動）計画書及び行政視察・研修（政務活動）報告書の提出を求めている。 また、行政視察・研修（政務活動）報告書については、HPに掲載している。
埼玉県	三郷市	③会派及び議員		30	①前払い		③半年	4.9月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書、視察研修、広報誌等の証拠資料、会計帳簿	可		○		○	有	○		○		可		○		○	有				○					収支報告書、収入・支出伝票、視察研修、広報誌等の証拠資料や成果物、会計帳簿を総合的に精査し、適切であるか検査する。誤記は指摘、不適切な支出については助言する。	
埼玉県	蓮田市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	各年度の最初の月	無		5	○			○	有	全て		領収書、これに準ずる書類	可				○	有	○		○	○	広報費、広聴費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費	可				○	無											
埼玉県	坂戸市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類の原本及び出納簿の写し	可	○		○	○	有	○		○		可	○		○	○	有				○					「坂戸市議会政務活動費の交付に関する条例」、「坂戸市議会政務活動費の交付に関する規則」及び「坂戸市議会政務活動費に関する細目」に照らし、適正な支出であるかの確認を行っている。	ホームページ上で5年度分の収支報告書、出納簿、領収書（レシートを含む。）、視察等実施報告書を公開している。
埼玉県	幸手市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○		可				○	無											
埼玉県	鶴ヶ島市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	申請のあった月の翌月の20日に交付	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○				可				○	有			○	○			会派の経理責任者		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
埼玉県	日高市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・切符代等領収書を取得できなかった交通費については、経路及び金額のわかる資料（利用履歴明細等）	可	○	○	○	○	無										有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	吉川市	①会派のみ		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	無										有			○				会派の経理責任者、正副議長		・収支報告書及び領収書等の添付書類を監査し、支出項目の誤りや不適正な支出について指導、助言等を実施（③）	交付の対象の会派には、所属議員が1人の場合も含む。
埼玉県	ふじみ野市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書。ただし、運賃等領収書の添付が困難なものについては、別様式により報告する。 研修・視察に関しては任意の様式による報告書を提出する。	可	○			○	有				○	政務活動費実績報告書として、報告を義務付けている。	可	○			○	無											
埼玉県	白岡市	①会派のみ		10	①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		領収書、支払証明書	可				○	有	○	○	○	○	研修会等、広報紙等	可				○	有				○					年度末に収支報告書及び領収書を事務局が預かり検査し、その後に議長へ提出	
埼玉県	伊奈町	①会派のみ		7	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				○	無										有				○					・収支報告書及び添付書類を会派の経理責任者に提出させ、即時載前に検査し、不適切な支出については助言等実施（④）	
埼玉県	三芳町	②議員のみ		5	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有	○	○	○		可	○	○			有					○				議会運営委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	滑川町	③会派及び議員		25	①前払い		④1年	5.6月	無		5				○	有	全て		領収書	否					無										無											

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④	①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤							
埼玉県	嵐山町	③会派及び議員		25	②精算払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全て	可	○	○			無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	小川町	④その他	会派又は議員の選択制	5	①前払い		④1年	4月中に支払い	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類について必要に応じて調査を実施（④）	
埼玉県	川島町	②議員のみ		5	①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可				○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を行っている。	
埼玉県	鳩山町	②議員のみ		3	①前払い		③半年	9,3月	無		5			○		有	全て		領収書、その他支出を証すべき書面	可			○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	ときがわ町	③会派及び議員		3	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面（やむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書による）	可		○			有	○	○	○	○	陳情活動等報告書の提出	可			○		有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等実施	
埼玉県	美里町	②議員のみ		6	①前払い		④1年	請求があったとき	無		5	○	○			有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可	○	○			無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	神川町	②議員のみ		6	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	上里町	②議員のみ		6	②精算払い		④1年	年度末	無		5			○	○	有	全て		領収書	可			○	○	無											有				○					所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議議会事務局に提出させ、確認後精算払い。	
埼玉県	杉戸町	③会派及び議員		10	②精算払い		⑤その他	精算時	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有				○					・精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派代表に提出させ、確認後、精算払い。	
埼玉県	松伏町	①会派のみ		10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○				可	○				有			○	○	○			会派代表者、会派の経理責任者等	議長	収支報告書及び領収書を議会事務局で検査し、議長に提出	
計	53 団体	① ② ③ ④	24団体 13団体 9団体 7団体		① ② ③	49団体 3団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 2団体 21団体 29団体 1団体				① 43 団体	② 21 団体	③ 17 団体	④ 29 団体	53 団体				52 団体	① 28 団体	② 20 団体	③ 15 団体	④ 30 団体	33 団体	① 30 団体	② 18 団体	③ 20 団体	④ 13 団体		33 団体	① 20 団体	② 14 団体	③ 7 団体	④ 16 団体	45 団体	① 2 団体	② 1 団体	③ 7 団体	④ 40 団体	⑤ 6 団体							
千葉県	千葉市	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 1　調査研究費 （1）視察　活動記録票 （2）調査委託　活動記録票・調査結果報告書等の成果品 2　研修費 （1）研修会の開催　活動記録票・作成資料等の成果品 （2）研修会の参加　活動記録票・開催案内文等 3　広報費 （1）広報紙・ホームページの作成等　広報紙等の成果品、ホームページの新規作成、更新内容がわかるもの （2）市政に関する報告会の開催　活動記録票・作成資料の成果品 4　広聴費 （1）アンケートの実施　活動記録票・作成したアンケート用紙の成果品 （2）懇談会、住民相談会の開催　活動記録票・作成資料の成果品 5　要請・陳情活動費 （1）活動記録票 6　会議費 （1）会議等の開催　活動記録票・作成資料等の成果品 （2）会議等の参加　活動記録票・開催案内文等（日程、参加費が分かるもの） （3）姉妹友好都市交流　活動記録票・内容が分かるもの（招待状等、行程・参加者・参加費等） 7　資料作成費＜予算要望書の作成＞ （1）予算要望書 8　資料購入費＜新聞購読料＞ （1）自宅で購読する新聞１紙目の領収書 9　人件費 （1）職員雇用台帳 １０事務・事務所費＜事務所の賃借＞ （1）　事務所台帳	可			○		無															有				○	○					市長部局	・四半期ごとに収支報告書及び添付書類・支出内容について確認し、助言を行う。（④） ・議長から市長に提出された収支報告書等を検査し、支出内容について確認を行う。（⑤）	（収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無について） 概要をまとめた活動記録票と詳細を記録した視察報告書等を別個のものとしており、活動記録票の添付は義務付けているが、視察報告書等の添付は義務付けていない。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤							
千葉県	銚子市	①会派のみ		30	③その他	会派に概算払い	③半年	4，10月	無		5	○		○		有	全て		・領収書 ・出張概要報告書 ・支出証明書（領収書がない場合）	可	○		○		有	○		○			可	○		○		有				○					・所属議員からの概算払い精算時に収支報告書及び領収書を会派の出納責任者に提出させ、確認	
千葉県	市川市	③会派及び議員		80	①前払い		③半年	4、10月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支払いの事実確認のできるもの	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不備や使途基準に合致しないものについて、確認、指摘、 助言等を実施。	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付け等について、政務活動費の運用手引において定めている。
千葉県	船橋市	③会派及び議員		80	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面）	可	○	○	○	○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、書類の体裁が整っていないものについて、助言等実施。	
千葉県	館山市	①会派のみ		8	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類	可	○				有	○		○			可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	議員1人当たり年額10万円
千葉県	木更津市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○		○			可				○	無										
千葉県	松戸市	③会派及び議員		50	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○			有	全て		領収書。 ただし、調査研究費及び研修費に係る交通費は旅費精算書、通信交通費は支払明細書兼証明書、領収書を徴することができない場合は、支払証明書。	可	○	○			有	○	○	○	○	（講演会・学習会・広聴会・報告会）報告書	可		○			有				○	○				会派の経理責任者及び無所属議員	議会事務局にて収支報告書等の内容を確認後、議員担五で収支内容を精査し、各会派議員等で構成されている経理責任者等会議で、支出の使途等についての妥当性を協議。	※海外視察については、現在自粛中である。
千葉県	野田市	①会派のみ		23	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		領収書または支払証明書	可	○				有	○		○	○	会議等報告書	可	○				有				○					収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	茂原市	①会派のみ		14	①前払い		⑤その他	4月	無		3				○	有	全て		領収書、証拠書類	可				○	有	○		○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	成田市	①会派のみ		60	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書	可	○	○	○	○	有	○	○				可	○	○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類について、当市で定める取扱基準と照らし合せ、確認している。（④）	・政務活動費取扱基準において、収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けしている。
千葉県	佐倉市	③会派及び議員		48	①前払い		④1年	6月	有	佐倉市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・領収書 ・支払証明書（※①やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合） ・備品管理カード、備品移動届 ・広報成果物	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	※①申し合わせにより、やむを得ない理由は、公共交通機関を利用した場合が対象となっており、領収書の紛失等は認めていない。
千葉県	東金市	④その他	会派（所属議員1人の場合を含む。）	14	③その他	半年ごとに交付し、年度終了後、残額を返還	③半年	5,10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			無											有				○					実施計画書提出の際に内容を精査し、実施後、再度報告書にて支出内容及び領収書の検査を実施	活動報告書については視察等終了後、実施報告書とともに提出
千葉県	旭市	②議員のみ		18	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書またはこれに準ずる書類	可	○			○	有	○		○			可				○	有				○					・収支報告書の内容について各議員から明確な説明を受け、領収書の内容及び金額の確認を行っている（④）	
千葉県	習志野市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4,10月（改選の年のみ4,5,10月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又は、交通費等、支出金額の確認がとれる場合には、会派代表者の証明による「支払証明書」を領収書の代わりに添付	可	○	○		○	有	○	○	○			可		○		○	有			○	○				会派の経理責任者		・所属議員の政務活動費の支出にあたっては、会派の経理責任者が、請求書等により請求内容の確認を行う。(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	柏市	③会派及び議員			①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有				○					・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、議会事務局において検査を実施。場合により必要な指導、助言を行い、金額確定後、戻入を行う。	会派所属議員は，会派分と個人分を合わせて月8万円。会派と個人の割合は各会派で決定して申請する。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	①	②	③	④	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
千葉県	勝浦市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	請求に応じて	無		5	○			○	有	全て		領収書、領収書に準ずる書類	否					無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	市原市	①会派のみ		90	①前払い		③半年	4月・10月	無		5	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・広報誌については成果物 ・委託の場合は選定理由や契約書	可	○		○	○	有	○	○	○	○	出張報告書（要請、陳情活動のため出張する（した）場合）等	可			○	○	有			○	○				会派の経理責任者・会派代表者		・所属議員からの領収書等を経理責任者と代表者が確認。 ・議会事務局で領収書等の不備がないか確認。	
千葉県	流山市	④その他	会派又は会派に属さない議員	40	①前払い		④1年	4月又は6月（改選時）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○		○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	八千代市	①会派のみ		40	①前払い		⑤その他	4月，10月	有	八千代市特別職職員議員報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書。やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は，会派代表者発行の支払証明書を添付。 ただし，路線バス等領収書を徴することが困難な旅費については，会派出張旅費等内訳を添付。 ・その他，領収書に加えて，業者発行の明細（納品書等）などの書類を，支出の性質に応じ添付。	可	○	○			有	○	○	○			可		○			有				○					収支報告書及び添付書類を検査し，不適切な支出について指導，助言等実施。	
千葉県	我孫子市	②議員のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					事務局職員全員で内容を精査する。	
千葉県	鴨川市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4～5月	無		5	○				有	全て		領収書又は支払証明書、収支報告明細書、支出伝票、旅費等明細書	可	○				無											有				○					収支報告書等について、判例等と照合し適正な支出について助言等を行い、形式審査を実施	
千葉県	鎌ケ谷市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	有	鎌ケ谷市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・電車・バス等を利用した場合で領収書を徴することが一般的でないときは不要とする。 但し、支出明細書に利用路線、区間等を明記する。	可	○	○		○	無						可				○	有				○					・収支報告書及び添付資料を検査し、必要に応じて聞き取りなどを実施している。	活動報告書等は、収支報告書への添付を義務付けていないが、議長への提出を義務付けている。 「添付の義務付けの内容」 ①国内視察報告書 ②研修報告書 （根拠）鎌ケ谷市政務活動費取り扱い要領
千葉県	君津市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・領収書 ・支出（照明・説明）書（必要に応じて）	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					領収書等を提出させ、確認後、精算払いしている。また、精算払い後、経理責任者は収支報告書等を議長に提出している。	
千葉県	富津市	③会派及び議員		30	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○				可		○			有			○					会派等の経理責任者		・所属議員からの概算払い 申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、概算払い（③）	
千葉県	浦安市	③会派及び議員		30	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		領収書	可	○				有	○			○	事業報告書	可	○				有				○					収支報告書及び添付書類を検査、確認後、精算する。	
千葉県	四街道市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20	③その他	概算払い	④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	○			○	無											有			○	○				会派の経理責任者		・収支報告書作成時に、各会派内において適切な支出であるかを検査（③） ・収支報告書及び添付書類を議長に提出後、事務局にて内容の確認を実施（④）	
千葉県	袖ケ浦市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	有	袖ケ浦市特別職報酬等審議会	10				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査	
千葉県	八街市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25	③その他	会派等に概算払後年度末に精算	④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		●領収書またはこれに準ずる書類 ●鉄道、バスなど領収書等を徴収することができないものは、会派交通費支払証明	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					・会派等から提出された収支報告書等を議会事務局で検査。	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④	①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤								
千葉県	印西市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	当該年度の4月30日までに交付（改選時は5月31日までに交付）。	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○	○	○	有	○		○	○	関係するもの全て	可	○	○	○	○	有				○					条例、規則、政務活動費マニュアルに基づき、事務局職員が検査、疑義がある場合は、会派責任者に確認している。	
千葉県	白井市	②議員のみ		30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・広報費に係る発行物を添付し、発行枚数を記載する。 ・広聴費に係る住民アンケートを行う場合は、紙代と郵送代の領収書、アンケート用紙の写しを添付する。	可	○	○		○	無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
千葉県	富里市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月 ※改選時は5月	無		5			○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○		○	○	事業行程表	可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を確認し、書類の不備や不適正な支出がないか確認等を行っている。	富里市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例により、令和２年４月１日から令和５年４月29日までの期間に限り、政務活動費の額から、100分の50を乗じて得た額に相当する額を減じて交付していた。
千葉県	南房総市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	４月	無		5	○				有	全て		領収書	可	○				無											有				○					・収支報告書及び添付書類の検査	
千葉県	匝瑳市	②議員のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書、会計帳簿	可				○	無											有				○					議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	香取市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	無											有				○					・会派の経理責任者からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を提出させ、確認後、精算払い	
千葉県	山武市	③会派及び議員		15	③その他	会派等に前払い後、年度末に精算払い	④1年	会派等からの請求により	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○			○	無												無										
千葉県	いすみ市	④その他	会派又は議員の選択制	4	②精算払い		④1年	申請翌月末	無		5			○		有	全て		領収書、政務活動費に係る収入および支出の報告書	可			○		無												有				○					収支報告書及び添付資料を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	大網白里市	④その他	会派又は会派に属さない議員	4	②精算払い		④1年	翌年度４月	無		5	○			○	有	全て		領収書その他の証拠書類の写し	可	○			○	無												有				○					実績報告書、領収書その他の証拠書類の確認	
千葉県	芝山町	②議員のみ		6	②精算払い		④1年	5月	有	芝山町特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○	○	○			会派の会長及び経責任者	議長及び町担当部署	収支報告書及び領収書等の添付書類を検査し、不適正な支出があった場合は、指導及び助言等を実施	
千葉県	横芝光町	④その他	会派又は議員	20	①前払い		④1年	４月又は５月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書のみでは不明確な場合は、その他必要な書類の提出を求める）	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					収支報告書、領収書及び添付書類等を検査	
千葉県	一宮町	③会派及び議員		1	①前払い		④1年	5月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	睦沢町	②議員のみ		3	①前払い		④1年	5月	無		5			○		有	全て		領収書（写し可）						無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	長生村	②議員のみ		3	①前払い		④1年	４月	無		5				○	有	全て		全ての支出にかかる領収書	可				○	無											有				○					収支報告書を領収書等で確認する	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④						①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤							
千葉県	白子町	④その他	会派又は議員	5	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無													有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	長柄町	②議員のみ		5	②精算払い		④1年	4月	無		5	○	○	○	○	無									無													有				○					議員からの精算払い申請時に収支報告書及び添付書類の確認	
千葉県	長南町	②議員のみ		4	①前払い		④1年	4月	無		5				○	無									無													有				○					収支報告書を領収書等で確認	収支報告書への領収書の添付は、規定上義務付けはないが、運用上、全額領収書を添付している。
千葉県	大多喜町	③会派及び議員		7	①前払い		④1年	4月	無		5		○		○	有	全て		領収（明細）書、研修資料（チラシ）、名刺等	可		○		○	有				○		可		○		○			有				○					・収支報告時に提出された領収書を確認し、精算とする。	
千葉県	御宿町	③会派及び議員		4	①前払い		④1年	5月	無		5				○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書類	可				○	無													無										
計	47 団体	① ② ③ ④	15団体 10団体 14団体 8団体		① ② ③	38団体 4団体 5団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 3団体 7団体 35団体 2団体				① 34 団体	② 18 団体	③ 12 団体	④ 29 団体	45 団体				43 団体	① 27 団体	② 17 団体	③ 10 団体	④ 26 団体	25 団体	① 24 団体	② 12 団体	③ 21 団体	④ 7 団体		26 団体	① 12 団体	② 12 団体	③ 6 団体	④ 15 団体	44 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 5 団体	④ 43 団体	⑤ 3 団体							
東京都	千代田区	①会派のみ		15	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	政務活動費交付額等審査会	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				○	無													有			○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員の申告内容及び領収書を会派の経理責任者が確認の上、会派としての収支報告書を作成し、提出する（③）	
東京都	中央区	③会派及び議員		130	①前払い		③半年	4月と10月（改選期は、4月（ひと月分）、5月（5カ月分）、10月（半年分））	有	中央区特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		会計帳簿、すべての支出に係る領収証の原本	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○							収支報告書と領収書との金額を確認	
東京都	港区	①会派のみ		150	①前払い		①毎月		有	港区特別職報酬等審議会	5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書及びその他添付書類 ・バスモ、スイカ等プリペイドカードの場合、利用実績の明細 ・広報誌等印刷物は、その成果物 ・臨時職員等賃金の場合は、雇用報告書、日報等 ・視察、調査の場合は、報告書等	可				○	有	○			○	広報誌等などの作成は成果物	可				○	有			○							・全領収書、活動報告書、その他証拠書類の原本確認 ・収支報告書との照合	
東京都	新宿区	①会派のみ		15	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・カード払いなど領収書の添付が不可能な場合は会派代表者の支出証明を添付	可				○	有	○	○	○	○	・会議費計上の場合、会議の内容が分かる資料 ・交通費、宿泊費、キャンセル料など全ての支出に係る領収書	可				○	有			○			会派経理責任者が会派所属議員から提出された領収書等を確認・検査		収支報告書及び添付書類を検査し、使途基準に沿った適正な支出がされているか確認、助言等実施（④）	※収支報告書の内容についてまとめた資料（会派・支出項目別の使用金額等）をHPに掲載している ※「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」について、規則等での義務付けはないが、事務処理上義務付けている。
東京都	文京区	④その他	会派又は議員	140	①前払い		①毎月		無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○				可				○	無											収支報告書等の検査主体について検査は実施していないが、議会事務局が、留意事項及びマニュアルに則った作成がされているかどうかを確認し、不備がある場合には指摘をしている。
東京都	台東区	①会派のみ		125	①前払い		③半年	4月及び10月	有	第三者機関の名称はなし。学識経験者等の意見を求めるものとする。	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書、受領書、振込金受領書、社会通念上領収書と認められるもの ・内容により、会派経理責任者発行の支払証明書	可				○	有	○	○	○	○	研修会、講演会等	可				○	有			○			会派経理責任者		・所属議員から精算時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認（③） ・事務局職員により書類の不備・漏れ等の確認（④）	
東京都	墨田区	①会派のみ		140	①前払い		③半年	4，10月	有	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書に加え、添付すべき書類がある場合(原本の添付)	可	○	○			有	○		○	○	・会議費実績報告書 ・調査研究等における成果物等調	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		・政務活動費の運用指針に基づき内容の確認（③） ・政務活動費の運用指針に基づき政務活動費の使途についての相談及び主に提出書類の体裁の確認（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	①	②	③	④	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
東京都	江東区	①会派のみ		200	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	江東区特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		領収証、契約書、雇用台帳等	可				○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書、会議報告書	可				○	有			○	○			会派の経理責任者		・各会派により異なる（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正と思われる支出について指摘、助言等を実施（④）	
東京都	品川区	③会派及び議員		190	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書等の証拠書類	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					収支報告書及び添付書類の検査・確認	
東京都	目黒区	④その他	会派又は議員の選択制	140	①前払い		③半年	4,10月	有	目黒区政務調査費の交付に関する条例及び使途基準等に関する調査委員	5	○	○			有	全て		・領収書等の証拠書類の原本 ・会計帳簿、支出内訳 ・領収書を徴することができない場合は、その理由を付した上で「支払証明書」「クレジットカード利用明細」「通帳の写し」などの内容を証明できる資料 ・電子マネー（パスモ等）により支出した交通費は利用履歴	可	○	○		○	有	○	○	○	○	・３万円以上の支出（調査研究費及び研修費）は報告書 ・研修参加費用はその内容がわかる資料 ・印刷経費はその成果物 ・委託内容の分かる契約書の写し等 ・事務所費は契約書の写しその他事務所として使用していることを証する資料（写真及び図面、面積や電話番号等を記載した資料等）	可				○	有			○								事務局職員が条例・申合せ事項等と照らし合わせ、点検する。	
東京都	大田区	①会派のみ		230	①前払い		②四半期	1.4.7.10月	無		5		○		○	有	全て		領収書、広報誌（現物）、事務所賃貸契約書の写し	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○						四半期毎に精算報告書と領収書、その他「政務活動費に関するガイドライン」に規定している必要書類を会派の経理責任者に提出してもらっている。事務局にて検査後、疑義の生じた支出について指導、助言等実施している。	
東京都	世田谷区	④その他	会派又は議員	240	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	世田谷区特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・政務活動費会計帳簿 ・領収書その他の証拠書類は、収支報告書、会計帳簿とともに区議会ホームページに掲載し公表している。	可	○			○	有				○	視察に関しては、その内容や成果等について区民へ説明責任を果たすとされ、政務活動費会計帳簿に内容（日程、行き先、経費、目的等）を明記している。	可	○			○	有			○								・政務活動費収支報告書及び会計帳簿については、区議会事務局職員が内容の確認をしている。 ・領収書その他の証拠書類については、ホームページに公表するため、事務局職員が形式的に確認している。	
東京都	渋谷区	①会派のみ		200	①前払い	会派は、議員一人で構成される場合を含む。	②四半期	1,4,7,10月	有	渋谷区政務調査費検討委員会	5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書等原本	可			○		有	○	○				可			○		有			○						・収支報告書及び添付書類について形式的審査を行う。	
東京都	中野区	①会派のみ		150	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な内容） ・事業実績書	可				○	有		○				可				○	無										
東京都	杉並区	④その他	会派又は議員の選択制	160	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	杉並区特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書（電車・バス運賃等は不要）、振替口座の通帳の該当ページの写し、クレジットカードの利用明細書	可				○	有				○	政務活動視察報告書、広報紙、備品台帳の写し。事務所の要件を具備していることを証明する書類、補助職員の勤務の実情を証明する書類	可		○		○	有		○					杉並区議会政務活動費専門委員会			・提出された書類を点検し、使途等の適正性について議長に報告（②） ・議長への提出前に書類が整っているか、証拠書類が揃っているか等を確認（④）	
東京都	豊島区	④その他	会派又は議員の選択制	150	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書等の証拠書類、会計帳簿	可	○	○		○	有	○	○				可	○	○		○	有			○	○				総務課による確認	収支報告書及び添付書類について、政務活動費取扱指針と照らし合わせ、内容の確認を行っている。	
東京都	北区	④その他	会派又は議員	150	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	北区特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書の原本 又は 支出証明書類（通帳のコピーやクレジットカードの明細など）	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、議長調査を実施。	
東京都	荒川区	①会派のみ		80	①前払い		③半年	4,10月	有	荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会	3				○	有	全て		領収書	可				○	有	○					可				○	有			○						・収支報告書、会計帳簿及び領収書等について、使途内容等が妥当であるかを点検	
東京都	板橋区	④その他	会派又は議員の選択制	180	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	東京都板橋区政務活動費審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿 ①調査研究費：視察報告書・調査委託契約書 ②研修費：プログラム等内容のわかるもの ③広報費： 成果物（3万円以上）・業務委託契約書 ④資料作成費：成果物（3万円以上） ⑤資料購入費：週刊誌の場合、政務活動に関する記事のコピー ⑥人件費：　雇用契約書・委託契約書 ⑦事務所費 ：賃貸借契約書・備品台帳（5万円以上の備品購入時） ⑧事務費：　通信料の明細・備品台帳（5万円以上の備品購入時）・切手・はがき購入（101枚以上一括購入）の受払簿・委託契約契約書	可				○	有	○	○				可				○	有			○	○				監査委員	収支報告書等を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	収支報告書の公開方法については、収支報告書・会計帳簿は①（HPに掲載）・②（区議会事務局に常備）、その他領収書等の証拠書類は④（情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可）としている。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	⑤									
東京都	練馬区	①会派のみ		210	①前払い		①毎月		無		3				○	有	全て		領収書、賃貸借契約書の写し	可				○	有	○	○	○		可				○	有			○	○	○			会派による四半期ごとの点検	監査事務局による監査	添付書類の確認および支出内容と記載内容の検査	
東京都	足立区	④その他	会派又は議員の選択制	160	③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	②四半期	1, 4, 7, 10月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書等の証拠書類	可	○			○	有	○	○	○	○	宿泊を伴う政務活動を行ったとき	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	葛飾区	③会派及び議員		180	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書等 ・政務活動費支払計算書 ・研修内容が確認できる資料 ・印刷物現物 ・雇用契約書 ・雇用補助職員等出退勤記録簿	可	○			○	有	○	○				可				○	有			○	○				各会派の経理責任者		・所属議員の収支報告書及び領収書を会派の経理責任者が検査（③） ・全会派及び議員から提出された収支報告書及び領収書を検査（④）	「葛飾区政務活動費の支出に関する使途基準等」により、領収書等の添付を義務付け。
東京都	江戸川区	③会派及び議員		200	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	有	江戸川区政務活動費審議会	5	○			○	有	全て		領収書、支払証明書、政務活動費支払明細書	可				○	有	○	○				可				○	有				○					・政務活動費を申請した各会派、議員から収支報告書及び領収書等の証拠書類を提出させ、確認後、残余がある場合は返還。	江戸川区議会政務活動費処務規程により領収書の添付を義務付けている。
東京都	八王子市	①会派のみ		60	③その他	会派に前払い	③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可				○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を確認し、不明確な支出について指し示す	
東京都	立川市	③会派及び議員		50	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会議の開催市政報告会等	可	○	○		○	有				○	○				会計課	会派の経理責任者に収支報告書、領収書等を提出させ、議会事務局及び会計課にて確認し助言等を実施。その後精算。	
東京都	武蔵野市	②議員のみ		40	②精算払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、領収書ただし書きの補足説明が必要な場合は請求書等	可	○	○			有	○	○				可		○			有				○	○				総務部総務課	全ての提出書類について、議会事務局で一次審査をし、総務部総務課で二次審査を行う。	「②議会図書館、事務局等に常備」では、市政資料コーナーにて市民に公開している。（閲覧許可不要）
東京都	三鷹市	①会派のみ		27	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、支出整理簿、全ての領収書（公共交通機関利用については旅費報告書への記載で可とする）	可	○	○			有	○	○		○	政務活動費支出整理簿、政務活動費旅費報告書及び関係書類[a 会派が研究会・研修会を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等 b 会派の所属議員が研究会・研修会に参加したときは、当該会議の内容が確認できる資料等 c 資料の作成を行ったときは、作成した資料 d 広報の発行を行ったときは、発行した広報 e 報告会を開催したときは、当該報告会に係る案内、要領、記録等 f 要望、意見聴取の会議を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等 g アルバイトを雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日、雇用期間等を記載した雇用台帳 h 前各号に掲げるもののほか政務活動費の支出に係る関係資料]）	可	○	○			有			○	○				会派の代表者、経理責任者		③三鷹市議会政務活動費取扱い要領に基づき、会派の代表者、経理責任者が、支出の適否について判断し、実績報告書を作成する。 ④会派の代表者より提出を受けた実績報告書を確認する。	三鷹市議会政務活動費に関する取扱要領第７条により、実績報告書の添付書類及び提出書類について定めている。
東京都	青梅市	②議員のみ		30	①前払い		③半年	4，10月	有	青梅市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		全ての支出にかかる領収書等（鉄道運賃等の領収書を貰うことができない場合を除く）の証拠書類の原本	可			○		無												有				○					①担当者による検査 ②係長、次長、事務局長による検査 ③修正等が必要な場合は議員へ確認 ④議長の決裁を受けて交付額を確定	
東京都	府中市	④その他	会派又は会派に属さない議員	45	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書を徴収できない支出の場合や、やむを得ない事由により領収書を紛失した場合は「支払証明書」を作成し添付すること。	可	○	○			有	○	○				可	○	○			無											
東京都	昭島市	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	無		5		○			有	全て		領収書	可		○			無					収支報告者への添付義務はないが、視察等の活動報告書については、視察等の終了後に議長に提出することとしている。	可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	調布市	①会派のみ		25	①前払い		③半年	4月，10月	有	特別職報酬等審議会	7	○	○		○	有	全て		領収書又は領収書に代わる書類。按分時はその根拠資料	可	○	○		○	有	○	○	○			可		○		○	有				○					収支報告書及び添付書類等を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無													収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤											
東京都	町田市	①会派のみ		60	①前払い		③半年	4,10月	有	町田市特別職報酬等及び政務活動費審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書等 ・領収書等を徴することが困難なものについては、会派代表者の支払証明書又は交通費支払証明書 ・会計帳簿		○	○			有	○	○	○	○	調査研究委託報告書、会派が研修会等を開催したとき、又は、他の団体が開催する研修会、講習会等に参加したときは、開催案内等、会議内容が確認できる資料類を添付する。資料作成委託報告書、広報費で、報告書等の印刷代、郵送料（切手、はがき代等）、新聞折込代等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする。	可		○			有			○	○			各会派の経理責任者、会派代表者		提出前③各会派においてチェック 提出後④形式審査	
東京都	小金井市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書等	可	○	○			有	○		○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	小平市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4,10月（改選年は4月,5月,10月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに代わる書類、広報誌の完成品	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	日野市	④その他	会派又は会派に属さない議員	45	①前払い		③半年	4,10月	有	日野市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書（領収書の発行が困難な場合は、会派代表者の支払い証明書）、広報費は配布物	可				○	無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。 ・議会事務局内で検査を行い、その後、議長決裁。	
東京都	東村山市	③会派及び議員		13	①前払い		④1年	年度当初	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・研修研究費：参加費等が明記されているもの。研修会の資料 調査旅費：視察概要、成果等が分かる報告書 資料作成費：外注の場合は見本を一部 広報費：作成したチラシ等	可	○	○			有	○	○	○									有				○					・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出してもらう。その後、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を行い、額を確定させる。	
東京都	国分寺市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	5月	有	国分寺市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出が無いか確認している。	・10月に中間報告をお願いし，収支報告書及び添付書類を検査を行っている。
東京都	国立市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに類する書類	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有		○	○				会派の経理責任者が収支報告書等を作成、支出内容の		会派より提出された収支報告書等の内容の確認を行う。会派が収支報告書等を作成する際、助言、情報提供等を行う。	
東京都	福生市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	5月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（口座振替の場合は通帳の写し等）	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施（④）	
東京都	狛江市	③会派及び議員		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	可				○	有	○	○				可				○	有				○					政務活動費の交付に関する条例及び第５条（政務活動費を充てることができる経費の範囲を規定） を補足する申し合わせに基づき検査を実施する。	
東京都	東大和市	④その他	会派又は無所属議員（一人の方に対しても会派とみなし、交付している。）	11	③その他	当該年度分を一括して前払い（概算払い）し、政務活動費の額を確定後、精算を行う	④1年	５月頃	無		5				○	有	全て		・領収書（ただし、領収書を徴することができない場合は、会派代表者による支払証明書に代えることが可） ・振込み金受領証	可				○	有				○	・政務活動実施届 ・政務活動実施報告書	可				○	有				○					・提出された報告書等について、不備がないかを担当職員が確認した後、議長までの決裁としている	
東京都	清瀬市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	無												有			○	○				会派の経理責任者、会派代表等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出するにあたり議会事務局職員による検査を実施（④）	
東京都	東久留米市	④その他	会派（所属議員が１人の場合を含む）	8	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		経費の支出を証明する書類	可	○			○	無					条例、条例施行規則上に規定はないが、経理責任者向けの説明の中で報告書を提出するよう依頼している。	可		○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	①	②	③	④	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容	活動報告書の閲覧等の可否	①	②	③	④	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
東京都	武蔵村山市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○			可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	多摩市	①会派のみ		26	①前払い		④1年	4月	有	多摩市使用料及び補助金等検討審査委員会	10	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴することができないものは支出決定者の支払証明書	可		○		○	有	○		○			可		○		○	有			○	○			会派の経理責任者、会派代表		会派から提出された収支報告書及び付属書類を議会事務局職員が内容確認・審査をする。内容について疑義等があった場合には確認後、補正要求等を行う。	
東京都	稲城市	①会派のみ		25	①前払い		④1年	5月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・その他の証拠書類（レシート、ATM利用明細書、郵便局払込票兼領収書、支払証明書）	可	○	○			有					○	会派出張実施申込書、会派出張実施届出書、会派出張終了報告書、会派出張会計報告	可	○	○			有				○						各会派の経理担当者から出された収支報告書及び領収書を議長に提出する前に、会所議会事務局による確認を行っている。不適切な支出については、認めていない。	
東京都	羽村市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	5月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○				可		○			有				○					使途や領収書宛名、件名等を複眼的に確認	
東京都	あきる野市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（振込手数料など、経費の性質上、領収書がない場合は、その金額が記載された明細書など）	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		議会事務局提出前に収支報告書及び添付書類をチェック（①） 議長提出前に収支報告書及び添付書類をチェックし、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	西東京市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	４月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有					○	議長に届出をしている視察の報告書						有			○				会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
東京都	瑞穂町	②議員のみ		10	①前払い		⑤その他	改選年以外は４月、改選年は４月に１月分、５月に１１月分	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有	○		○			可	○	○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	日の出町	①会派のみ		5	①前払い		⑤その他	5月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有					○	調査研究活動報告書	可	○	○			無											交付金額は年額6万円
東京都	檜原村	③会派及び議員		50	①前払い		⑤その他	5月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可				○	有					○	会議、陳情活動等報告書	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
東京都	奥多摩町	①会派のみ		5	①前払い		④1年	４月	無		5		○			有	全て		領収書、支出を証する書面	可		○			無										有				○					議会事務局で収支報告書及び添付書類について内容を確認し、議長へ提出。	
東京都	大島町	②議員のみ		7	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無										有					○				議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	議員への交付額は、年間8万円、月額計算で約6,666円
計	54 団体	① ② ③ ④	28団体 5団体 9団体 12団体		① ② ③	50団体 1団体 3団体	① ② ③ ④ ⑤	3団体 15団体 14団体 19団体 3団体				① 44 団体	② 31 団体	③ 3 団体	④ 31 団体	54 団体				53 団体	① 23 団体	② 23 団体	③ 3 団体	④ 35 団体	45 団体	① 37 団体	② 31 団体	③ 24 団体	④ 17 団体		45 団体	① 13 団体	② 20 団体	③ 1 団体	④ 32 団体	50 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 14 団体	④ 48 団体	⑤ 6 団体							
神奈川県	横浜市	④その他	会派又は議員の選択制	550	①前払い		①毎月		無		5			○		有	全て		政務活動費支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類の写しを添付	可			○		無										有			○	○			交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を作成するとともに、当該支出に係る領収書等を整理し、これらの書類を保存する。		・交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を作成するとともに、当該支出に係る領収書等を整理し、これらの書類を保存しなければならない（③） ・収支報告書及び領収書等の写しについて、記載事項の不備がないか等の確認を行っている（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他								検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤					
神奈川県	川崎市	④その他	会派または会派及び議員	450	①前払い		①毎月		無		5	○	○	○		有	全て		・領収書その他の支出を証明する書類（領収書等） ・支出伝票一覧表 ・支出伝票 ・政務活動記録票 ・支払証明書	可		○	○		有				○	支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合に政務活動記録票を添付	可		○	○		有				○					複数人体制での、支出関係書類（収支報告書、支出伝票、領収書等）の点検・確認作業	
神奈川県	相模原市	③会派及び議員		100	①前払い		③半年	4.10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有		○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員から支出書提出時に経理責任者が領収書や金額等を確認後、収支報告書を提出(③)	
神奈川県	横須賀市	④その他	原則議員だが会派全員の合意があれば会派	130	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出にかかる領収書 ・印刷物見本 ・携帯電話利用明細 ・市外日帰り研修、視察等の開催通知等証拠書類 ・雇用契約書写し	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（(④)	収支報告書、領収書、宿泊を伴う視察等報告書を市政情報コーナーに常備している
神奈川県	平塚市	②議員のみ		50	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書等の写し（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○					・条例や申し合わせ事項に基づき、提出された収支報告書等の検算や不備の確認をしている。	
神奈川県	鎌倉市	④その他	会派又は議員の選択制	50	①前払い		④1年	4月	無		5		○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○		○	有	○	○	○	○	調査研究、市政報告会、陳情活動、広聴会、会議の政務活動実施記録表等	可		○		○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出等について指導、助言等実施	収支報告書への領収書、活動報告書等の添付について、運用マニュアルに基づき処理
神奈川県	藤沢市	①会派のみ		80	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有			○	○			監査事務局（隔年）	前年度の交付に係る政務活動費について，毎年4月30日までに（解散時等は30日以内），収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、残金が生じた場合は返還する。	
神奈川県	小田原市	②議員のみ		65	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○				可		○			有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
神奈川県	茅ヶ崎市	①会派のみ		40	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書。（ただし交通費は添付なし。）また、行政視察等の場合は政務活動費報告書、会場借上費の場合は内容のわかる報告書、印刷製本費の場合は成果物など、支出を明らかにする書類の添付を求めている。	可	○	○			有	○		○	○	領収書、支払い明細書、口座引き落としは通帳写し、印刷物、書籍の表紙等	可	○	○			有			○	○				会派の経理責任者		・金額等の確認を担当書記が行う ・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	議員の海外行政視察は平成１１年７月１２日に廃止している。
神奈川県	逗子市	④その他	議員又は会派の選択制	20	①前払い		④1年	４月末	無		5	○			○	有	全て		・領収書又はこれに準じる書類　・出納簿	可				○	有	○		○	○	議員又は会派として発行した会報等	可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類の確認	
神奈川県	秦野市	③会派及び議員		35	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計簿 ・広報費でチラシ作成や地域紙に記事を掲載した場合は、成果物を添付（写し可）	可	○	○			有				○	政務活動報告書の添付	可				○	有			○	○			会派の経理責任者		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③④）	視察報告書、研修報告書は、収支報告書への添付ではなく、別途、議会図書室で公開している。
神奈川県	厚木市	④その他	会派及び会派に属さない議員	60	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、支払証明書（切符代や運賃等、領収書を徴することが困難な場合、紛失により再発行が困難な場合等）、出納帳、視察届、視察報告書、研修会等参加計画届、研修会等報告書、広報紙等印刷物の成果品、団体に対する年会費等を充当する場合は団体の概要が分かる資料	可		○			有	○	○	○			可		○			無											
神奈川県	大和市	④その他	会派又は会派に属さない議員	35	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、旅費計算書	可	○	○			有	○	○	○	○	集会形式の広聴活動を行った場合	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		会派によって違いがあり、所属議員からの領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払いとしている会派も有り。（③）	運用にあたっては、「大和市議会政務活動費の手引き」を定めている。
神奈川県	伊勢原市	①会派のみ		20	①前払い		③半年	4、10月末（改選年は5月末）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、支出内容や書類の不備について確認を行う	
神奈川県	海老名市	①会派のみ		18	③その他	概算払	③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・（経費の性質上領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な書類の内容）	可	○	○			有	○					可	○	○			有			○					用途の妥当性確認及び添付資料のチェック	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	①	②	③	④	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
神奈川県	座間市	④その他	会派又は会派に属さない議員	17	①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書で内容の確認が取れない場合は明細書	可				○	有	○					可				○	有			○	○			会派又は会派に属さない議員の自主検査		・収支報告書及び添付書類を検査し、支出内容や書類の不備について確認を行う	
神奈川県	南足柄市	④その他	会派又は議員の選択制	10	①前払い		④1年	5月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者及び会派代表		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に議会事務局による検査を実施（④）	
神奈川県	綾瀬市	①会派のみ		13	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・出納簿 ・広報紙等印刷物の成果品 ・書籍・新聞の表紙写し ・調査委託の契約書	可				○	無						可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	視察・研修報告書は収支報告書への添付ではなく、実施後、議長へ提出することとなっている。議長決裁後は別途、文書保存している。
神奈川県	葉山町	③会派及び議員		20	①前払い		⑤その他	通常：1年（4月）、改選年：その他（4・5月）	無		5		○			有	全て		・収支内訳書 ・全ての支出に係る領収書 ・その他議長が必要と認める書類 （研修会等の開催通知、広報紙等の成果物、報告会等の内容など支出内容がわかる書類等を添付すること。なお、交通費等、領収書を徴することができないものは、支払証明書を添付すること。）	可		○			有	○	○					可	○	○			有				○					・「政務活動費の手引き」に基づき、収支報告書及び添付書類を確認し、手引きに則り助言等（④）	収支報告書及び添付書類の閲覧に際しては、閲覧者に、住所・氏名・閲覧を希望する対象年度等の記入をお願いしている。
神奈川県	寒川町	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書(ただし、公共交通機関を利用した場合は、行程表記載のみで、領収書の添付は不用。）、航空機を利用した場合は搭乗券等。	可		○			有	○		○				可	○	○			有				○					政務活動費に係る収入及び支出の報告書及び添付書類等を精査・確認。	左記「交付方法」について、年度の途中において議員の任期が満了する場合については、基準日における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額を12で除して得た額に基準日の属する月から議員の任期が満了する日（以下「任期満了日」という。）の属する月までの月数を乗じて得た額を4月に交付。
神奈川県	大磯町	③会派及び議員		10	③その他	前払い後、精算払い	④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書等	可		○			有	○	○	○			可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
神奈川県	二宮町	③会派及び議員		8	③その他	概算払い	④1年	5月	無		5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・資料作成費における作成資料 ・資料購入費における新聞購読料は、第2紙目から対象となるため第1紙の領収書も必要 ・広報費における広報誌等 ・公聴費における公聴会開催通知等	可		○			有			○	○	活動報告を発行した場合は、発行した新聞などの報告書等	可		○			有				○					収支報告書及び添付書類の検査	
神奈川県	中井町	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	5月	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面	可		○			無											有				○					収支報告書及び領収書の内容、金額の確認	収支報告書への活動報告書の添付義務はないが、視察等の活動報告書は別途提出あり
神奈川県	松田町	③会派及び議員		5	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				○	無											有				○					・収支報告書及び領収書について、内容の突合や記入漏れがないかなど精査している。（④）	・活動報告書（視察研修報告書）については別途提出あり ・ＨＰには概要を掲載
神奈川県	箱根町	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	無											有				○	○			町長部局	収支報告書と領収書を突合し整合性の確認及び記載漏れがないか等内容を検査している。（④・⑤）	
神奈川県	愛川町	④その他	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④1年	改選年は7か月分を4月に、5か月分を11月に支払	無		5		○		○	有	全て		収支決算書、領収書、その他町長が必要とする書類	可		○		○	有				○	事業報告書	可		○		○	有				○					収支報告書等の記入誤りや数字の確認、添付書類の照合を行っている	
計	26 団体	① ② ③ ④	5団体 2団体 9団体 10団体		① ② ③	23団体 0団体 3団体	① ② ③ ④ ⑤	2団体 1団体 11団体 11団体 1団体				① 19 団体	② 18 団体	③ 3 団体	④ 10 団体	26 団体				26 団体	① 10 団体	② 19 団体	③ 3 団体	④ 10 団体	21 団体	① 17 団体	② 10 団体	③ 13 団体	④ 8 団体		22 団体	① 10 団体	② 17 団体	③ 2 団体	④ 8 団体	25 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 7 団体	④ 25 団体	⑤ 2 団体						

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
												①	②	③	④						①	②	③	④	①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤						
新潟県	新潟市	④その他	会派又は会派及び議員の選択制	150	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書等 ・視察（出張）報告書 ・実施報告書（市政報告会、研修会等） ・事務所台帳 ・政務活動費（事務所費）使用実績表 ・政務活動費（人件費）勤務実績表 ・印刷・委託業務等の成果物 ・リース契約，賃貸借契約等にかかる契約書 ・支出項目ごとに支出内容がわかる一覧表 ・その他，必要に応じて支出内訳が記載された資料等	可	○		○		有	○	○	○	○	・市政報告会等を開催した場合は、実施報告書 ・市外で陳情活動を行った場合は、視察（出張）報告書	可	○		○		有			○	○				会派代表者及び経理責任者		・会派分については、支出の都度、会派代表者及び経理責任者が確認（③） ※議員分については、議員個人の責任で議長に提出 ・左記の添付義務付け資料を四半期ごと及び収支報告書を議長に提出後、議会事務局が検査（④）	
新潟県	長岡市	①会派のみ		60	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て		・領収書 ・旅行に当たっては旅行命令書及び復命書	可	○		○	○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○		○	○	有			○	○				会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
新潟県	三条市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		・領収書 ・支出の根拠となる契約書又は成果物があるときは、当該書類の原本又は写し等	可		○			有	○	○	○	○	報告会、相談会	可		○			有				○						収支報告書及び添付書類等の検査	収支報告書等への領収書・活動報告書等の添付については、基準（内規）に基づき処理している。
新潟県	柏崎市	①会派のみ		40	③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い（ただし、前払いの研修費、会議負担金等があった場合は所属議員に事前に交付）	③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（領収書に明細がない場合は領収書のほか請求書、請求明細書、納品書等）	可	○	○			有	○	○	○	○	広聴会、要請・陳情活動、会議の報告書	可	○	○		○	有		○	○	○			疑義が生じた場合は第三者機関（弁護士、公認会計士、学識経験者等で構成）を設置できる。	会派内で審査する。「政務活動費の取扱要領」に基づく個別具体の取扱い等について疑義が生じた場合は会派内で協議を行うほか会派間で協議する。必要な場合は会派代表者会議で協議する。		【収支報告書】領収書等を所属議員から会派の経理責任者に提出させて会派長が確認後、不備等がないか議会事務局で確認する。政務活動費に残余がある場合は返還させる。 【活動報告書】所属議員から会派長に提出させて内容を確認する。また、写しを議会事務局に提出させて内容を確認後、所属議員に精算払いする。	
新潟県	新発田市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費における旅費附票及び出張報告書 ・資料購入費における資料購入目的記入用紙 ・政務活動の共同実施における政務活動合同実施届出書	可				○	有	○		○			可				○	無											
新潟県	小千谷市	②議員のみ		8	③その他	前払い若しくは清算払いの選択	④1年	5月	無		5	○		○		有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その添付書類の内容	可			○		有	○					可		○			無										収支報告書等の検査は無であるが、必要に応じて議会事務局で助言している。
新潟県	加茂市	①会派のみ		5	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			無						否					有			○	○				正副議長及び各派代表者	・議会事務局で審査した政務活動費実績報告書（収支報告書及び添付書類を含む）を政務活動費決算審査会で審査。場合に応じ助言等実施。	
新潟県	十日町市	①会派のみ		13	①前払い		④1年	交付決定後	無		5		○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可		○		○	有	○	○				可		○		○	有		○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び領収書を会派経理責任者及び会派長の確認を経て事務局に提出される。（①） ・視察等の事業ごと、もしくは四半期ごとに会派から提出される支出伝票（領収書等を貼付）の使途や金額に誤りがないか確認。（③） ・交付年度の翌年４月末までに会派から提出される収支報告書の金額等を確認し、残額があれば精算。（③）	議員１人当たりの交付額（年額）は150千円。
新潟県	見附市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④1年	4月	有	見附市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		・領収書（原本）及び支出内容がわかる請求書 ・ＥＴＣカード使用時は使用証明書 ・電車、バス利用時に領収書を徴せなかったときには支払証明書	可		○	○		有	○		○	○			可	○	○			有			○						・収支報告書と領収書の照合 ・支出項目の適合性判断	
新潟県	村上市	③会派及び議員		5	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		・領収書、受領書、振込受領書その他これらに類する書類 ・政務活動実施報告書（調査研究費、研修費） ・研修会、懇望会、意見交換会等の開催通知や開催要項等 ・広報紙の成果品 ・報告会用及び広聴会用に作成した資料 ・購入した図書の内容が分かる部分（表紙等）の写し ・要請・陳情活動の対応等を記載した簡易議事録	可			○		有	○	○	○				可	○		○		有			○	○				議会運営委員会及び総務文教常任委員会の各正副委員長により構成される審査会	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	・会派に所属しない議員が、他の会派が実施する調査研究・研修活動に参加する場合に限り、当該議員に会派の政務活動費を交付している。 ・収支報告書への領収書・活動報告書等の添付については、条例、規則、政務活動費運用マニュアルに基づき処理をしている。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	①	②	③	④		①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	①	②	③	④		検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
新潟県	燕市	④その他	会派又は会派に所属しない議員	20	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書等の取得が困難である場合は支払証明書	可			○	○	有	○					可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
新潟県	糸魚川市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5			○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類、会計帳簿	可			○	○	有	○	○				可	○	○			有				○					支出の内容が条例第５条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に適合しているかどうかを確認する。	政務活動費は議員１人あたり月額15,300円 行政視察報告書は収支報告書への添付を義務付けていないが、行政視察を目的とした旅行を行ったときは、終了後速やかに行政視察報告書を議長に提出しなければならない。
新潟県	五泉市	②議員のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		10				○	有	全て		領収書の写し	可				○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	上越市	③会派及び議員		50	①前払い		③半年	4，10月	有	上越市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・原則として、全ての支出に関する領収書 ・調査研究活動（視察）報告書 ・研修会等の開催通知 ・広報、広聴用印刷物（広報紙、開催通知等） ・事務所の賃貸借契約の写し ・領収書の内容を補完する書面（請求書等）など	可	○	○			有	○	○	○	○	・調査研究活動（視察）報告書	可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査	交付月額50,000円 ・議員37,500円 ・会派所属議員1人当たり12,500円
新潟県	阿賀野市	④その他	会派又は議員の選択制	15	①前払い		③半年	4月・10月	有	阿賀野市特別職報酬審議会	5	○			○	有	全て		全ての収支に係る領収書（領収書の但し書きに支出内容・数量等の明確な記載がない場合は、収支内容の分かる請求書等を添付）	可				○	有	○		○			可				○	有				○	○			議会改革推進特別委員会	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について市道、助言等実施	
新潟県	佐渡市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	5月	有	佐渡市特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		領収書	可		○	○	○	有	○	○		○	・要請、陳情活動報告書 ・市政報告会実施の場合、時間、会場等が分かる資料	可		○	○	○	有			○	○				会派の経理責任		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	魚沼市	④その他	会派又は議員の選択制	8	①前払い		③半年	4.10月	無		5	○		○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○		有	○	○	○	○	研修会・会議開催報告、要請・陳情活動報告	可			○		有				○	○				監査委員	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④は議長提出前、⑤は議長提出後）	
新潟県	南魚沼市	④その他	会派又は議員	17	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・原則、内容の記載のある領収書を徴することとするが、徴することが難しい場合は、領収書添付用紙余白や支出伝票にその内容等を明記するか、内訳の確認できる明細書などを添付	可			○	○	有	○		○			可			○	○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査（④）	
新潟県	胎内市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿等	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有					○				政務活動費監査委員（副議長、会派代表１名の計２名）	個人及び各会派から提出された政務活動費収支報告書及び添付資料について監査を行う。不適切な支出については指導、助言等を行う。	
新潟県	聖籠町	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○		○	○	広聴、要請陳情等活動報告書、会議資料・報告書	可			○		有				○						収支報告書及び領収書を議長宛に提出後、事務局職員により検査を実施。	
新潟県	弥彦村	③会派及び議員		5	①前払い		③半年	4，9月	無		5			○		有	全て		領収書	可			○		有	○	○	○								有				○					・収支報告書及び領収書等添付書類を検査	
新潟県	田上町	④その他	会派又は議員の選択制	5	①前払い		④1年	5月	無		5		○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可		○			有				○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
新潟県	阿賀町	③会派及び議員		5	①前払い		④1年	5月	無		5		○			有	全て		領収書、その他支出を証すべき書面	可		○			有	○		○	○	広報誌原本、要請等実施計画書及び報告書	可		○			有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④					添付が義務付けられる書類等		①	②	③	④					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容		①	②	③	④			検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①	②	③	⑤		
新潟県	出雲崎町	③会派及び議員		5	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・印刷物一覧表または印刷物のコピー ・図書の表紙・裏表紙、作成した資料、研修会資料等のコピー	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については指導、助言等実施	
新潟県	湯沢町	④その他	会派又は議員の選択制	5	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		領収書その他支出を証すべき書面	可			○		有	○	○	○			可			○		有				○					その他（議員同士で報告会を行い収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言、訂正等を実施）	
新潟県	津南町	②議員のみ		5	①前払い		③半年	4月、10月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○	○	○	○	視察調査、研修会への参加及び陳情・要望活動の実施については政務活動計画書及び報告書	可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	刈羽村	④その他	会派又は議員	10	①前払い		③半年	4.10月	無		5		○		○	有	全て		領収書その他支出を証すべき書面、調査研究費における活動内容報告書等	可		○		○	有	○	○				可		○		○	無												議長会作成の「政務活動費使途に関する指針」に基づいて処理
新潟県	関川村	②議員のみ		3	②精算払い		④1年	5月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○	○			可		○			有				○					収支報告書及び領収書を提出させ、確認後精算払い	
計	28 団体	① ② ③ ④	5団体 6団体 8団体 9団体		① ② ③	25団体 1団体 2団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 12団体 15団体 0団体				① 16団体	② 13団体	③ 14団体	④ 13団体	28団体				28団体	① 5団体	② 13団体	③ 15団体	④ 12団体	26団体	① 26団体	② 18団体	③ 20団体	④ 12団体		25団体	① 7団体	② 14団体	③ 9団体	④ 10団体	25団体	① 0団体	② 1団体	③ 5団体	④ 24団体	⑤ 5団体							
富山県	富山市	①会派のみ		150	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		支出に係る会計帳簿及び領収書等の証拠書類	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	市政報告会・広聴会実績報告書、要請・陳情活動実績報告書、調査委託実績報告書	可	○	○	○	○	有			○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・政務活動費の支出において、会派内で事前審査・事後審査（③） ・1ヵ月ごとに会計帳簿、証拠書類等を中間審査し、年度終了後に収支報告書等関係書類を審査（④）	条例で、収支報告書を提出する場合においては、支出に係る会計帳簿及び領収書等の証拠書類を添えなければならないと定めている。
富山県	高岡市	①会派のみ		75	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書、視察調査に係る調査報告書	可	○		○	○	有	○	○	○	○	視察研修資料	可	○		○	○	有	○					弁護士				・条例に規定する使途基準及び議会が定める運用指針に基づき、法的側面から収支報告書を検査し、必要があると認める時は、指導及び助言を行う。（①）	
富山県	魚津市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4月,10月	有	魚津市特別職報酬等審査会	5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	○			○	有	○	○	○	○	会議報告書等	可	○			○	有			○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後精算払い（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
富山県	氷見市	①会派のみ		38	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿、その他証拠書類の写し	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情活動報告書等	可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
富山県	滑川市	③会派及び議員		30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○	○	○	有				○					会派の経理責任者及び議員から提出された収支報告書及び領収書等を確認（④）	
富山県	黒部市	①会派のみ	所属会派が1人の場合を含む	30	②精算払い		③半年	4,10月	有	黒部市特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有				○					議会事務局による書類審査（④）	
富山県	砺波市	④その他	会派及び会派に所属しない議員	28	③その他	支出に係る領収書その他の証拠書類を添えて請求し、受理した日から30日以内に交付。	⑤その他	当該請求を受理した日から30日以内に交付するもの。	有	砺波市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書の写し ・事項別明細書	可	○	○	○		無											無										
富山県	小矢部市	②議員のみ		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○				有	全て		領収書その他当該支出の事実を証する書類の写し	可	○				有	○			○	陳情活動報告書	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
富山県	南砺市	①会派のみ		28	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支払証明書	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有		○					会派の経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③）※ただし、1人会派を除く	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体										備考
												①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
												①	②	③	④						①	②	③	④	①	②	③	④			①	②	③	④	⑤										
富山県	射水市	②議員のみ		50	②精算払い		②四半期	8,11,2,5月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		領収書等の原本を添付	可	○	○	○	○	無											無										
富山県	上市町	④その他	会派又は議員の選択制	10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○	○	○	広報・広聴活動、陳情・要望等活動	可	○		○		有				○	○			議長	議員の精算申請時に収支報告書及び領収書を提出させ、議長及び議会事務局が検査を実施（③,④）	
富山県	立山町	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書、会計帳簿	可	○		○		無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出があれば指導・助言を行う（④）	
富山県	入善町	①会派のみ		10	②精算払い		⑤その他	請求のあった日から30日以内に交付	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・旅費の明細が分かる請求書等	可	○		○		有	○		○	○	調査研究及び要請、陳情活動等の報告書	可	○		○		有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、会派会長の承認を得る（③） ・収支報告書、領収書等の提出時に確認（④）	海外視察は認めていない
富山県	朝日町	①会派のみ		10	①前払い		③半年	5,11月	無		5	○		○	○	有	全て		収支にかかる全ての領収証	可	○		○	○	有	○		○	○	広報、広報活動において成果物を作成した場合は成果物を添付	可	○		○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
計	14 団体	① ② ③ ④	9団体 2団体 1団体 2団体		① ② ③	10団体 3団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 4団体 7団体 1団体 2団体				① 14 団体	② 6 団体	③ 10 団体	④ 8 団体	14 団体				14 団体	① 14 団体	② 6 団体	③ 10 団体	④ 8 団体	11 団体	① 11 団体	② 7 団体	③ 10 団体	④ 9 団体		11 団体	① 10 団体	② 4 団体	③ 7 団体	④ 8 団体	12 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 4 団体	④ 10 団体	⑤ 1 団体							
石川県	金沢市	②議員のみ		160	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有	○	○	○	○	市政報告会等開催報告書	可		○		○	有	○			○		弁護士、公認会計士				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（①、④）	
石川県	七尾市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30	③その他	前払い後、年度末に精算払い	③半年	４、１０月	無		5			○		有	全て		全ての領収書（旅費は、旅費基準に基づく額を支給）	可			○		有	○	○	○			可			○		有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
石川県	小松市	②議員のみ		70	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○	○	陳情活動報告書等	可				○	有				○					小松市議会政務活動費運用指針に基づき検査	
石川県	輪島市	②議員のみ		20	③その他	前払いと精算払いの選択制	⑤その他	年度内であれば時期は問わない	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○	○	○	有	○			○	陳情活動等報告書等	可		○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
石川県	珠洲市	②議員のみ		20	②精算払い		④1年	4～5月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・書籍等購入理由書（購入の理由・調査目的等を記載）	可		○	○	○	有	○		○	○	・政務活動の実施状況及び成果を確認できる書類	可		○	○	○	有				○					・議長に提出された収支報告書等について、条例、規則、政務活動費運用マニュアルに沿って執行されているか確認	
石川県	加賀市	②議員のみ		80	①前払い		③半年	４,10月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・ガソリン代及び携帯代であれば、御家族とすみ分けのため、利用料金内訳明細書などを添付。 広報紙発行であれば、広報誌の現物コピー、封詰め封筒などを添付。	可		○	○		有	○	○	○	○	会議費報告書	可		○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
石川県	羽咋市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿	可		○		○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可		○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を議長に提出後、事務局による書類の精査を行い、ＨＰに掲載（④）	
石川県	かほく市	②議員のみ		240	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての 支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○	○	会議、陳述・要望活動等	可		○	○	○	無										
石川県	白山市	②議員のみ		60	①前払い		③半年	4/25,10/25	無		5	○	○			有	全て		領収書	可		○			有	○	○	○	○	広報、要請・陳情活動、広聴、会議	可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を本市議会が定める「政務活動費運用の手引き」によって検査し、不適正な支出等について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他											
												①	②	③	④						①	②	③	④						①	②	③	④						①	②	③	④	⑤						
石川県	能美市	②議員のみ		50	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可			○		有			○		可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施（⑤）	
石川県	野々市市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	○	○			有			○	○	調査研究要望・陳情	可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
計	11 団体	① ② ③ ④	0団体 8団体 2団体 1団体		① ② ③	8団体 1団体 2団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 3団体 6団体 1団体 1団体				① 10 団体	② 8 団体	③ 6 団体	④ 6 団体	11 団体				11 団体	① 1 団体	② 8 団体	③ 5 団体	④ 5 団体	11 団体	① 9 団体	② 7 団体	③ 10 団体	④ 9 団体		11 団体	① 2 団体	② 8 団体	③ 6 団体	④ 6 団体	10 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 10 団体	⑤ 0 団体						
福井県	福井市	③会派及び議員		150	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5			○		有	全て		領収書、領収書を徴することができない場合はそれに代わる証票類	可			○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福井県	敦賀市	①会派のみ		40	①前払い		④1年	4月	無		5		○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書（・旅費の支給については、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第４条により支出）	可		○	○		有	○	○	○	○	陳情活動等報告書、議会報告会等報告書	可		○			有			○	○			会派経理責任者		・会派の経理責任者が確認後、会派の代表者と経理責任者の連名で議長に提出（③） ・議長に提出後、議会事務局にて収支報告書及び添付書類を検査し指導や助言等を実施（④）	
福井県	小浜市	②議員のみ		20	②精算払い		④1年	5月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書等の原本	可	○	○			有	○	○	○	○	要請・陳情活動に係る報告書（ただし①②③④と様式は同一で、名称を「調査研究等報告書」としている）	可	○	○			有				○					領収書および添付書類を検査し、議長が最終確認	
福井県	大野市	②議員のみ		40	①前払い		④1年	5月末日まで	有	大野市特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○	○	無											有				○	○			監査委員事務局	定期監査	
福井県	勝山市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書または当該支出の事実を証する書類の原本または写し	可				○	有	○		○	○	旅費計算書	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導等実施	
福井県	鯖江市	①会派のみ		50	③その他	会派に概算払い後、最後に精算。	③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可		○			有	○	○	○			可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③）	
福井県	越前市	②議員のみ		60	①前払い		②四半期	4. 7. 10. 1月			5	○	○	○	○	有	全て		領収書、出納簿	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有				○					記載漏れ、添付書類等の確認	
福井県	坂井市	①会派のみ		50	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		10	○	○	○	○	有	全て		支出に係る領収書その他の証拠書類（視察等報告書含む）	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	・会議資料や出席者名簿 ・陳情、要望の内容が分かるもの ・活動内容がわかる写真 ・行程表	可	○	○	○	○	有				○					議長に提出された収支報告書等について、条例、規則、政務活動費運用マニュアルに沿って執行されているかを精査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福井県	高浜町	②議員のみ		9	①前払い		⑤その他	4月	無		5			○		有	全て		領収書、その他根拠資料	可			○		有	○		○	○	要請陳情等活動費への充当の場合、国等に提出した要請書及び要望書等の写し、その他その活動を実施した内容が分かる報告書等を添付	可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類をマニュアルに基づき確認。	
計	9 団体	① ② ③ ④	4団体 4団体 1団体 0団体		① ② ③	7団体 1団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 3団体 2団体 3団体 1団体				① 6 団体	② 6 団体	③ 6 団体	④ 4 団体	9 団体				9 団体	① 3 団体	② 5 団体	③ 6 団体	④ 4 団体	7 団体	① 7 団体	② 5 団体	③ 7 団体	④ 5 団体		7 団体	① 3 団体	② 5 団体	③ 3 団体	④ 3 団体	9 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 9 団体	⑤ 1 団体						
山梨県	甲府市	①会派のみ		40	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○	○	各費用の支出一覧・活動実績報告	可	○	○			有			○				会派の代表者、経理責任者		所属議員から会派経理責任者へ領収書を提出させ、会派代表者を含めて内容を確認後、精算する。	・海外視察については、政務活動費の充当を認めていない。 ・条例に基づき、収支報告書への領収書等の添付を義務付けている。
山梨県	富士吉田市	④その他	会派又は議員の選択	20	③その他	会派又は議員に前払い後、所属議員に精算払い	④1年	4月（改選時は6月）	無		5		○	○	○	有	全て		領収書	可		○	○	○	有	○		○	○	会議、陳情活動	可		○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	①	②	③	④	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容	活動報告書等の閲覧の可否	①	②	③	④	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
山梨県	山梨市	①会派のみ		15	③その他	会派に前払い後、年度で精算し、残金は返還	③半年	4、10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・その他の証拠書類 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その書類（明細書等）	可				○	有	○		○		可				○	有				○					・収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算処理	
山梨県	韮崎市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○	○	○		可	○			○	有				○					・会派の代表者から精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出させ、事務局の確認後、精算払い（④）	
山梨県	南アルプス市	①会派のみ		15	①前払い		③半年	4月、10月	有	特別職報酬等審議会	5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書	可		○	○		有	○		○	○	各活動に係る経費の支出一覧、実施・参加報告書、内訳書	可		○	○		有			○			会派代表者、会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類の検査を行う。	
山梨県	北杜市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		③半年	4.10月	無		5	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	否					有	○	○	○		可				○	有				○					・会派の代表者から精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出させ、事務局の確認後、精算払い（④）	
山梨県	甲斐市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書またはこれに準ずる書類	可			○		有			○		可	○		○		有			○	○			各会派の経理責任者		・所属議員からの領収書等を取りまとめ、支出一覧及び収支報告書を作成（③） ・会派から提出された収支報告書及び領収書を全て検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施（④）	海外視察は、政務活動費の対象としていない。
山梨県	笛吹市	③会派及び議員		10	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、書籍の購入等の場合は書籍の名称等がわかる明細	可	○	○		○	有	○	○			可	○	○		○	有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③④）	支払いは４月、１０月であるが、９月に中間報告を受けている。
山梨県	甲州市	④その他	会派又は議員の選択制	10	①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5			○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○	○	有	○	○	○		可			○	○	有			○	○	○		経理責任者	議長	・所属議員からの領収書等を取りまとめ、経理責任者が収支報告書を作成。（③） ・収支報告書及び添付書類等を検査し、不適切な支出については、指導、助言等を議会事務局職員や議長が実施。（④）（⑤）	
山梨県	中央市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5			○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○	○	有	○				可			○	○	無										
山梨県	富士川町	②議員のみ		3	②精算払い		④1年	5月	無		5		○			有	全て		領収書等の証拠書類	可		○			無										有					○			議長	議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。	
山梨県	昭和町	②議員のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可		○			有	○		○		可		○			有				○					収支報告書及び領収書等を提出後、議長が調査を実施。	
山梨県	富士河口湖町	③会派及び議員		2	①前払い		③半年	４月に上期，１０月に下期	無		3			○		有	全て		・全ての支出に係る領収書	可			○		有	○	○	○		可			○		無										
計	13 団体	① ② ③ ④	4団体 2団体 2団体 5団体		① ② ③	10団体 1団体 2団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 8団体 5団体 0団体				① 7 団体	② 6 団体	③ 5 団体	④ 7 団体	13 団体				12 団体	① 3 団体	② 6 団体	③ 6 団体	④ 6 団体	12 団体	① 11 団体	② 5 団体	③ 10 団体	④ 3 団体		12 団体	① 4 団体	② 5 団体	③ 6 団体	④ 7 団体	11 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 5 団体	④ 8 団体	⑤ 2 団体						
長野県	長野市	①会派のみ		85	①前払い		③半年	4,10月	有	長野市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・通信費運搬費…個人宛の電話料金請求書の写し ・出席者負担金、会費、旅費…案内文・資料の写し	可	○		○		有	○	○	○	○	視察及び研修会等への出席のため市外（長野広域圏内市町村を除く）へ旅行した場合は、行政視察報告書を提出することになっている。	可	○		○		有			○	○	○			会派の経理責任者	監査委員	③所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い ⑤定期監査の際に収支報告書及び領収書書類一式の監査を実施（不定期）	
長野県	松本市	①会派のみ		21	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・すべての支出に係る領収書の写し ・旅費支出にあっては旅費内訳表及び行程表 ・広報費にあっては成果物	可	○		○		有			○		可	○		○		有				○	○			市長部局担当課	・会派から収支報告書等提出後、議会事務局で検査（④） ・議会事務局の検査後、市長部局で収支報告書等を検査（⑤）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
												①	②	③	④						①	②	③	④							①	②	③	④					①	②	③	④	⑤						
長野県	上田市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4～5月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・その他支出を証する書類	可			○		有	○		○			可	○		○		有			○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
長野県	岡谷市	④その他	会派又は会派に属さない議員	9	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○				有	全て		領収書	可			○		有	○		○			可	○				有				○							収支報告書及び添付書類を検査し、適正な支出であるか職員が確認	
長野県	飯田市	①会派のみ		12	①前払い		④1年	5～6月	無		5	○	○			有	全て		収支報告書、会計簿、支出伝票（領収書添付）	可	○	○			有				○	政務調査研究報告書	可	○	○			有					○			市長	議長から報告書の写しの提出を受け、会派のその年度における政務活動費の使途が法の趣旨及び条例で規定した、政務活動費を充てる経費として適当であるか審査し、当該年度おける政務活動費の使途として適当と認める額を決定する。決定後、精算	
長野県	諏訪市	④その他	グループ（会派）及びグループ（会派）に属さない議員	10	①前払い		③半年	4，10月	無		10	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類を添付	可				○	無												有				○						・内容の確認 ・「使途基準」に適合しているかのチェック	
長野県	須坂市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	5月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可		○	○		無												有				○						収支報告書及び添付書類について金額等に誤りがないか確認 必要に応じて各会派経理責任者へ詳細を確認	収支報告書の提出に当たり活動報告書等の添付について規程はありませんが、「視察を実施した場合には視察報告書を議長に提出すること」の申合せとしている。
長野県	小諸市	③会派及び議員		12	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		領収書	可	○				無						可	○			○	有				○						支出内容が政務活動費使途基準に沿っているか確認	
長野県	伊那市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	5月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、その他支出を証する書類	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有				○						収支報告書及び領収書等添付書類のチェックを実施	
長野県	駒ヶ根市	④その他	会派又は議員	9	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		会計簿及び領収書等の写し	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	無											
長野県	中野市	②議員のみ		8	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	無												有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	政務活動費の使途について、内規を定め基準を設けている。
長野県	大町市	③会派及び議員		3	①前払い		④1年	年度当初	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○		○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動、県・国要望等	可	○	○		○	無												
長野県	飯山市	②議員のみ		10	①前払い		⑤その他	⑤その他 年2回 4月（4～12月分） 1月（1～3月）	無		5	○		○		有	全て		領収書その他支出を証する書類	可			○		有	○	○	○			可			○		有				○						収支報告書提出時に添付書類や金額について事務局で確認している	
長野県	茅野市	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書	可		○	○	○	有	○	○	○	○	各種会議活動報告書	可		○	○	○	有				○						領収書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
長野県	佐久市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	5月末日	有	佐久市特別職報酬等審議会	10	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書又はこれに準じる書類	可			○		有	○	○	○	○	要請 陳情	可			○		有				○						「佐久市議会政務活動費の交付に関する条例」をもとに、支出内訳書と領収書を精査し、チェックしている	
長野県	千曲市	④その他	会派または会派に属さない議員	15	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿	可				○	無												有				○						・会派の経理担当者又は議員個人から、収支報告書及び領収書を提出させ、事務局にて確認後、精算払い。 ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、市長へ収支報告書一覧表を提出し、HPへ掲載。	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体											備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④	①	②	③	④	調査研究、広報、広聴、住民相談、会議参加、要請・陳情活動、各種会議等報告書		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤										
長野県	東御市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、受領書、振込受領書、政務活動費支出証明書等	可		○		○	有	○	○	○	○	調査研究、広報、広聴、住民相談、会議参加、要請・陳情活動、各種会議等報告書	可	○	○		○	有			○	○			会派の経理責任者		収支報告書と活動記録簿で領収書等を確認	
長野県	安曇野市	④その他	会派及び会派に属さない議員	10	①前払い		④1年	4月	有	安曇野市特別職等報酬審議会	5	○		○		有	全て		政務活動費に係る領収書等	可	○		○		有	○	○	○	○	広報・広聴資料 陳情活動内容資料	可	○		○		有				○					収支報告書及び領収書等添付書類の確認	
長野県	軽井沢町	③会派及び議員		8	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書その他支出を証すべき書面	可				○	無												無											
長野県	御代田町	②議員のみ		6	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書その他支出を証すべき書面	可				○	無												無											
長野県	立科町	③会派及び議員		7	①前払い		④1年	4月	無		3				○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書類	否					無												有				○				監査委員	定期監査において書類検査	月額6,500円
長野県	青木村	②議員のみ		8	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書類	可				○	無												有				○				議長が必要に応じて行う	収支報告書と活動記録簿で領収書等を確認	
長野県	長和町	②議員のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		すべての支出に係る領収書	可				○	無												有				○					収支報告書及び領収書等の内容確認	
長野県	下諏訪町	②議員のみ		9	①前払い		③半年	4,10月	無		10				○	有	全て		領収書	可				○	無												無											左記「議員1人当たりの交付月額」は条例上8,500円となっているため、四捨五入して記入している。
長野県	富士見町	②議員のみ		8	①前払い		③半年	4,10月	無		10	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			無												有				○				議長が必要に応じて行う	収支報告書と活動記録簿で領収書等を確認	
長野県	松川町	②議員のみ		7	②精算払い		⑤その他	活動毎の都度精算	有	松川町特別職等報酬審議会	5	○	○			有	全て		領収書その他を証する書類	可	○	○			有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○	○			有				○				議長	・政務活動報告書及び領収書等の記載を検査し、不適正な支出については指導、助言等実施（⑤）	
長野県	坂城町	②議員のみ		5	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5			○		無									無												有				○					議会事務局において、提出書類の検査を実施	領収書の添付は条例上義務付けられていないが、申し合わせにより任意で提出されている。
長野県	飯綱町	②議員のみ		10	②精算払い		③半年	請求書の提出があった後、速やかに（概ね10月、4月）	有	飯綱町特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書その他支出を証すべき書面の原本、支出ごとの費目・意義・成果等・政務活動費の目的に添ったものであることを明記した書面	可	○	○		○	有	○	○	○	○	全ての支出に対する報告書	可	○	○		○	有				○				議長（外部機関等に委任することができる）	実績報告に基づき、実績等の検証と使途の妥当性を調査し、調査結果を町長に送付	
計	28 団体	① ② ③ ④	8団体 11団体 4団体 5団体		① ② ③	26団体 2団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 7団体 18団体 2団体				① 21 団体	② 11 団体	③ 8 団体	④ 16 団体	27 団体				26 団体	① 8 団体	② 10 団体	③ 9 団体	④ 14 団体	15 団体	① 13 団体	② 10 団体	③ 14 団体	④ 9 団体		16 団体	① 12 団体	② 8 団体	③ 7 団体	④ 7 団体	23 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 17 団体	⑤ 8 団体							
岐阜県	岐阜市	③会派及び議員		150	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書又は領収書に準ずる証拠書類	可	○	○	○		有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書	可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施（④）	
岐阜県	高山市	③会派及び議員		200	②精算払い		⑤その他	申請の都度	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書	可	○	○	○	○	無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	①	②	③	④	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
岐阜県	多治見市	①会派のみ		21	①前払い		④1年	4月30日年度の途中に新規結成された会派は、結成された日の属する月の翌月の末日（結成日が3月1日に当たるときは、3月31日）	有	多治見市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書など支出を明らかにするもの、支出に係る政務活動の概要書 、その他議長が必要と認める書類	可		○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○	○			会派の経理責任者		視察・研修は、事前に内容・経費を確認。 事後に領収書と収支報告書の整合性、経費の妥当性、報告書の記載内容を確認 また、4半期ごとに経費の妥当性、領収書と収支報告書の整合性を確認（③）	収支報告書、領収書、視察報告書は、市役所1階の情報公開コーナーのキャビネットにコピーを設置し、何人も閲覧可
岐阜県	関市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10	①前払い		④1年	5月31日までに	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○			有	○		○	○	備品購入届出書	可	○	○			有			○						会派から提出された収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施	
岐阜県	中津川市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月末日	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岐阜県	瑞浪市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書又はそれに準ずる書類	可		○		○	有	○		○	○	・会派報等の成果品 ・図書資料等の表紙の写し	可		○		○	有			○						収支報告書及び添付書類の内容、使途の適正について確認。	
岐阜県	羽島市	①会派のみ		7	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	無											有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岐阜県	恵那市	②議員のみ		10	②精算払い		③半年	3、9月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岐阜県	美濃加茂市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		7	○				有	全て		領収書	可	○				無											有			○						・収支報告書及び添付書類を確認し、内容について助言等実施（④）	
岐阜県	土岐市	①会派のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		10	○				有	全て		領収書、その他当該支出の事実を証する書類	可	○				有	○		○			可	○				有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岐阜県	各務原市	③会派及び議員		30	①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		領収書、振替口座通帳のコピー （クレジットカード払いで領収書がない場合は、請求書に口座引き落とし日を補記することで添付の必要なし）	可		○	○		有	○		○	○	陳情活動等報告書	可		○	○		有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	・政務活動費での海外視察は認めていない ・収支報告書への領収書・活動報告書の添付の義務付けは、「政務活動費使途基準運用指針」「政務活動費FAQ」に基づき処理している
岐阜県	可児市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有		○	○	○			会派の経理責任者、会派代表者等	・議長 ・監査委員事務局	③所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を経理責任者に提出させ、確認後精算払い ④収支報告書一式を事務局内にて内容検査 ⑤さらに議長が内容検査 ⑥年度終了後、監査委員事務局にて内容を最終検査	申し合わせにより海外視察研修は行っていない。
岐阜県	山県市	②議員のみ		20	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○			有	全て		領主書、収支報告書、会計帳簿、研修視察報告書、手引きにより作成が義務づけられ添付することとされている文書	可	○	○			有	○	○	○	○	実施（参加）記録書	可	○	○			有			○						収支報告書及び領収書等添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施	交付方法など規則で規定。細かい運用方法については、政務活動費の手引きに基づき処理している。
岐阜県	飛騨市	②議員のみ		10	②精算払い		②四半期	6,9,12,3月	無		5	○		○	○	有	全て		基本は全ての領収書。ただし、車賃（ガソリン代・キロ２０円で計算）については添付を求めていない。	可			○	○	有	○	○	○			可	○		○	○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岐阜県	本巣市	④その他	会派又は議員の選択制	20	①前払い		⑤その他	4,8,12月	無		5				○	有	全て		領収書、図書購入の写し	可				○	有	○			○	陳情活動等報告書	可				○	無									

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体											備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④						①	②	③	④		①	②	③	④		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤										
岐阜県	郡上市	②議員のみ		10	③その他	議員に前払い後、精算払い	④1年	4月	有	郡上市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○	○	有	○	○	○		可		○	○		有			○					・議員からの収支報告書及び領収書を事務局に提出させ、確認後、前払いしている活動費の精算を行う（④） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、HP掲載前に事務局で確認をしている（④）	
岐阜県	下呂市	③会派及び議員		10	②精算払い		③半年	10，3月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、その他議長が必要と認める書類	可	○	○		○	有	○	○	○		可	○	○		○	有				○	○				議会改革特別委員会	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について協議、市道、助言等実施	
岐阜県	白川村	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5		○			無									無										有			○					会派の経理責任者、会派の代表者		書類決裁（③）	
計	18 団体	① ② ③ ④	7団体 4団体 4団体 3団体		① ② ③	13団体 4団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 3団体 3団体 10団体 2団体				① 16 団体	② 13 団体	③ 5 団体	④ 8 団体	17 団体				17 団体	① 11 団体	② 12 団体	③ 5 団体	④ 8 団体	14 団体	① 14 団体	② 7 団体	③ 13 団体	④ 6 団体		14 団体	① 10 団体	② 11 団体	③ 4 団体	④ 6 団体	17 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 16 団体	⑤ 2 団体							
静岡県	静岡市	①会派のみ		250	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	有	特別職報酬等審議会	10	○		○		有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により領収書を徴収ができないものについては、会派の代表者が発行する支払証明書	可	○		○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書、政務活動費活動概要報告書等	可	○		○		有			○	○					・各会派の検査方法による（③） ・政務活動費に適した使用であるか、必要な帳票や、報告書があるか、収支報告の金額に誤りがないか等を主眼に、職員が全帳票を点検（④）	
静岡県	浜松市	①会派のみ		150	①前払い		③半年	4, 10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書、報告書、成果物、契約書、雇用通知書ほか	可	○		○	有	○	○	○	○	報告書等	可	○		○		有				○					・収支報告書、領収書等の添付書類等議長へ提出すべき書類全てを検査し、支出内容についての助言等を実施（④）	
静岡県	沼津市	①会派のみ		40	③その他	概算払い	③半年	5. 10月	有	沼津市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書・領収書がないものについては支払い証明書を添付	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会計帳簿	可	○	○		○	有			○	○				会派の経理責任者、会派代表者		・経理責任者は収支報告書、出納簿及び添付書類を作成、検査（③）・政務活動費に適した使用であるか、必要な帳簿や、報告書があるか、収支報告の金額に誤りがないか等を主眼に職員が全帳簿を点検（④）	所属議員が１人の場合を含む
静岡県	三島市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	4月（改選に当たる年は任期開始となる5月）	有	三島市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・領収書（旅費条例の規定に基づく旅費以外の全ての領収書） ・旅費算出根拠書類	可	○	○			有	○			○	研修内容が分かる書類	可	○	○			有			○	○				会派の経理責任者、会派長		・所属議員は、会派長・経理責任者の許可を経て支出し、経理責任者に領収書の原本を提出する。（③） ・各会派から提出された収支報告書及び領収書等添付書類を事務局で確認する。（④）	・交付対象を①「会派のみ」としているが、政務活動費の交付においては1人会派を認めている。 ・収支報告書・領収書・活動報告書の公開方法②については、「市政情報公開コーナー」に常備している。 ・収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの内用については、現在海外視察を実施していないため、選択なしとする。
静岡県	富士宮市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25	①前払い		④1年	4月（改選期は5月）	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○		○	○	領収書等（支出を証明する書類として領収書、受領書、振込受領書その他これに類する書類を添付）なお、会派の調査研究活動に係る交通費、宿泊費等は市の旅費規程を準用。	可	○	○		○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不足等ないか確認している。	
静岡県	島田市	②議員のみ		17	①前払い		④1年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○	○	調査研究その他の活動概要及び領収書の添付	可	○	○			有				○	○				市当局財政担当課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④⑤）	
静岡県	富士市	①会派のみ		32	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類、会計帳簿	可		○		○	有	○	○	○	○	事業実績書	可	○	○		○	有			○	○				会派の経理責任者、会派代表等		・収支報告書及び添付書類を検査（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や書類不備について指導、助言等実施（④）	
静岡県	磐田市	①会派のみ		25	③その他	会派に概算払い後、年度費用が確定した後精算を行う。	③半年	4, 10月	有	特別職報酬等審議会	10	○	○			有	全て		収支報告書、会計簿、全ての支出にかかる領収書（但し、旅費は旅費計算書）	可	○	○			有	○	○	○	○	政務活動費を支出して作成した印刷物	可	○	○			有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
静岡県	焼津市	①会派のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、領収書が無い場合は支出が分かる書類	可	○	○	○		有	○	○	○	○	政務活動費を使って作成した資料、陳情活動報告書	可	○	○	○		有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導	1人であっても会派と認め、支給している。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容				①	①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤							
静岡県	掛川市	①会派のみ		30	③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	④1年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、会計帳簿、支出明細書	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	研修会等配布資料	可		○	○	○	有				○	○			執行部（行政課、監査事務局職員）	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（⑤）	当市には議会図書館は存在せず。事務局に常備している。
静岡県	藤枝市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	10	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書（活動内容の報告書・研修会資料・印刷物等）	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有				○					所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
静岡県	御殿場市	①会派のみ		17	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○					可				○	有			○	○			会派の経理責任者	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③④）	左記「交付の対象」の会派とは、所属議員が１人の場合も会派とみなす・
静岡県	袋井市	③会派及び議員		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・支出明細書 ・物品購入等支出報告書 ・支払明細書（必要な場合のみ） ・図書台帳 ・備品台帳	可	○	○	○	○	有			○			可	○	○	○	○	無									
静岡県	裾野市	④その他	会派又は会派に属さない議員	23	①前払い		③半年	5月、11月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		会計帳簿、領収書（無い場合は支払証明書）、支出整理簿、備品台帳	可	○		○	○	有	○	○	○	○	政務調査研究活動内容報告書	可			○	○	有			○	○			会派の経理責任者･会派代表者	収支報告書及び添付書類の内容確認を行う	
静岡県	湖西市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月（改選時は5月）	無		5	○	○	○		有	全て		領収書（困難なときは支出証明書）、会計帳簿、支出伝票、旅費内訳書	可	○	○	○		有	○	○	○	○	要請・陳情及び政務活動報告会・公聴会等開催に伴う報告書	可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や書類不備について指導、助言等実施	
静岡県	伊豆市	③会派及び議員		15	①前払い		⑤その他	4月・11月	無		5	○	○			有	全て		会計帳簿等	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					議会事務局が支払伝票、領収書の金額と内容及びその他添付書類の内容を検査し、指導、助言等を実施。	
静岡県	菊川市	④その他	会派又は会派に所属していない議員	8	③その他	会派は前払い後、所属議員に精算払い 会派に所属していない議員は前払い	④1年	申請があった時	有	特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書、その他証拠書類	可			○	○	有	○	○	○			可			○	○	有				○					政務活動費の収支報告書を作成し、領収書原本及びその他の証拠書類を当該収支報告書に添付し提出	
静岡県	伊豆の国市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	5月	無		5	○			○	有	全て		・交通費や宿泊費等の一部を除く全ての支出に係る領収書 ・調査研究費等における活動内容の報告書	可				○	有	○	○	○			否					有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
静岡県	函南町	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	5月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	収支報告書等の検査主体は議会事務局及び議長
静岡県	清水町	①会派のみ		13	③その他	会派に概算払い後、年度費用が確定した後、精算を行う。	④1年	6月	無		5	○			○	有	全て		支出に係る領収書またはそれに準ずる書類（JR,バス等公共交通機関の利用経費は除く）	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
静岡県	長泉町	④その他	会派又は会派に属さない議員	13	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○		○	○	有	○		○			可	○		○	○	有			○	○			会派の経理責任者、会派代表者	・会派の経理責任者が領収書等を基に照査し、確認印を押印後、会派代表者が検査を実施(③) 議会事務局で議長提出前の最終確認を実施(④)	
静岡県	小山町	③会派及び議員		13	①前払い		④1年	おおよそ５月	無		5			○		有	全て		領収書	可		○	○		有	○	○	○	○	会議内容	可		○	○		有			○	○			経理責任者（議員）	・収支報告書及び添付書類を検査	
静岡県	森町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5		○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等活動内容の分かるもの	可		○			有					○			監査委員	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	23 団体	① ② ③ ④	10団体 3団体 5団体 5団体		① ② ③	18団体 0団体 5団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 5団体 16団体 1団体				① 21 団体	② 13 団体	③ 10 団体	④ 12 団体	23 団体				23 団体	① 16 団体	② 13 団体	③ 10 団体	④ 13 団体	22 団体	① 21 団体	② 16 団体	③ 20 団体	④ 14 団体		21 団体	① 14 団体	② 13 団体	③ 10 団体	④ 11 団体	22 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 8 団体	④ 21 団体	⑤ 3 団体						

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤							
愛知県	名古屋市	①会派のみ		500	①前払い		①毎月		無		5	○		○	○	有	全て		領収書、その他の当該支出の事実を証する書類	可			○	○	無					否						有			○				各会派内でチェック		・各会派内でチェック ・収支報告書等の検査主体に関して、記入漏れ、記入誤り、検算等形式的なチェック作業は議会事務局にて行っている。	・調査委託、研修等に参加した場合等においては活動報告書の作成を義務付けているが、会派で保管することとなっている。 ・収支報告書の添付書類として会派から提出された場合は左記のとおり領収書等とともに公開している。
愛知県	豊橋市	②議員のみ		90	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		・領収書等の証拠書類（旅費を除く） ・旅費内訳書 ・経費の性質上、領収書に添付すべき書類（雇用契約書、広報紙等）	可		○			有	○	○			可		○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	岡崎市	④その他	会派又は会派に属さない議員	50	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○				有	全て		・原則すべての支出に係る領収書	可	○				有	○	○	○		可	○					無											・収支報告書への領収書の添付は、取扱要領で規定
愛知県	一宮市	②議員のみ		50	①前払い		④1年	当該年度の最初の月の15日	無		5	○	○			有	全て		収支報告書を提出するときは、その支出に係る領収書等の原本を併せて提出しなければならない。ただし、旅費については、「旅費計算書」を添付することで、これに代える。	可		○			無												有				○					・収支報告書、領収書又はこれに準ずる書類を議長に提出後、残余がある場合は返還。（④）	
愛知県	瀬戸市	②議員のみ		13	①前払い		④1年	4月（改選期は5月）	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（旅費については、経路を報告することとし、航空運賃以外は領収書の添付を省略できる。）	可	○	○			有	○		○		可	○	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	海外視察については行っていない
愛知県	半田市	②議員のみ		13	②精算払い		⑤その他	活動実施後	無		10	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書その他支出を証する書類の写し	可	○	○			有	○		○	○	会計帳簿、領収書の写し、政務活動費成果届出書（半田市独自様式）	可	○	○				有				○			議会	議会に政務活動費管理委員会を設置しています。 議員は事前に計画書を提出し、政務活動費管理委員会で計画内容が適切な使途であるかが諮られます。また、事後に成果報告書を提出し、同じく政務活動費管理委員会で、実績を確認しその支出が適切であったかなど確認・協議の後、交付されます。	
愛知県	春日井市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		5		○			有	全て		・旅費を除く支出に係る全ての領収書（旅費のうち航空賃については領収書必要） ・旅費の積算明細書 ・図書、資料等を購入した場合は、各表紙の写し ・会派広報紙、資料を作成した場合は成果品	可		○			無												有			○				会派代表者		・収支報告書及び領収書等添付書類を会派の経理責任者に提出させ、確認（③） ・各会派作成の収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	・領収書は、交付規程において収支報告書への添付を義務付けている。 ・視察・研修等の活動報告書（①～④）は、実施要領において提出を義務付けている。
愛知県	豊川市	①会派のみ		23	①前払い		④1年	5月	無		5	○	○		○	有	全て		・領収書 ・請求書及び計算書、行程表（旅費の場合）	可		○		○	有	○	○	○		可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛知県	津島市	①会派のみ		13	①前払い		③半年	4、10月	無		5				○	有	全て		領収書またはこれに準ずる書類	可				○	有	○		○	○	要請・陳情活動報告書	可				○	無											
愛知県	碧南市	④その他	会派又は議員の選択制	17	①前払い		④1年	４月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、旅費支払証明書	可				○	有			○			可	○	○		○	無											
愛知県	刈谷市	③会派及び議員		19	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		旅費以外のすべての支出に係る領収書	可	○	○			無											有				○				議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（⑤）	交付額は年額225,000円
愛知県	豊田市	④その他	会派又は会派に属さない議員	50	①前払い		④1年	4月	有	豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会	5	○	○			有	全て		旅費規定に基づく旅費は行程表が証拠書類。 領収書等の証拠書類を徴し難い場合には、会派の代表者又は議員が支出を証明する書類の写し	可		○			有	○	○	○		可		○				有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	政務活動費は、1人当たり600,000円/年を一括で交付
愛知県	安城市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い		④1年	4月	有	安城市政務活動費検討委員会	5	○	○			有	全て		領収書、交通通信費支出明細書、政務活動費支払証明書、経費内訳書	可		○			有	○	○	○	○	陳情活動	可		○				有				○					議会事務局及び正副議長により、収支報告書及び添付書類のチェック等を行う。	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④		①	②	③	④	⑤							
愛知県	西尾市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（ただし、旅費は代表者の支払証明書及び事務局が事前確認した旅費計算書。領収書が発行されない場合はそれに代わる証憑書類）	可				○	有	○		○		可	○	○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	蒲郡市	①会派のみ		24	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書（領収書だけでは経費の内訳が分からない場合、請求書や見積書等で内訳のわかるものを添付）	可	○		○		無											無									
愛知県	犬山市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月（改選の年は6月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、現金出納簿	可	○	○		○	有	○	○	○		可	○	○		○	有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・会派等からの収支報告書及び領収書を事務局で確認後、残額の返納通知書を交付し、精算（④）	
愛知県	常滑市	①会派のみ		9	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有			○		可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	江南市	①会派のみ		13	①前払い		④1年	4月1日（当該年度の途中において議員の任期が満了する場合は6月1日）	無		5	○		○	○	有	全て		・政務活動費に係る経費の支払いの際には必ず領収書を徴する ・領収書を徴することが困難な場合は、会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる ・公共交通機関を利用する場合は適用しない	可				○	○	無											有				○	○				収支報告書という名目ではないが、同等である政務活動費調を決算審査の資料として監査委員へ提出している。	④提出された収支報告書と領収書等の添付書類に不備がないか検査する。	・政務活動費の交付対象として会派のみとしているが、所属議員が１人（無所属）の場合も支給している ・議員１人あたりの交付月額について年額で15万円交付しているため、月額に換算すると12500円となる。 ・収支報告書の公開方法について 政務活動費の交付に関する条例で個別に閲覧規定があり優先されるが、規程されていない部分については、情報公開条例に準じて行われる。
愛知県	小牧市	④その他	会派及び会派に属さない議員	25	③その他	会派に前払い後、会派に精算払い	④1年	4月	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書を徴しがたい場合は会派代表者による支払証明書を領収書に代えることができる）					○	有	○		○		可	○				無															
愛知県	稲沢市	④その他	会派に属する議員は会派に、会派に属さない議員には議員個人に交付	20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類（研修に参加した際の開催案など研修内容が分かる書類、銀行振込の際の利用明細書等）	可		○		○	有	○				可		○		○	有			○	○			会派の経理責任者及び会派会長		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
愛知県	新城市	③会派及び議員		13	①前払い		④1年	年度当初または改選直後	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	○	○		○	有	○	○	○	○	陳情書	可	○	○		○	有			○						政務活動費の運用指針に基づく	
愛知県	東海市	①会派のみ		18	③その他	概算払い	④1年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		旅費規定に基づく旅費以外で徴収できるもの全て	可			○	○	有	○		○			可			○	○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
愛知県	大府市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有	○		○		可	○	○		○	有				○					・会派の経理責任者に収支報告書及び添付書類を提出させ、確認後、精算を行う（③）	
愛知県	知多市	①会派のみ		17	①前払い		④1年	年度当初	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○		可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	知立市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	領収書の添付は規則で規定し、活動報告書の提出は手引きに明記し運用している。
愛知県	尾張旭市	④その他	会派又は会派に属さない議員	13	①前払い		③半年	4,10月（改選期は5,10月）	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書等の写し ・政務活動費収支報告明細書	可	○				有	○	○	○	○	・広報費及び広聴費係る書類 ・要請・陳情活動実績報告書	可	○				有			○	○	○			会派等	議長	・収支報告書及び添付書類に矛盾がないか検査を実施（④） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導（⑤）	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けを、規則、申し合わせ事項、手引きに基づき処理している。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
愛知県	高浜市	①会派のみ		15	①前払い		⑤その他	４月に当該年度の月数分を交付	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はそれに準ずる書類	可				○	有	○		○			可				○	有				○				議長	議長は、提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う。	
愛知県	岩倉市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	４月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			無											有			○					収支報告書及び添付書類を複数人で検査し、不適正な支出等がないか確認する。	
愛知県	豊明市	②議員のみ		13	①前払い		④1年	４月	無		10	○				有	全て		領収書、会計帳簿	可	○				無											有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	日進市	②議員のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付資料を検査し、不適正な支出について助言等実施	日進市議会政務活動費運用指針に基づき処理している。
愛知県	田原市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	5月31日まで	無		5	○				有	全て		領収書	可	○				有	○	○	○			可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	交付の対象＝会派に交付（議員が会派を結成しないときは、当該議員を１の会派とみなす）
愛知県	清須市	③会派及び議員		15	①前払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により、領収書を添付できない時は、会派代表者及び議員の支払い証明書をもってこれに代えることができる。	可				○	有	○	○	○	○	会議、要請・陳情活動、資料作成・購入、広報報告書等	可				○	有			○	○		会派の経理責任者、会派代表者		・所属議員から収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	北名古屋市	②議員のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有					○			議長、監査課	・議長による内部監査を11月に実施。（監査対象：4月から9月分）前年度の交付に係る政務活動費の，収支報告書は4月30日までに議長に提出する。 ・監査課による政務活動費監査を6月に実施	
愛知県	みよし市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		④1年	申請があった時	無		5		○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有			○	○	政務活動費実施報告書	可		○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について助言等実施（④）	
愛知県	長久手市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○		○			可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛知県	東郷町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	5月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有			○			可				○	有	○			○		議長 副議長				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（①④）	
愛知県	大口町	②議員のみ		5	②精算払い		⑤その他	４、１０月（半年または１年分）	無		10	○				有	全て		領収書	可	○				有	○	○	○			可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言、徴回等実施（④）	
愛知県	扶桑町	③会派及び議員		5	①前払い		④1年	４月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有			○			可		○		○	有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	
愛知県	蟹江町	③会派及び議員		5	①前払い		③半年	４・10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○		○	無												有			○	○			会派の会計担当		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、指導、助言等実施（④）	
愛知県	阿久比町	①会派のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5		○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書・調査研究費における活動内容の報告書・資料作成費における作成資料	可		○		○	無												有				○					収支報告書及び領収書を検査する。	
愛知県	東浦町	①会派のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	①	②	③	④	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
愛知県	幸田町	③会派及び議員			①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					収支報告書等の検算及び不備等のチェック	
計	42 団体	① ② ③ ④	15団体 10団体 9団体 8団体		① ② ③	38団体 2団体 2団体	① ② ③ ④ ⑤	1団体 0団体 8団体 30団体 3団体				① 35 団体	② 27 団体	③ 4 団体	④ 21 団体	42 団体				41 団体	① 17 団体	② 24 団体	③ 4 団体	④ 22 団体	31 団体	① 26 団体	② 16 団体	③ 29 団体	④ 7 団体		31 団体	① 18 団体	② 19 団体	③ 1 団体	④ 16 団体	37 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 8 団体	④ 31 団体	⑤ 6 団体						
三重県	津市	④その他	会派及び会派に属さない議員	50	①前払い		③半年	4月1日～9月30日分（4月支払）、10月1日～翌年3月31日分（10月支払）	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		すべての支出に係る領収書の原本又はこれに準ずる書類を添付する	可		○		○	無											有			○		○			会派の経理責任者	議長（形式審査）	法及び運用指針に準じた書類が添付されているかを確認する（(5)）	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けについては明文化されていないが、原則的に活動報告書は添付されている。また、活動報告書等については、②議会図書館、事務局等に常備、④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可。
三重県	四日市市	④その他	会派又は会派に属さない議員	70	②精算払い		①毎月		無		5	○	○		○	有	全て		・交通費（航空運賃以外）及び宿泊費を除く全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○	○	○	○	政務活動で入手した資料、名刺、写真など	可	○	○		○	有			○	○				会派の経理責任者		・会派の経理責任者が会派分の領収証等を取りまとめ、精査して請求手続を行う（(3)） ・議会事務局は提出書類を確認の上、会派ごとの精算払いの支出手続を行う（(4)）	
三重県	伊勢市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		10	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			無										
三重県	松阪市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	無				可				○	有	○	○	○			可	○	○		○	無										旅費等（行程表により確認可能なものに限る。）を除く全ての支出に係る領収書、活用内容報告書、研修会資料などの添付を求めている。【事実上の義務付け】
三重県	桑名市	③会派及び議員		50	①前払い		⑤その他	4月、1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・会計帳簿、支払伝票、活動実績旅費明細書、調査研究・研修活動実績報告書及び雇用契約書 ・調査研究費における視察・調査資料の写し ・研修費における研修資料、開催案内等の写し ・会議費における会議資料、開催案内等の写し ・広報・広聴費における広報・広聴費支出成果物等の写し ・資料作成費における作成資料の表紙の写し ・資料購入費における品名・単価などが記載された納品書等　・購入図書・資料の表紙の写し ・人件費における賃金単価・勤務時間等記載書	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○	○	○	無												
三重県	鈴鹿市	①会派のみ		50	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		・交通費（航空運賃以外）及び宿泊費を除く全ての支出に係る領収書 ・政務活動費に係る会計帳簿	可	○	○			無						可	○	○			有			○						会派の経理責任者が作成した会計帳簿及び領収書等の内容確認を事務局で実施	・視察研修等報告書の提出については、条例上の規定はないが、内規において議長に提出することとなっている。 ・令和4年度実施分は令和5年6月末公開予定である。
三重県	名張市	①会派のみ		40	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○						・議会事務局の職員が、収支報告書及び添付書類を適宜確認。	収支報告書は年度分をまとめて報告するのに対し、活動報告書（政務活動報告書）は、政務活動の実施後、その都度速やかに提出することとしています。そのため、活動報告書の提出は受けますが、収支報告書に添付されるわけではありません。
三重県	亀山市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○	○				各会派の経理責任者		各会派の経理責任者により収支報告書等を精査後、議長へ提出する。その後、議会事務局が内容確認を行う。	
三重県	鳥羽市	②議員のみ		13	①前払い		④1年	4月（改選年にあたっては5月）	無		5	○			○	有	全て		旅費以外の全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	○			○	有	○	○	○	○	・陳情活動等実施報告書 ・調査業務の外部委託料についての契約書の写し及び成果品原本1部 ・市政報告などの広報紙の原本又は写し ・印刷資料の原本または写し ・リース契約書の写し	可	○			○	無												旅費、宿泊費、日当等は鳥羽市職員等の旅費に関する条例に準ずる。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④					①	②	③	④	①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容		
三重県	いなべ市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可		○			有	○	○	○	○	政務活動費が伴う活動全てにおいて、報告を義務付け	可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
三重県	志摩市	①会派のみ		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書	可	○	○	○	○	有			○			可	○	○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類が適正であるか検査（④）	調査研究、研修、要請・陳情活動の場合は、議長宛に計画書及び報告書の提出が必要
三重県	伊賀市	②議員のみ		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、明細書、広報印刷物、交通費計算書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					収支報告書提出時に、事務局職員が検査確認し、精算	収支報告書に領収書又はこれに準ずる書類を添付することを条例で定めている。
三重県	木曽岬町	②議員のみ		10	②精算払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		受領証、受講証、チラシ、パンフレット	可	○	○		○	有				○	調査研究出張届	可	○	○		○	有				○					収支報告書提出時に、事務局職員が内容確認	
三重県	東員町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て			可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					書面検査	
三重県	菰野町	③会派及び議員		30	①前払い		④1年	4月	無		5			○	○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可			○	○	有	○	○	○	○	活動等報告書等	可			○	○	有					○				議長	収支報告書及び領収書等の審査	
三重県	朝日町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
三重県	川越町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書	可			○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不明な支出について聞き取りを行う（④）	
三重県	大台町	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月～5月	有	大台町特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		・領収書の写し ・旅費等支出計算書 ・口座振込等による支出に係るものの受領書等の写し ・クレジットカード利用明細書 ・ETCで高速道路等を利用した場合、利用区間と金額が明示されている高速道路会社発行する利用証明書及び利用区間と金額が明示されているクレジット会社が発行する請求明細書の写し ・印刷費の支出に係る成果品等については、現物又は写し ・政務活動費調査等報告書 ・宿泊証明書 ・政務活動費以外の経費と按分した場合の按分根拠、按分率、按分後の計上額を記載した書面	可	○	○	○	○	有	○		○			可		○	○	○	有				○					様式、氏名の記載・押印漏れ、添付書類の有無、経費毎の合計額、按分率・按分根拠等の記載要件漏れ、費用弁償との重複の有無及び交付額と支出額の差し引き残額計算の審査	・大台町政務活動費の交付に関する条例 ・大台町政務活動費の交付に関する規則 ・政務活動費ガイドライン
三重県	紀北町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	5月	無		5	○				有	全て		・原則、領収書を徴する ・領収書を徴することができない場合には、内訳・金額等を「政務活動記録簿」に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を添付する	可			○		有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可			○		有					○					収支報告書及び添付書類（領収書を含む）を検査し、不適正な支出がないか確認する。（その際に指導、助言等を行う）	
計	19 団体	①6団体 ②8団体 ③2団体 ④3団体			①17団体 ②2団体 ③0団体		①1団体 ②0団体 ③5団体 ④12団体 ⑤1団体					①16団体	②13団体	③6団体	④10団体	18団体				19団体	①12団体	②13団体	③6団体	④11団体	16団体	①14団体	②13団体	③15団体	④7団体		17団体	①14団体	②14団体	③5団体	④10団体	15団体	①0団体	②0団体	③3団体	④13団体	⑤2団体						
滋賀県	大津市	①会派のみ		70	①前払い		③半年	5,9月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、収支伝票、出納簿	可	○	○	○	○	有	○		○			可	○	○	○	○	有				○					収支報告書、収支伝票、出納簿、備品台帳を議長に提出後、議会局にて検査を実施	
滋賀県	彦根市	①会派のみ		22	①前払い		④1年	4月に交付	有	彦根市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		全ての領収書 （領収書が発行されない場合は、支出の金額を明らかにする書類および領収書が発行されないことについての理由を記載した書面）	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有				○					全ての提出書類を確認し、マニュアル等と照合	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体												備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④	①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤									
滋賀県	長浜市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4,10月	有	長浜市特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		領収書等証拠書類の原本	可			○	○	有	○		○	○	事業報告書、収支報告書、収支等整理簿、契約綴縁があるとき）、広報紙の原本（広報紙の発行があるとき）	可	○		○	○	有			○	○			議長	議長が議会事務局へ指示し、会派の経理責任者から提出された収支報告書及び領収書等を確認し、議長決裁後、精算する。	
滋賀県	近江八幡市	①会派のみ		20	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（領収書が発行されない場合は、証拠書類の写し等）	可				○	有	○	○	○	○	会議・陳情活動等報告書	可				○	有			○	○	○		会派の経理責任者、会派代表者	議長	収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者及び会派代表者が検査し提出。提出された書類を議会事務局で検査し、議長へ提出する。	
滋賀県	草津市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	年度当初	有	草津市議員報酬および特別職給料審議会	5	○	○			有	全て		必ず領収書を添付しなければならない。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合を除く（交通費について、「JR時刻表」等で金額が確認できる公共交通機関の運賃等の領収書については添付の必要はないものとする）	可		○			無							無																	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けはないが、研修会、会議等に出席した場合は報告書の作成、調査研究活動の視察を実施する場合は計画書と報告書の作成、要請・陳情活動を実施した場合は報告書の作成を申し合わせ事項に規定している。
滋賀県	守山市	①会派のみ		21	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		旅費に関する条例の規定に基づく、公共交通機関利用や宿泊料以外のすべての領収書	可				○	有	○					可					○	有			○				・収支報告書及び添付書類を確認し、適正に支出されているか検査を行う。	旅費は、守山市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例に基づき支出
滋賀県	栗東市	④その他	会派または議員	20	①前払い		③半年	4月、10月	有	栗東市特別職報酬等審議会	5	○				有	全て		領収書等証拠書類の原本（領収書を徴し難い事情があった支出は備考欄にその旨記入）	可	○				無													有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施（④）	
滋賀県	甲賀市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書等証拠書類の写し	可	○	○		○	有	○	○	○			否						有			○	○	○		経理担当者、会派長	議長	・会派経理責任者が支払調書（領収書添付）、収支報告書等を作成し、会派代表者が確認して提出する。 ・議会事務局で確認後、議長が最終確認する。	
滋賀県	野洲市	③会派及び議員		10	③その他	前払い後、年度末に精算払い	④1年	4月	有	野洲市特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・必要に応じて、政務活動費項目別明細書、政務活動費領収書等添付用紙、政務活動実施報告書、旅費等明細書、備品台帳、資料購入一覧表、備品購入事前承認申請書、備品処分事前承認申請書	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	旅費以外は原則すべて	可	○	○	○	○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
滋賀県	湖南市	④その他	会派又は議員	16	①前払い		③半年	5,10月	有	湖南市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		支出に係る領収書の写し（徴しがたい事情があった支出は備考欄にその旨を記載）	可		○			有	○					可		○			有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	議員一人当たりの交付額は16千円/月（ただし、4月分は24千円/月）
滋賀県	高島市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4.10月	無		5	○				有	全て		すべての支出に係る領収書	可				○	有	○					可				○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
滋賀県	東近江市	③会派及び議員		20	①前払い		⑤その他	4月から10月分までを5月に、11月から翌年3月分までを11月に交付	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類を添付、また活動報告などの印刷物については、成果物も添付が必要	可				○	有	○		○	○	要請・陳情活動報告書	可				○	有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い ・議会事務局では提出された収支報告書と領収書等の確認を行う。	
滋賀県	米原市	③会派及び議員		12	①前払い		④1年	4月	有	米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会	5	○	○			有	全て		領収書、通帳写し	否					有	○			○	広報誌等	否					有				○	○			総務課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	13 団体	① ② ③ ④	5団体 0団体 6団体 2団体		① ② ③	12団体 0団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 7団体 5団体 1団体				① 13 団体	② 8 団体	③ 3 団体	④ 7 団体	13 団体				12 団体	① 5 団体	② 5 団体	③ 3 団体	④ 9 団体	11 団体	① 11 団体	② 4 団体	③ 7 団体	④ 5 団体		9 団体	① 4 団体	② 3 団体	③ 3 団体	④ 8 団体	12 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 12 団体	⑤ 4 団体							
京都府	京都市	③会派及び議員		540	①前払い		②四半期	4月、7月、10月、1月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る支出調書（領収書等を貼付して作成するもの） ・広報広聴費を充てた印刷物の写し ・補助職員の給与に係る賃金台帳等	可	○	○	○		有				○	・人件費及び事務所費に係る説明書等 ・市外出張に要する交通費、宿泊費等の経費を支出した場合の出張記録書	可	○	○	○	○	有			○					議会事務局において、記載事項の誤り・遺漏や添付書類の不備などの形式面の点検を行っている。	収支報告書等の閲覧については、閲覧請求書を提出することにより閲覧が可能であり、閲覧場所は原則として市会図書・情報室としている。 活動報告書等のうち、人件費及び事務所費に係る詳細にわたる記録については①～③による公開をしていないが、④による公開の対象となる。 「領収書等」・「活動報告書等」の添付の義務付けについては、条例の委任を受けた要綱において定めている。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体											備考
												①	②	③	④						①	②	③	④						①	②	③	④						①	②	③	④	⑤					
京都府	福知山市	④その他	・会派又は会派に属さない議員	15	②精算払い		③半年	10月、4月	無		5	○	○			有	全て		政務活動費の支出に係る領収書の原本又はこれに準ずる書類	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	・会派又は会派に属さない議員 ・収支報告書への領収書・活動報告書の添付については、「政務活動費の手引き」に基づき処理。
京都府	舞鶴市	④その他	会派に対して所属議員数に応じて交付。会派に属しない議員は、議長が認めた場合に交付。	22	①前払い		④1年	4月下旬	無		5	○	○			有	全て		領収書等の写し	可	○	○			無						可	○				有				○					収支報告書及び添付書類を検査	交付額は１人あたり年260千円
京都府	綾部市	①会派のみ		15	②精算払い		③半年	9、3月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○					・会派の経理責任者から精算払い申請時に収支報告書及び領収書、添付書類を提出させ、検査後、不適正な支出について指導・助言等実施。確認後、精算払い。（④）	
京都府	宇治市	③会派及び議員		500	①前払い		③半年	4,10月	有	政務調査費検討委員会	5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○					可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
京都府	宮津市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	4月末	無		5	○	○		○	有	全て		会計帳簿	可	○	○		○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書	可	○	○		○	有				○					政務活動費運用基準に定める使途基準などと照らし合わせ、不適切な経費支出がないかチェックしている。	
京都府	亀岡市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書の写し	可		○		○	有	○	○	○	○	陳情活動報告書	可		○		○	有				○					金額に誤りがないか、領収書の写しが添付されているか等の確認	
京都府	城陽市	①会派のみ		13	②精算払い		④1年	4月	無		10	○	○			有	全て		・交通費は実費とし、領収書を添付する。ただし、鉄路１００ｋｍ未満、または路線バスの利用で、領収書を徴することができず「時刻表」等で金額が確定できる場合は、旅費計算書にその理由を明らかにすることにより、領収書を省略することができる。なお、鉄路の特急利用の場合は、距離にかかわらず領収書の添付を必要とする。 ・公共交通機関の利用を原則とする。ただし、次の場合は、タクシー、レンタカー（ガソリン代等を含む）及び貸切バスにかかる経費を支出することができる。なお、レンタカー利用の場合、走行距離及びガソリン代等が明らかとなる書面（レンタカー事業者が発行する契約書控え、領収書等で走行距離を明記している書面及びガソリン代金レシート等）を実施報告書に添付する。 ・日付、依頼人（会派名または代表者名）、受取人、金額の明記に加え、明細の記された請求書の写しを添付するなど、使途が明確なものに限り、ＡＴＭ利用明細票（銀行等の払込金受領証）を領収書に代えることができる。 ・領収書を徴収することができない経費（講師謝金等）に限り、支払証明書を領収書に代えることができる。なお、領収書紛失を理由とする支払証明書は、認めない。	可	○	○			有	○	○	○	○	報告会・公聴会・要請・陳情活動・会議の実施報告書、会派出張行程表、旅費計算書、会派出張報告書	可		○		○	有				○					収支報告書が提出された時点で執行内容や使途項目の仕分けの適否、記載事項の不備、計算誤り、提出すべき書類の提出漏れの有無等について、点検と確認を行う。また必要に応じ、会派の代表者（経理責任者）から提出書類等の説明を受ける。	
京都府	向日市	①会派のみ		11	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○			有	○	○	○	○	会派の作成した成果物	可		○			有				○					領収書、報告書等を確認（④）	
京都府	長岡京市	①会派のみ		13	①前払い		④1年	4月	有	長岡京市特別職員報酬審議会	10	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を確認（④）	
京都府	八幡市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④1年	４月	有	八幡市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書又は通帳等の写し、成果物、旅費等支出計算書等の内訳書	可				○	有	○		○	○	会議等配付資料、要請・陳情内容の文書等	可				○	有				○					収支報告書及び領収書内容の確認	申し合わせにより処理

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤							
京都府	京田辺市	④その他	会派又は会派に属さない議員	180	①前払い		④1年	4月か5月	無		5	○			○	有	全て		領収書、現金出納帳、仕訳帳、支出明細表	可				○	有	○	○	○	○	陳情活動報告書等	可	○			○	有				○					収支報告書及び領収書を会派の経理担当者に提出させ、確認後、精算。	
京都府	京丹後市	④その他	会派又は議員	15	②精算払い		③半年	10月、4月	有	特別職等報酬審議会	5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・出席者負担金、会費については、その内容のわかるもの。 ・研修会の開催については、会場費、講師謝金及び講師旅費の内訳。	可	○	○		○	有	○	○	○	○	・意見交換会、市民相談会、要望・陳情活動に係る活動報告書 ・作成した広報紙等の成果物	可	○	○		○	有				○	○				所定のチェックシートに基づき、収支報告書、請求書及び領収書並びに各種報告書を検査	
京都府	南丹市	③会派及び議員		10	①前払い		⑤その他	1年（5月末までに交付）	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○		有				○	調査研究や研修等に係る政務活動記録	可	○		○		有				○					・各会派から提出された収支報告書及び領収書等の写し等を議会事務局が検査確認した後、議長が検査する。	
京都府	木津川市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	請求のあった日から30日以内に支給	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（ただし、自動販売機で切符を購入する場合はその旨を明記）	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○	○			監査委員	収支報告書及び領収書を会派の会計担当者から提出。事務局で収支報告書及び添付書類を検査し精算。合わせて収支報告書及び添付書類を監査委員が検査し、支出について指導、助言等実施（②）	会派に属する議員は１人あたり月額10千円、会派に属しない議員は１人あたり月額7千円
京都府	大山崎町	①会派のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可				○	有	○	○				可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類等の検査を実施	活動報告書等（視察報告書）の添付の義務付けは、内規的運用に基づく。
京都府	久御山町	③会派及び議員		5	②精算払い		③半年	10,4月	無		5		○	○		有	全て		領収証その他支出を証すべき書面	可		○	○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
京都府	精華町	④その他	会派または会派に属さない議員	7	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可	○	○	○		有	○		○	○	・成果品（会派だより、要望活動に係る要望書）	可	○	○	○		有				○					収支報告書が提出された時点で執行内容や使途項目の仕訳の適否、提出すべき書類の提出漏れの有無等について点検と確認を行う。また、必要に応じ、会派代表者（経理責任者）から提出書類等の説明を受ける。（④）	
計	18 団体	① ② ③ ④	7団体 0団体 5団体 6団体		① ② ③	13団体 5団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 6団体 10団体 1団体				① 16 団体	② 14 団体	③ 5 団体	④ 7 団体	18 団体				18 団体	① 12 団体	② 14 団体	③ 4 団体	④ 7 団体	16 団体	① 14 団体	② 11 団体	③ 12 団体	④ 10 団体		17 団体	① 11 団体	② 12 団体	③ 3 団体	④ 9 団体	18 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 18 団体	⑤ 2 団体						
大阪府	大阪市	④その他	①議員が会派に所属している場合「会派に対して所属議員１人あたり513,000円」又は、「会派に対して所属議員１人あたり85,500円及び所属議員それぞれに対して427,500円」より会派が選択 ②議員が会派に所属していない場合、議員に対して427,500円（すべて月額） ※右欄には調査票の都合上会派所属の場合の金額（千円単位）を記載	513	①前払い		①毎月		有	大阪市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し	可	○	○			有		○				可	○	○			有		○	○	○		政務活動費専門委員による。	各会派の主体性に任せている。		各会派が検査した収支報告書等を議長に提出し、議会事務局における検査後、第三者（弁護士・公認会計士）による抽出検査を行っている。	
大阪府	堺市	③会派及び議員		300	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿、備品台帳、雇用状況報告書、出勤簿、事務所使用状況報告書、切手等受払簿、市政報告チラシ等印刷物の原本、各種契約書等	可	○	○			有				○	・出張報告書（国内外を問わず、航空機若しくは急行列車の利用又は宿泊を伴う出張を行った場合に作成） ・事業実施報告書（政務活動費を計上した主な事業、その内容等の報告のため作成）	可	○	○			有	○			○		弁護士、大学准教授				収支報告書等を議会事務局が確認後、第三者による検査を実施（四半期毎）。	
大阪府	岸和田市	①会派のみ		50	①前払い		③半年	4、10月	無		5	○			○	有	全て		・領収書（領収書の添付が困難な場合は支払い証明書を添付） ・会計帳簿	可				○	有	○					可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容		
大阪府	豊中市	①会派のみ		70	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿、収支報告書、支払伝票	可	○	○			有				○	※補足 旅費・参加負担金を支出するとき又は要請・陳情活動に要する経費を支出するときは「活動記録票」の提出を求めている。	可		○				有				○					【関係書類の提出】 （決算審査） 会派の代表者は、毎年、年度終了後30日以内（会派の消滅の場合は当該事由後20日以内）に、収支報告書及び会計帳簿等を議長に提出。 （上半期審査） 上記決算審査の実施にあたり、議長は、上半期終了時点で、会計帳簿等の審査を行うことができる。これに伴い、会派代表者は、毎年度上半期終了後に上半期分の会計帳簿等を議長に提出。 【審査主体】 議長は、当該審査を議会事務局長（事務局）に行わせることができる。 【審査内容の例と議長への報告】 ・条例等の規定に違反していないか。 ・領収書等の証憑書類が備わっているか。 ⇒事務局長は、審査の結果を議長に報告 【審査の結果に疑義がある又は不適正な執行がある場合について】 議長は、会派代表者に説明又は修正を求めることができる。	支出ごとの支払伝票及び会計帳簿、政務活動費専用預金口座通帳の写しを提出。また、備品を購入している場合には備品台帳を、旅費や研修等参加負担金の支出などがある場合は活動記録票を、要請・陳情活動に要する経費を支出するときは活動記録票のほか当該要請・陳情書等の写しを提出。このほか、管外へ出張した場合は旅費明細書を、駐車場代の支出がある場合は行事等の案内文を、また印刷物の作成や文書通信費等の支出については当該作成・郵送文書を添付するなど、審査時の支払伝票の内容を証明する書類を添付。 なお、領収書等を徴し得ないときは、銀行等の振込金受領書やクレジットカード会社の引落通知、また会派の代表者発行の支払証書など、領収書に代わる証拠書類としての添付を認めている。
大阪府	池田市	①会派のみ		50	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可				○	有	○		○			可				○	有				○						・収支報告書及び添付書類等を検査し、不備や不適切な支出についての有無を確認し、改善を求める（④）	
大阪府	吹田市	①会派のみ		110	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○			○	有	全て		領収書又は支払った事実を証する資料を添付した支払伝票及び会計帳簿	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有				○						・半期毎に収支報告書、領収書、支出内容について検査し、不適正な支出について指導、助言を行う。（④）	
大阪府	泉大津市	①会派のみ		25	③その他	必要の都度交付	⑤その他	交付を受けようとするとき	無		5	○	○			有	全て		備考欄に記載	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○						・会派から都度提出される交付請求書及び添付書類を確認し、不適正と考えられる支出について助言等を実施する。	・全ての支出に係る領収書 ・【広報広聴費】会派、個人が印刷物により議会活動を陳した場合は、その内容の写し 【資料費】印刷物や情報収集委託料の成果の写し、図書の表紙・金額等が表記されている部分のコピー 【通信費】はがきを送付する場合は、その内容の写し 【人件費】雇用契約書若しくは雇用実態が証明できる書類
大阪府	高槻市	②議員のみ		70	①前払い		②四半期	４月、７月、１０月、１月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿、支出書、支払証明書（領収書を徴し得なかった場合）、出張報告書、出張実施簿、交通手段等利用明細書	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会議、調査等	可	○	○		○	有				○						収支報告書及び領収書等を議長に提出後、計算間違い等の不備が無いかを点検し、疑義がある場合は指摘し、修正を行ってもらう。	
大阪府	貝塚市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	5月	無		5	○				有	全て		経理簿、領収書	可	○				有	○	○	○			可	○				有				○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	守口市	①会派のみ		30	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書、レシート、振込明細書	可		○		○	有	○		○	○	会議、住民への報告会、住民相談等	可		○		○	有			○	○				会派の経理責任者		・会派の経理責任者から収支報告書及び領収書等の必要書類を提出させ、議会事務局により確認後、精算（②） ・収支報告書及び領収書等の必要書類を議長に提出する前に、議会事務局による検査を実施（④）	
大阪府	枚方市	②議員のみ		70	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○			有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大阪府	茨木市	③会派及び議員		25	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○		○	有	全て		会計帳簿、領収書等証拠書類	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象	交付の対象 その他の内容	議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法	交付方法 その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載	②議会図書館、事務局等に常備	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けられる範囲	添付が義務付けられる範囲 その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載	②議会図書館、事務局等に常備	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けられる書類等（複数選択可）①国内視察報告書	②海外視察報告書	③研修報告書	④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載	②議会図書館、事務局等に常備	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	収支報告書等の検査主体	検査主体名（複数選択可）①第三者（個人）	②第三者機関	③会派	④議会事務局	⑤その他	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	備考
大阪府	八尾市	③会派及び議員		70	①前払い		③半年	4,10月（改選年4, 5,10月）	有	公認会計士、弁護士、法科大学院教授	5	○		○		有	全て		・領収書 ・会計帳簿	可			○		有	○		○	○	・活動報告書 ・調査研究・研修費活動記録簿 ・広聴費活動記録簿 ・雇用契約書 ・政務活動業務勤務実績表	可	○		○		有				○						・終始報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出の助言等実施	＜意見聴取の詳細について＞平成19年９月に、領収書の全件添付することや、詳細かつ具体的な使途基準を策定するため、市政調査研究費検討会議を設置し、弁護士・公認会計士・大学教授といった専門家の意見報告も踏まえた上で、多角的・専門的に検討を行い、「より透明性の高い市政調査研究費制度に関する答申」をとりまとめ、これに基づき規定の改正を行った。八尾市議会の政務活動費の運用はこのときに改正した内容がベースになっている。
大阪府	富田林市	①会派のみ		80	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に関する領収書(領収書を徴し得ない場合は会派代表者発行の支払証明書)、その他証拠書類(請求書、発行した広報紙の現物、視察届、出張報告書、出張届出書の写し、旅費明細書)	可	○	○		○	有				○	出張報告書、旅費明細書	可				○	有					○				議長、監査委員	10月末に出納簿、支払伝票等の原本を議長に提出。 4月末に収支報告書、出納簿、支払伝票等の原本を議長に提出。 5月に収支報告書、出納簿、支払伝票等の原本を監査委員へ審査依頼。	質問項目の【交付の対象】で[会派のみ]は、所属議員1名も会派とみなします。 質問項目の【収支報告書の公開方法】【領収書等の公開方法】の②は議会事務局のみとなります。
大阪府	寝屋川市	④その他	会派及び議員	45	①前払い		③半年	４,10月	無		4	○	○			有	全て		○研究研修に係る経費 ①会派等が研究会・研修会を開催するために必要な経費 ・開催通知文又はそれに代わるもの（開催の日時、場所、目的、講師等の内容が分かるもの） ②会派等が他の団体等の開催する研究会・研修会に参加するために要する経費 ・案内状又はそれに代わるもの（開催の日時、場所、目的等の内容が分かるもの） ・政務活動報告書 ③会派等が行う研究・調査委託に要する経費 ・委託契約書、成果物等 ○調査に係る経費（会派等が行う先進地視察又は現地調査、海外視察に要する経費） ・日程表又はそれに代わるもの（日時、場所、目的等の内容が分かるもの） ・政務活動報告書 ○広報・広聴に係る経費 ①会派等が政務活動及び議会活動を市民に報告する報告文書・ビラ等の作成、郵送（新 聞折込等）に要する経費 ・報告文書・ビラ等の成果物 ・送付件数及び送付先が推定できる内容のもの ・委託契約書（各種作業を委託する場合のみ） ②会派等が政務活動及び議会活動を市民に報告若しくはＰＲするために開催する報告会等に要する経費 ・報告会等の開催文書又はそれに代わるもの（日時、場所、内容等が分かるもの） ③会派等が政務活動及び議会活動を市民に報告するために開設したホームページの作成・更新に要する経費 ・ホームページの作成、更新内容の分かるもの（契約書があれば契約書の写し） ④会派等が行う市民からの市政又は会派等に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費 ・要望、意見、相談の集会等を開催する場合は、開催文書又はそれに代わるもの（日時、場所、内容等が分かるもの） ・アンケート調査等を実施した場合は、その内容及び集計結果等 ○人件費等に係る経費 ・雇用契約書（業務内容、勤務時間等の内容が明確であること） ○事務所に係る経費 ・賃貸借契約書、リース契約書等（毎年、契約書の写しを添付すること） ○要請・陳情活動に係る経費 ・政務活動報告書 ○会議に係る経費 ①会派等が行う各種会議に要する経費 ・開催通知文又はそれに代わるもの（開催の日時、場所、目的等の内容が分かるもの） ②団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派等としての参加に要する経費 ・案内状又はそれに代わるもの（開催の日時、場所、目的等の内容が分かるもの） ・政務活動報告書	可		○			有	○	○	○	○	会議、要請・陳情活動に係る報告書	可		○			有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	河内長野市	①会派のみ		50	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（物品管理カード、ガソリン調書、旅費内訳書、（視察・研修・要請・陳情）内容報告書等）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	（様式）「（視察・研修・要請・陳情）内容報告書」の添付を義務付けている	可	○	○		○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	松原市	①会派のみ		85	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書 ※当該領収書に加え、経費の性質上別に添付すべき書類がある場合には、当該書類（例：リース契約書、備品台帳、研修報告書及び視察報告書の写し等）	可				○	無											有			○	○				会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認（③） ・収支報告書及び支出調書を議長に提出後、議会事務局にて確認。確認後に精算し、収支報告書のみＨＰに掲載（④）	
大阪府	大東市	④その他	会派又は議員の選択制	80	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	大東市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		領収書	可			○		有	○					可		○	○		有				○						・収支報告書及び領収書等の添付書類を議長に提出する前に検査し、不適切な支出及び不足書類について指導・助言等を実施（④）	「政務活動費の交付に関する条例」及び「政務活動費運用の手引き」に基づき処理している。
大阪府	和泉市	②議員のみ		70	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（領収書を徴し得ないものは支払証明書） ・研修会案内文 ・要請、陳情活動の内容が分かる書類 ・各種会議、意見交換会の案内文、資料	可	○			○	無											有				○						・収支報告書及び領収書等を検査し、書類不備や支出について疑義が生じる恐れがあると判断したものの内容確認（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無													収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）					検査主体名（複数選択可）															
												①	②	③	④					①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤							
大阪府	箕面市	①会派のみ		45	①前払い		③半年	4月末までに上半期（4月～8月）5ヶ月分を、9月末までに下半期（9月から翌3月）7ヶ月分を交付	有	箕面市特別職議員報酬等審議会	10	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・旅費明細書	可	○	○			有	○	○	○	○	・出張報告書 ・市政報告書等の発行物	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		・会派の経理責任者が領収書等により内容を確認（③） ・事務局職員により、例規・内規に準じた支出であるか、添付書類、金額の不備を確認（④）	
大阪府	柏原市	①会派のみ		40	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書原本。領収書がない場合、契約書、請求書、通帳コピー等	可	○	○		○	無												有			○						・収支報告書及び添付書類を検査	
大阪府	羽曳野市	③会派及び議員		60	②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（見積書、納品書、契約書）	可	○	○			有	○		○	○	調査研究費、研修費、要請・陳情活動費、会議費	可	○	○			無												海外視察は認めていない
大阪府	門真市	②議員のみ		45	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		会計帳簿、領収書、当該支出の事実を証する書類その他議長が確認のために必要と認める書類等	可		○			無												有			○						・二人体制で収支報告書及び添付書類等を確認し、不適切な支出について指導、助言等実施	・収支報告書、領収書等の公開方法は、情報コーナーにて閲覧。 ・収支報告書への領収書等の添付の義務付けは「門真市議会政務活動費に関する取扱要領」に基づき処理
大阪府	摂津市	①会派のみ		30	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		現金出納簿、支払伝票、領収書	可	○			○	有	○		○	○	②について、海外視察は政務活動費の対象外	可	○			○	有	○		○	○		弁護士、公認会計士		会派の経理責任者		・会派の経理責任者がとりまとめ、事務局へ提出し、事務局及び第三者による確認後、精算払い（①③④）	「交付の対象」については、一人会派を含む
大阪府	高石市	②議員のみ		36	①前払い		④1年	4月	有	高石市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		会計帳簿、領収書等の証拠書類の写し	可				○	無												有			○						収支報告書及び添付書類等を確認し、必要に応じて助言等を実施	
大阪府	藤井寺市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書、領収書がない場合はその理由を提出、成果物	可		○	○		有	○		○	○	領収書、領収書がない場合はその理由を提出、成果物	可		○	○		有			○							・収支報告書及び添付書類の精査	
大阪府	東大阪市	①会派のみ		150	①前払い		①毎月		有	東大阪市議会政務活動費調査等協議会	5	○	○	○	○	有	全て		契約書、活動報告書、活動記録簿、会計帳簿、領収書	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	活動の種類に応じた活動記録簿（調査、要請・陳情、会議等）	可	○	○	○	○	有		○		○			東大阪市議会政務活動費調査等協議会			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	政務活動費関係書類の公開については、個人情報部分は黒塗りして公開している。
大阪府	四條畷市	②議員のみ		40	①前払い		③半年	4.10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類（旅費明細書、市政報告書等の写し、印刷部数や単価等の記載がある業者発行の書類、契約書の写し）	可	○	○			有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書、調査研究活動等報告書、実施要領、実績報告書等開催したことを証する書類	可	○	○			有			○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指摘等実施	四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例及び四條畷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則のほか、四條畷市議会政務活動費運用マニュアルに基づき、処理している。
大阪府	交野市	②議員のみ		45	①前払い		②四半期	4、7、10、1月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書の代わりとなる支払いを証明する書類が添付できるものについては、その使途を認める） （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類） ・雇用契約書 ・政務活動業務委託契約書 ・リース契約書 ・視察・研修参加資料（一部分で可） ・利用料金内訳明細書 ・賃貸契約書 ・光熱水料金明細書 など	可	○	○			有	○	○	○	○	広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費に係る活動記録簿	可	○	○			有			○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。 ・1つの収支報告書等に対し2名以上の事務局職員が検査を行う。	・「活動報告書等」について、「活動報告書」という名称のものはないが、「活動記録簿」というものがあり、目的・内容・結果等を簡潔に記載する様式であるため、これを以て「有」と回答している。 ・収支報告書、領収書等、活動報告書の公開については、「①HPに掲載」と共に、市情報公開条例に準じて、「②議会図書館、事務局等に常備」している。但し、常備場所は、市情報公開コーナーである。 ・視察については、「国内」と「海外」を区別しての取り決め（取り扱い）はしていない。
大阪府	大阪狭山市	①会派のみ		35	①前払い		②四半期	4,7,10翌1月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○		○	○	陳情活動報告書	可		○			有		○	○	○				会派の経理責任者	・議長 ・市長部局	・翌4月末日までに、会派の経理責任者から提出された収支報告書及び領収書等の添付書類を議会事務局で検査。その後、議長を経由して市長あて送付する。その際、市長部局の総務部において、同様の方法で検査。 ・毎年1月に議長監査を行い、4月から12月分までの収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施。	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
												①	②	③	④						①	②	③	④		①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤						
大阪府	阪南市	②議員のみ		20	②精算払い		⑤その他	翌年４月１０日までに実績報告書を提出、内容を審査、交付額確定後交付される。	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○		○	有	○		○	○	資料作成費、資料購入費	可	○	○		○	無											
大阪府	豊能町	③会派及び議員		15	②精算払い		④１年	３月末日	無		5	○		○	○	有	全て		領収書原本に加え、政務活動に関連する書類（例：広報広聴費における頒布用作成資料等の成果物）も添付を義務付ける。	可				○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○				有			○						提出された報告書や領収書等より政務活動費として適正かどうか検査する。	
大阪府	能勢町	④その他	会派又は議員の選択制	10	②精算払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	無											有			○						収支報告書及び領収書を確認	
大阪府	忠岡町	③会派及び議員		5	①前払い		⑤その他	随時	無		5	○			○	有	全て		但し、交通費など領収書が無い場合は除外	可				○	有	○	○	○	○	①研究調査報告書 ②研修会・報告会実施報告書 ③交通費支払明細書	可				○	有			○						清算時に収支報告書及び領収書を議長に提出後、事務局において領収書等により、収支報告書の整合性を確認している。	
大阪府	熊取町	①会派のみ		20	①前払い		③半年	４月、１０月	無		10	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○		○	○	出張報告書	可	○	○			有			○						収支報告書及び添付書類を検査	領収書、活動報告書等の添付については議会政務活動費交付要領で定めている。
大阪府	田尻町	④その他	会派又は議員の選択制	10	①前払い		④１年	4月又は5月	無		5			○		有	全て		・対象となる支出に係る領収書 ・対象となる各種会議の案内文、資料等	可		○			有	○		○	○	領収書その他の支出を証すべき書面	可		○			有			○						領収書の原本添付	
大阪府	岬町	③会派及び議員		10	①前払い		④１年	5月	無		5		○		○	有	全て		領収書等	可		○		○	有	○		○			可		○		○	有			○						収支報告書及び添付書類の検査、不適正な支出については指導、助言等をおこなう。	令和５年５月より、交付する。四月分については条例により支給停止。
大阪府	太子町	①会派のみ		10	①前払い		④１年	5月	無		5	○			○	有	全て		領収書、利用明細書	可	○			○	有	○	○	○			可				○	有			○	○			会派の経理責任者		所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、経理責任者にて確認後議長へ提出し精算（③）	
大阪府	河南町	①会派のみ		15	①前払い		③半年	4、9月	無		5	○			○	有	全て		領収書等	否					無											有			○	○			会派の経理責任者、会派代表		・所属議員からの収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認。その後、事務局職員が確認。 ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	
大阪府	千早赤阪村	①会派のみ		15	①前払い		③半年	4、10月	無		5	○				有	全て		領収書	可			○		無											無											
計	40 団体	① ② ③ ④	18団体 9団体 7団体 6団体		① ② ③	35団体 4団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	2団体 17団体 11団体 7団体 3団体				① 38 団体	② 25 団体	③ 6 団体	④ 20 団体	40 団体				39 団体	① 23 団体	② 24 団体	③ 5 団体	④ 20 団体	32 団体	① 28 団体	② 15 団体	③ 26 団体	④ 22 団体		32 団体	① 20 団体	② 22 団体	③ 4 団体	④ 13 団体	37 団体	① 2 団体	② 2 団体	③ 8 団体	④ 36 団体	⑤ 2 団体						
兵庫県	神戸市	①会派のみ		380	①前払い		①毎月		無		5	○		○		有	全て		領収書（ただし、会派広聴事務所借上料、会派広聴事務所光熱水費、公共交通機関運賃、自動車燃料費、有料道路通行料、人件費については支払証書）・請求書・納品書の写し	可	○		○		有	○	○		○	要請・陳情活動報告書	可	○		○		有	○					税理士				・会派が収支報告書等を議長に提出後、ＨＰ掲載前に検査を実施 ・10万円以上の支出は全件、10万円未満の支出は無作為抽出により検査	所属議員数が5人以上の会派が会派専属政務調査員を配置している場合、会派に対し政務調査員1人あたり月額340千円の加算がある。
兵庫県	姫路市	①会派のみ		85	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		支出書、会計帳簿	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書	可	○	○	○	○	有			○						・議長（事務局）による審査として、中間審査及び年度終了後の審査を実施。計算誤り、記載ミス及び例規やマニュアルを逸脱した運用をチェック。	
兵庫県	尼崎市	④その他	原則として会派に交付するが、①会派以外の団体並びに②会派及び当該団体のいずれにも属しない議員に対し交付する場合がある。	100	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会派広報紙	可	○	○			無											有			○	○			会派の代表者及び経理責任者		会派代表者及び経理責任者は支出内容を確認し、収支報告書等を議会事務局に提出（③） 議会事務局は提出された収支報告書等を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	視察及び研修等の出張報告書は収支報告書への添付書類ではなく、出張後速やかに作成し、会派等の代表者を経て、議長に提出しなければならない。その報告書については、回答のとおり、ＨＰに掲載し、閲覧等請求手続きにより閲覧等可。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
												①	②	③	④					①	②	③	④	①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
兵庫県	明石市	①会派のみ		80	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○	○	有	○	○	○	○	要望・陳情活動の際、出張報告書の提出が必要	可			○	○	有			○	○			議長	・所属議員から収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い ・収支報告書及び領収書を議長に提出	
兵庫県	西宮市	④その他	会派又は議員の選択制（月額12万円のうち会派に交付する額、議員に交付する額を申請する）	120	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○		○		有	全て		・原則すべての支出にかかる領収書（概ね２千円以内の自動券売機による旅費など領収書を徴しがたいものは、活動記録簿による報告で充当可） ・経費の性質上、領収書に添付すべき書類（活動記録簿、携帯・固定電話料金明細等）	可	○		○		有	○		○			可	○		○		有			○						収支報告書及び添付書類を条例、規則、手引きに基づき精査、点検作業を行い、指摘、改善等を行う。	
兵庫県	洲本市	①会派のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		5			○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可			○	○	有	○	○	○	○	陳情活動報告書等	可			○	○	有			○					・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、議会事務局による検査を実施（④）し、その結果に基づき概算払した政務活動費の精算を実施	議会報及び議会ホームページに、会派名、議員数、交付額、執行額と内訳、返還額を掲載
兵庫県	芦屋市	③会派及び議員		70	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○	○		有	全て			可	○	○	○		有	○			○	要請・陳情報告書	可	○	○	○		有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
兵庫県	伊丹市	②議員のみ		60	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○			○	有	全て		領収書またはこれに準ずる書類	可	○			○	有	○	○	○	○	調査研究費、研修費、広報費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費	可	○			○	有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備等について助言等実施	
兵庫県	相生市	①会派のみ		12	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書	可			○		無												有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	会派（所属議員が1人の場合も含む）
兵庫県	豊岡市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	４月	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・旅費内訳書 ・研修会の概要 ・交付成果に関する書類など	可	○				有	○		○	○	要請・陳情活動報告書	可	○				有			○	○			選管・監査事務局	・事務局職員による個別チェックを実施（④） ・監査委員及び事務局で個別に会計諸帳簿の写しをチェックし、決算審査で指摘があれば是正する（⑤）	1人会派も含む
兵庫県	加古川市	④その他	会派又は会派に属さない議員	70	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		10	○		○	○	有	全て		領収書（原本）、印刷物の成果物、購入書籍の表紙等	可	○		○	○	有	○		○			可	○		○	○	有			○					・収支報告書及び領収書等の添付文書を検査し、不備等あれば指導している。	
兵庫県	赤穂市	②議員のみ		22	①前払い		④1年	４月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○						収支報告書等が事務局に提出され、事務局で審査・検査し、必要に応じて修正してもらう。	
兵庫県	西脇市	③会派及び議員		4	①前払い		⑤その他	毎年４月末払	無		5	○		○		有	全て		関係証拠書類の写しを添付	可	○		○		無												有				○				議長及び財政課	収支報告書が提出されたときは、適正な使用を確保するため、議長は必要に応じて内容の調査を行う。	議員１人当たりの交付額は年額44, 500円
兵庫県	宝塚市	④その他	会派又は議員又は会派及び議員の選択制	76	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿(副本)、支出書、マニュアルに定める報告書、広報紙の見本(原本)、HPトップページのコピー	可	○	○			有	○		○	○	会場費を支出した場合は「会場使用結果報告書」、補助職員を雇用したときは「補助職員の雇用届」の提出が義務付けられている。	可	○	○			有			○						収支報告書及び添付書類をマニュアルに照らして点検し、適正でないものは指摘して、改善を求めたうえで支出額を確定させている。	政務活動費の適正な使用及び正確な事務処理を期するため、四半期ごとに支出書の綴り及び会計帳簿（副本）を事務局に提出し、事務局においてチェックを行っている。海外視察は認めていない。
兵庫県	三木市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	５月	有	三木市・吉川町合併協議会	5	○	○	○	○	有	全て		領収書、チラシ、要望書等の写し、相手方の名刺、行程表など	可		○	○	○	有	○		○			可		○	○	○	有			○	○			議会運営委員会	・議会事務局職員が収支報告書、領収書等の内容確認及び検算を行う。（④） ・議会運営委員会において、支出内容の適否を判断する。（⑤）	左記の収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けの内容は、「三木市議会政務活動費使途基準の運用指針」で定めている。
兵庫県	高砂市	④その他	会派及び会派に属さない議員	25	③その他	半年ごとの概算交付。経費の支出は四半期ごとの議長への支出書提出後、実費弁償により議員に支払う。	③半年	４、１０月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書等の証拠書類の写し ・書籍表紙の写し	可	○			○	無						可	○			○	有			○	○			議長	・四半期ごとの報告書、添付書類及び年度終了後の収支報告書を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施（④⑤）	添付の義務付けはないが研究研修費及び調査旅費を執行する場合は、出張調査研究届及び出張調査研究報告書を作成し、議長に報告しなければならない。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									検査方法	
												①	②	③	④					①	②	③	④		①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
兵庫県	川西市	④その他	会派又は会派無所属議員	60	①前払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	○	○			有	全て		・出納簿及び領収書又はこれに代わるもの	可	○	○			有				○	実績報告書	可	○	○			無										実績報告書は、規則において、年度収支報告書と併せての提出を求めている。 また、管外調査報告書については、手引きにおいて、別途様式を定め、その都度提出してもらっている。
兵庫県	三田市	④その他	会派又は議員の選択制	60	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可		○			有	○		○	○	要請・陳情活動報告書等	可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
兵庫県	加西市	①会派のみ		8	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			無											有				○					必要書類の添付有無の確認、領収書等と添付書類である収支差引簿等との日付及び金額の確認、合計金額等の計算の確認（④）	※左記「収支報告書への活動報告書の添付」について、国内視察報告書や研修報告書は、視察や研修の実施後速やかに報告書を議長に提出するように定めているため、収支報告書の提出よりも遥か以前に提出し、議会ホームページで公開している。また、収支報告書の提出後には、併せて市役所総合案内横カウンターに常備して公開し閲覧に供している。
兵庫県	丹波篠山市	③会派及び議員		20	③その他	概算払い	③半年	4月、10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○		○	○	有	○	○	○	○	広報・広聴活動	可	○		○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出があれば指導、助言等を実施	領収書の添付については条例に規程している。
兵庫県	養父市	②議員のみ		5	②精算払い		⑤その他	4月、11月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有			○	○	政務活動概要報告書	可	○		○		有				○					収支報告書及び領収書等の提出後、議会事務局で内容を確認し、精算払い。	
兵庫県	丹波市	③会派及び議員		15	②精算払い		③半年	10，4月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・収支明細書（又は会計帳簿） ・支出決定書	可			○		有	○	○	○			可	○		○		有				○					・会派等からの精算払い申請時に収支報告書、領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
兵庫県	南あわじ市	①会派のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴しがたい場合は、会派代表者が支出を証明した書類 ・研修等に関する報告書	可	○		○	○	有	○	○	○	○	・会議の内容・出席が分かる資料 ・陳情活動等の内容が分かる資料	可	○		○	○	有				○					・収支報告書に添付された領収書等の証拠書類及び事業実績報告書により、使途基準・使途制限に適合するかを調査。	
兵庫県	朝来市	①会派のみ		10	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（領収書等を受領できない場合は、その客観的根拠及び理由を付した書類）	可	○		○		有	○		○			可	○		○		無										
兵庫県	淡路市	④その他	会派又は会派に属さない議員	13	②精算払い		④1年	3月末精算し、4月交付	無		5	○	○	○		有	全て		領収書	可		○	○		無											有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
兵庫県	宍粟市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	年度の最初の月に12ヶ月分を交付する	無		5	○	○	○		有			・政務活動費支出書及び金銭出納簿 ・全ての支出に係る領収書 ・旅費内訳書 ・預金通帳（写）	可	○	○	○		有	○		○	○	研修会・報告会等実施報告書	可	○	○	○		有				○					収支報告書、支出書、金銭出納簿、領収書等支出証拠及び預金通帳の写し等を経理責任者より提出させ、事務局にて確認をする。その後、残余額がある場合には、返還させる	
兵庫県	たつの市	④その他	会派及び会派に属しない議員の職にある者	40	②精算払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可			○		無											有				○					会派の経理責任者から提出後、議会事務局職員が内容を確認し、議長決裁する。	
兵庫県	猪名川町	④その他	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書(鉄道、バス等を除く)	可			○	○	有	○	○	○	○	会派広報紙、要望・陳情書など	可			○	○	有			○	○	○			会派の経理責任者、会派会長等	会派に属さない議員	・収支報告書及び添付書類を会派の経理担当者及び会派長又は会派に属さない議員が確認（③、⑤） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出への助言を行う（③）	
兵庫県	稲美町	④その他	会派には月額1万円にその会派の所属議員の数を乗じた額を、会派に属さない議員には月額1万円を交付する	10	①前払い		③半年	5，11月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可			○	○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や記入誤りがあれば進言する。	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体									検査方法	備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④							①	②	③	④							①	②	③	④			①	②	③	④	⑤								
兵庫県	播磨町	③会派及び議員		10	①前払い		③半年	4月,10月	無		5			○		有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可			○		無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出等について指導、助言等実施（④）	
兵庫県	香美町	①会派のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
兵庫県	新温泉町	②議員のみ		5	②精算払い		④1年	3月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○		○			可			○		有				○					必要書類の添付有無及び対象経費の確認	
計	32 団体	① ② ③ ④	11団体 4団体 6団体 11団体		① ② ③	25団体 5団体 2団体	① ② ③ ④ ⑤	1団体 9団体 9団体 11団体 2団体				① 28 団体	② 11 団体	③ 22 団体	④ 13 団体	32 団体				32 団体	① 19 団体	② 11 団体	③ 22 団体	④ 13 団体	22 団体	① 20 団体	② 10 団体	③ 19 団体	④ 15 団体		23 団体	① 18 団体	② 8 団体	③ 16 団体	④ 10 団体	30 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 28 団体	⑤ 6 団体							
奈良県	奈良市	④その他	議員（所属議員全員の合意があれば会派も可）	70	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書その他の証拠書類	可	○	○	○	○	無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
奈良県	大和高田市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5		○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書、支払証明書	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					収支報告書への領収書及び活動報告書等の添付書類を義務付け※し、議長に提出。議長は必要に応じて調査、適正な運用を期すための指導、助言等を行う（④）	※内規の運用ルールに基づく
奈良県	天理市	②議員のみ		50	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○	○			可	○		○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、本市で定めている使途運用事項及び記入例に従って適正に支出されているか確認。不適正な支出については助言等実施（④）	
奈良県	橿原市	②議員のみ		42	①前払い		③半年	4/25.10/25	無		5	○		○		有	全て		領収書、会計帳簿	可	○		○		有	○	○	○	○	・広聴会・意見交換会等報告書 ・会議、陳情活動等報告書等	可	○		○		有				○					収支報告書及び添付書類等を議会事務局で確認後、議長に提出。	・領収書等の添付の義務付けについては、左記「領収書、会計帳簿」に加え、申合せにより証拠書類として通帳の写しを添付している。 ・活動報告書等の添付の義務付けについては、申合せに基づき処理している。
奈良県	桜井市	④その他	会派又は議員	20	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5		○			有	全て		領収書、明細書、会計帳簿等	可		○			無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
奈良県	五條市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		5		○	○		有	全て		領収書	可		○	○		有	○		○	○	領収書等証拠書類	可		○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
奈良県	御所市	②議員のみ		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5		○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○			有			○			可		○			無										収支報告書等の検査主体について定めはないが、議会事務局は収支報告書及び添付書類を確認し不適正な支出及び書類の不備等について指導、助言を行っている。
奈良県	生駒市	③会派及び議員		30	①前払い		③半年	各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書（近隣への交通運賃については別途書類を添付）	可	○		○		有	○	○	○			可	○		○		有				○					収支報告書及び添付書類等を確認し、支出疑義があるものや誤記等について助言等を行う。その後、精算払い。	活動報告書等の添付の義務付けについて…議長名で依頼を必要とする場合のみ事前に届出書を提出し、調査終了後、先進地調査（現地調査）報告書を提出。
奈良県	香芝市	③会派及び議員		45	③その他	精算払い又は前払い（前払いを選択する場合、交付の決定の通知を受けた日から10日を経過する日までに交付請求が可能）	⑤その他	前年度の政務活動費について、当該年度の5月10日までに収支報告書が提出され、交付額の確定及び交付請求が完了した場合は当該年度の5月末日までに精算払い。前払いの場合は、交付の決定の通知を受けた日から10日を経過する日までに交付請求を受けた後に交付。	無		5				○	有	全て		支出の事実を証すべき金額及び年月日を記載した領収書その他の支出の事実を証すべき書類	可				○	有			○	○	調査研究報告書、広報報告書、広報費により作成した印刷物、広聴・会議報告書、要請・陳情活動報告書、雇用台帳	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を確認し、不正確な記載や記載漏れについて助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容				①	②	③	④				①	②	③	④			①	②	③	④	⑤							
奈良県	宇陀市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		5		○			有	全て		領収書等の写し（ただし公共交通機関等で領収書が発行できない場合は除く）	可		○			有	○	○	○			可		○			有				○					収支報告書及び添付書類の確認、指導助言等を実施	
奈良県	三宅町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	5月	無		5		○			有	全て		すべての支出に係る領収書	可		○			無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
奈良県	田原本町	②議員のみ		20	②精算払い		⑤その他	交付額を決定後、速やかに	無		5			○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類（視察・研修等報告書、交通費報告書、購入書籍一覧、発行チラシ、備品のメーカー・型番がわかる書類）の内容	可			○	○	有	○	○	○			可			○	○	有				○					所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を確認後、精算払い	
奈良県	広陵町	②議員のみ		10	②精算払い		⑤その他	5月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書会計帳簿の写し	可				○	有			○			可				○	無										
奈良県	東吉野村	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5			○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○	○	有	○	○	○	○	その他会議、陳情活動に伴う報告書	可			○	○	有				○	○			首長部局で規定と照らしての確認	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、訂正等実施 ・首長部局財政係での条例に基づく執行の確認	
計	14 団体	① ② ③ ④	0団体 10団体 2団体 2団体		① ② ③	11団体 2団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 2団体 3団体 6団体 3団体				① 4 団体	② 7 団体	③ 8 団体	④ 5 団体	14 団体				14 団体	① 4 団体	② 6 団体	③ 7 団体	④ 6 団体	11 団体	① 8 団体	② 7 団体	③ 11 団体	④ 4 団体		11 団体	① 3 団体	② 3 団体	③ 6 団体	④ 6 団体	12 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 12 団体	⑤ 1 団体						
和歌山県	和歌山市	①会派のみ		100	①前払い		③半年	4月 10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書等	可	○	○		○	有	○	○		○		可	○	○		○	無										
和歌山県	海南市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○		○	有	○			○		可		○		○	有					○				規則上の定めは無し	事実上、議会事務局が収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
和歌山県	橋本市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		交通費のうち、在来線については省略可	可			○		有				○	「調査・研究費」「要請・陳情活動費」「会議費」についても③と同様に出張報告書が必要。また、②を含む上記について旅費明細書が必要	可			○		有				○					条例に基づき、年度終了後に各議員が収支報告書及び領収書、各報告書等を議長に提出。それらを事務局にて検査する。	残預金があれば精算してもらう。
和歌山県	田辺市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4 月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容 ①領収書但書に数量等が記載されていない場合、数量等がわかる納品書 ②ロ座引落し等で領収書が発行されない場合、請求書及び通帳の該当部分の写し ③銀行振込による支払いの場合、請求書及び振込通知書 ④払込票兼受領書 ⑤クレジットカード利用の場合は、利用代金明細書 ⑥ＥＴＣ利用の場合は、利用証明書 ⑦旅費規程により旅費を算出する場合、旅費明細書	可		○			有	○		○	○	・出張調査報告書（その他政務活動のため市外に出張した場合）	可	○	○			有				○					・会派より提出のあった収支報告書及び領収書等を検査し、不適切な支出について助言等実施。	
和歌山県	新宮市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4 月	無		5			○		有	全て		領収書（写し）、成果物（写し）	可				○	無											有				○					収支報告書及び添付書類の検査、不適正な支出に対する助言（強制力なし）	
和歌山県	紀美野町	②議員のみ		5	①前払い		④1年	5月	無		5		○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査研究、研修参加に係る費用の明細内訳書	可		○	○		有			○			可		○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④						①	②	③	④						①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
和歌山県	かつらぎ町	②議員のみ		15	②精算払い		③半年	前期分（4～9月）、後期分（10～3月）実績報告後	無		5				○	有	全て		領収書その他証拠書類の写し、出納簿	可				○	有	○	○	○	○	活動内容が確認できる資料	可				○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
和歌山県	湯浅町	②議員のみ		4	①前払い		④1年	4月	無		10				○	有	全て		領収書	可				○	無												無										
和歌山県	広川町	②議員のみ		6	①前払い		④1年	年度当初	無		10				○	有	全て		一般的事項として、領収書添付義務	可				○	無												有			○						収支報告書及び添付書類を点検し、不適正な支出については、対象除外とし、本人より返金を求める。	
和歌山県	有田川町	②議員のみ		6	①前払い		④1年	４月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	有	○	○	○	○	活動内容のわかる報告書	可	○			○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査する。必要があれば、本人に確認をする。不適切な支出については指導、助言等実施（④）	
和歌山県	白浜町	②議員のみ		15	②精算払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○	○	○	○	・研修会や会議の開催案内等 ・広報活動の内容が確認できる資料（広報誌の写し等）	可			○		有			○					領収書、報告書の添付の有無	
和歌山県	上富田町	②議員のみ		6	①前払い		④1年	4月	無		5		○			有	全て		領収書（研修・視察の場合は領収書に加えてその報告書等を添付）	可		○			有	○		○			可		○			有			○					・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について助言等実施（④）	
和歌山県	すさみ町	②議員のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		証拠書類等の写しを添付（ただし、証拠書類等を強しかたいものがあるときは、その旨を説明する書類の写しを提出することができる）	可			○		無												有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	
計	13 団体	① ② ③ ④	2団体 11団体 0団体 0団体		① ② ③	11団体 2団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 2団体 11団体 0団体				① 5 団体	② 5 団体	③ 5 団体	④ 6 団体	13 団体				13 団体	① 2 団体	② 5 団体	③ 4 団体	④ 7 団体	9 団体	① 7 団体	② 4 団体	③ 6 団体	④ 5 団体		9 団体	① 3 団体	② 5 団体	③ 3 団体	④ 4 団体	11 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 10 団体	⑤ 1 団体						
鳥取県	鳥取市	③会派及び議員		30	①前払い		③半年	4月15日 10月15日	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、旅費等については計算書等	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動	可	○	○	○	○	有				○					議長提出後、事務局職員が領収書等添付書類と照らし合わせ、支出のチェクを行う。	
鳥取県	米子市	③会派及び議員		38	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	その他	日当を除く全て	日当を除く全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	○	○			無												有				○					・領収書等について、支出内容及び必要書類の管理状況が適正かどうか議会事務局職員による内容の審査を実施。原則年度途中（１０月頃）と年度末（３月）に実施している。	・議員１人当たりの交付額37,500円（年額450,000円）
鳥取県	倉吉市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		・旅費以外の全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類 ・旅費については、職員の旅費規程を準用しているため、計算書を領収書にかえている	可	○			○	有	○	○	○	○	陳情活動	可	○			○	有				○	○		会計課	・収支報告書及び領収書等の添付書類を検査。不適正な支出について指導助言等を行い、確認完了後に精算処理（④） ・精算書類とあわせて収支報告書はかの添付資料の検査を実施（⑤）	旅費を伴わない研修の活動報告書については、収支報告書への添付を義務付けていない
鳥取県	境港市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○			無												有			○					事務局職員による書類検査。必要に応じて経理担当者への聞き取りを実施。	活動報告書については、収支報告書への添付ではなく、視察・研修等実施後速やかかに報告書を提出することとしており、HPに掲載し、事務局に常備している。
計	4 団体	① ② ③ ④	0団体 1団体 2団体 1団体		① ② ③	4団体 0団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 2団体 2団体 0団体				① 4 団体	② 3 団体	③ 2 団体	④ 2 団体	4 団体				4 団体	① 4 団体	② 3 団体	③ 1 団体	④ 2 団体	2 団体	① 2 団体	② 2 団体	③ 2 団体	④ 2 団体		2 団体	① 2 団体	② 1 団体	③ 1 団体	④ 2 団体	4 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 4 団体	⑤ 1 団体						
島根県	松江市	③会派及び議員		40	①前払い		④1年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、当該添付書類（旅費計算書、研究研修・調査報告書、広報誌等の成果物、見積書・納品書・請求書））	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					・提出書類の事務的審査	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等 ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
												①	②	③	④				①	②	③	④		①	②	③	④		①	②	③	④	⑤									
島根県	浜田市	②議員のみ		8	②精算払い		⑤その他	各年度終了後の交付だが、4～9月の半年間分を年度途中に交付請求可能。	有	浜田市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書等金額の分かるもの	可	○	○		○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動、意見交換等	可	○	○		○	有			○	○				監査委員事務局	・所属議員から議会事務局へ収支報告書及び領収書等の提出があり、事務局確認後精算払い。 ・3年に1度の監査委員による定期監査時に、収支報告書等の検査あり	
島根県	出雲市	①会派のみ		38	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・委託調査の成果品 ・広報誌の成果品	否				○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○			○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
島根県	益田市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書	可	○				有	○	○	○	○	会議報告書等	可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
島根県	大田市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	5月1日	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可				○	有				○					・収支報告書と添付の領収書の金額及び条例で規定している使途基準を確認し、疑義のあるものについて指導、助言等実施	
島根県	安来市	①会派のみ		20	①前払い		⑤その他	申請都度	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			無										有				○					領収書突合	活動報告等は収支報告書への添付の義務付けはないが提出は求めており、HPに公開している。
島根県	江津市	②議員のみ		17	①前払い		④1年	5月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○				有	○		○			可	○	○			無										
島根県	雲南市	②議員のみ		15	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○				有	全て		領収書、会計帳簿	可	○				有	○		○			可				○	有				○	○			雲南市監査委員	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
島根県	美郷町	④その他	会派又は議員の選択制	10	②精算払い		⑤その他	8，1，4月	無		5	○	○			無									有	○	○	○	○	要請、陳情活動等	可	○	○			有				○	○			議長または副議長	議長または副議長の審査後に支払い（⑤）	領収書の添付は、議長の定めにより義務付け
計	9 団体	① ② ③ ④	2団体 5団体 1団体 1団体		① ② ③	7団体 2団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 2団体 4団体 3団体				① 9 団体	② 6 団体	③ 0 団体	④ 2 団体	8 団体				7 団体	① 6 団体	② 3 団体	③ 0 団体	④ 3 団体	8 団体	① 8 団体	② 5 団体	③ 8 団体	④ 5 団体		8 団体	① 6 団体	② 4 団体	③ 0 団体	④ 4 団体	8 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 8 団体	⑤ 3 団体						
岡山県	岡山市	①会派のみ		135	①前払い		③半年	4,10月	有	岡山市特別職報酬等審議会（類の決定に当たっての意見聴取ではないが、平成28年11月に「現行の額を据え置くことが適当」との答申があった。）	5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		無										有	○			○		弁護士				支出内容に疑義がある場合、適正なものかどうかについて弁護士に相談している（①） 収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	倉敷市	③会派及び議員		120	①前払い		③半年	4，10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○	○	○	・視察報告書については、国内・海外の区分は無い。 ・海外については、実績が無い。	可	○		○		有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員から領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払（③） ・収支報告書と領収書等との結合（④）	左記「議員1人当たりの交付月額」に加え、会派に対しては、所属する議員の数が10人以下の場合には、補助職員1人につき5万円の範囲内で、11人以上の場合には、補助職員2人で計10万円の範囲内の額を支給する。
岡山県	津山市	②議員のみ		50	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○				可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施（④）	
岡山県	玉野市	④その他	会派又は議員の選択制	35	①前払い		③半年	4,10月	有	玉野市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書、研修費では研修の概要の分かる資料、広報費では実際に作成・配布したチラシ、資料購入費では例えば書籍について内容を確認するため表紙のコピーを添付するなどの対応を求めている。	可			○		有	○	○	○	○	経費項目別内訳書及び実際に作成した印刷物等	可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	笠岡市	①会派のみ		45	①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		領収書（領収書がない場合は支払証明書）	可			○	○	有	○		○			可	○		○	○	有			○				会派の経理責任者，会派会長		・所属議員の収支報告及び領収書を会派の経理責任者が検査・提出し，会長が確認後に議長に提出	左記会派には所属議員が１名の場合も含む

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④	①	②	③	④	⑤							
岡山県	井原市	②議員のみ		30	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○	○		有	全て		備品購入・廃棄報告書	可	○	○	○		無													有				○					収支報告及び領収書当添付書類を検査し、マニュアルで規定されていない経費が計上されている場合指導、助言等実施	活動報告書等は収支報告書への添付の義務付けはないが、活動終了後2週間以内に議長に提出することとなっている。（国内視察、研修、会議、要請・陳情活動）
岡山県	総社市	②議員のみ		35	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、必要に応じ請求書等（領収書に記載のない内訳等が分かる書類）、通帳の写し（口座振替の場合）、支払証明書	可		○	○		有	○	○	○			可		○	○		無											
岡山県	高梁市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		10	○	○		○	有	全て		領収書、領収書に準ずる書類	可		○		○	有	○	○	○	○	報告会 広聴会	可		○		○	有				○					④収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岡山県	新見市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		領収書、会計帳簿	可	○			○	有	○		○	○	会議報告書	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不備な点及び不適切な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	備前市	②議員のみ		25	①前払い		④1年	5月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、又は支出が確認可能な資料等	可		○	○		有	○		○	○	要請・陳情活動等	可		○	○		有				○	○			議会運営委員会	収支報告書及び添付処理を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施（⑤）	領収書添付は政務活動費交付条例で定めている
岡山県	瀬戸内市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		公共交通費で領収書を徴することができない場合を除き、全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	○			○	有	○		○	○	要請・陳情活動報告書	可	○			○	無										
岡山県	赤磐市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		・全ての支出に係る領収書	可			○		有	○	○	○			可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	真庭市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	4月	有	真庭市議員報酬及び特別職給料等審議会	5	○	○			有	全て		領収書、これに準ずる書類	可	○	○			有	○	○	○	○	会議報告書	可	○	○			有				○					真庭市議会政務活動費交付条例に基づき収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言当時恣意	
岡山県	美作市	②議員のみ		30	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情、要望活動	可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じ、助言等を行う。	
岡山県	浅口市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書又はそれに準ずる書類	可			○	○	有	○		○			可			○	○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岡山県	鏡野町	②議員のみ		10	③その他	全額一括後払い	④1年	4月	無		5		○	○		有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可		○	○		有	○	○	○	○	議員が行う各種会議・住民相談会・団体等が開催する意見交換会等への議員の参加に要する経費	可		○	○		有				○					・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、議会事務局職員が添付書類等を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	勝央町	②議員のみ		20	②精算払い		③半年	9,3月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、指導、助言等を実施する	
岡山県	奈義町	②議員のみ		10	②精算払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費における活動内容や研修内容の報告書 ・研修費における研修会資料または受講証明書 ・調査研究費、研修費における調査研究先、研修先への経路、使用交通手段、（自家用車等を使用した際の）走行距離、使用車両等の報告書 ・広報費における広報紙発行時の現物の提出 ・報告会等の案内文、資料 ・購入した資料が資料が確認できるもの（表紙のコピー等）	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					・添付書類の漏れ、内容の確認（特に領収書の日付と内容） ・内容について疑問のある部分については聞きとりで確認	

都道府県名	市区町村名	交付の対象	交付の対象：その他の内容	議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法	交付方法：その他の内容	交付時期	交付時期：②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載	②議会図書館、事務局等に常備	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けられる範囲	添付が義務付けられる範囲：その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）①HPに掲載	②議会図書館、事務局等に常備	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けられる書類等（複数選択可）①国内視察報告書	②海外視察報告書	③研修報告書	④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）①HPに掲載	②議会図書館、事務局等に常備	③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可	④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	収支報告書等の検査主体	検査主体名（複数選択可）①第三者（個人）	②第三者機関	③会派	④議会事務局	⑤その他	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	備考
岡山県	吉備中央町	②議員のみ		10	②精算払い		③半年	4,10月	無		5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ※領収書に内訳が記載されていない場合、購入した物が分かるもの（例：書籍の表裏面コピー）を添付、運賃の場合は出張（行政調査）報告書を添付	可		○			有	○	○	○	○	会議開催通知や活動内容を記載したもの	可		○			有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
計	19 団体	① 2団体 ② 15団体 ③ 1団体 ④ 1団体			① 15団体 ② 3団体 ③ 1団体		① 0団体 ② 0団体 ③ 10団体 ④ 9団体 ⑤ 0団体					① 14 団体	② 10 団体	③ 10 団体	④ 5 団体	19 団体				19 団体	① 8 団体	② 10 団体	③ 10 団体	④ 7 団体	17 団体	① 17 団体	② 12 団体	③ 16 団体	④ 10 団体		17 団体	① 6 団体	② 9 団体	③ 8 団体	④ 7 団体	17 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 2 団体	④ 16 団体	⑤ 1 団体						
広島県	広島市	①会派のみ		300	③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	①毎月		無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書又は会派の代表者の支払証明書	可	○		○	○	無											有			○	○				会派経理責任者、会派代表者		・会派所属議員から提出された領収書等に基づき、会派代表者が支出を決定して支出伝票を発行し、経理責任者が支出伝票により出納を行う（③） ・収支報告書提出後、議会事務局職員が領収書等の宛名や日付等の形式審査を行う（④）	【「議員1人当たりの交付月額」について】 所属議員の数が3人以上の会派が、当該会派の控室において常時勤務する職員（会派職員）を雇用した場合には、別途、会派職員雇用費を支給している。 【「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」について】 活動報告書のうち視察調査報告書については、作成後速やかに、その写しを議長（事務局）に提出することとしている。 【「活動報告書の閲覧の可否」について】 活動報告書のうち、議長（事務局）に提出のあった視察調査報告書は、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等が可能である。
広島県	呉市	①会派のみ		50	①前払い		②四半期	4,7,10,1月	有	呉市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		原則領収書添付	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○					会派の幹事長，会計担当者			
広島県	竹原市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書，通帳の写し	可				○	有	○	○	○			可	○	○			有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
広島県	三原市	①会派のみ		25	①前払い		③半年	4，10月	有	三原市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書で支出の詳細が分からないときは請求書や納品書を添付	可	○	○			無											有			○	○				会派の経理責任者、会派の代表者		収支報告書等を会派の経理責任者が確認後，提出。 その後，議会事務局で収支報告書及び添付書類等を確認。	
広島県	尾道市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書の写し、領収書を徴することができないときは、会派代表者の支払証書	可			○		無											有				○						・収支報告書、会計帳簿、領収書の写し、活動報告書を確認	義務付けはないが、政務活動費による先進地視察、研修会、要望活動について活動報告書を添付する慣例 海外視察の実績はない
広島県	福山市	①会派のみ		130	①前払い		⑤その他	4,8,12月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書 （領収書を添付することができない場合は、会派の代表者の支出を証明する書類）	可	○		○		有	○	○	○	○	・市外における調査研究その他の活動にかかるものについては研究研修・調査報告書、陳情活動等報告書等	可	○		○		有			○	○				会派の経理責任者		・所属議員から支出書及び領収書、研究研修・調査報告書を会派の経理責任者に提出させ，確認。（④）	
広島県	府中市	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	有	府中市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書が発行できない場合、支出を証明する書類）	可	○	○	○		有	○		○			可	○	○			有			○					会派の経理責任者、会派会長等		領収書を提出させ、会派の経理責任者及び会長が確認	
広島県	三次市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4,10月	有	三次市議員報酬及び特別職給料審議会	5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○			有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○	○			有			○	○				会派の経理責任者。会派代表者		収支報告書及び領収書を各会派の経理責任者から議長に提出，議会事務局で確認，不備等があった場合は経理責任者に修正を指導	
広島県	庄原市	③会派及び議員		30	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書 ※時刻表等で金額が確認できる公共交通機関（航空賃除く）は、運賃計算書等の添付で省略可	可			○	○	有	○	○	○			可	○		○	○	有				○	○				総務部総務課	・会派の経理責任者及び議員から領収書またはこれに準ずる書類を添付して、収支報告書を作成し議長に提出 ・収支報告書及び領収書等の添付書類の内容を確認し、検査を実施。	
広島県	大竹市	②議員のみ		18	①前払い		④1年	4月	有	大竹市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書（領収書の発行ができない場合に限り、支出を証明する書類）	可				○	有	○		○	○	広報紙を発行した場合は、現物を添付	可				○	有				○						収支報告書に添付された請求書及び領収書等を確認し精算	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
												①	②	③	④					①	②	③	④	①	②	③	④			①	②	③	④	⑤										
広島県	東広島市	①会派のみ		25	①前払い		④1年	4月～5月4月1日を基準日として、基準日から30日以内に請求を行うことと定められており、その請求に基づき支払いを行う。	有	東広島市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収証書を徴することができないときは会派の代表者の支払証明書	可			○		有	○	○	○	○	要請・陳情活動結果結果報告書、広報費に係る成果物、備品購入申請書	可	○		○		有			○						議長に提出された書類について、「政務活動費の手引き」等に基づき、適正な記入かどうか、添付されている領収書や計算書が適正であるかについて、事務的に確認し、必要に応じて指導・助言等を行っている。	
広島県	廿日市市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	4月（5月にずれこむ場合もある）	有	廿日市市特別職報酬等審議会	5			○		有	全て		領収書	可			○		有	○		○			可			○		有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
広島県	安芸高田市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	5月・10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有			○			可	○	○		○	有			○						内容の整合性の確認	
広島県	江田島市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	年度の最初の月の20日。ただし、市長が特に認めるときは、交付日以外の日に交付することができる。	有	江田島市特別職報酬等審議会	5		○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書 ただし、領収書を徴することができない場合は会派代表者の証明	可		○		○	有			○	○	要請・陳情活動報告書及び面会者の名刺のコピー	可		○		○	有			○						支出内容が支出できる経費に該当するものであるかどうか、領収書が全て添付されているかどうか等の検査を行う。	
広島県	府中町	④その他	グループ（個人グループも可）	8	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書または支出証明	可				○	有	○					可				○	有		○	○			グループの経理責任者、代表者		・実績報告時に収支報告書及び添付書類をグループの代表に提出させ、確認後、清算払い	左記「議員1人当たりの交付月額」は年額払い（１０万円）であるため、１２月で割った額を記載。
広島県	海田町	②議員のみ		5	①前払い		④1年	5月頃	無		5			○	○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可			○	○	無											無										
広島県	坂町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		3	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		無											有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言実施
広島県	安芸太田町	②議員のみ		10	①前払い		④1年	４月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有			○	○	調査研究による視察・研修受講・要請陳情活動に関する活動報告書	可		○		○	有		○		○	○			安芸太田町監査委員	・収支報告書及び添付書類を議長に提出後、ＨＰ掲載前に監査委員による検査を実施 ・不適切な支出について指導、助言を実施	年度途中からの政務活動費の交付は、交付を受けようとする月に申請をし、申請があった月から年度末分(翌年の3月分)までを支給する
計	18 団体	① ② ③ ④	8団体 6団体 2団体 2団体		① ② ③	17団体 0団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	1団体 1団体 3団体 12団体 1団体				① 13 団体	② 9 団体	③ 8 団体	④ 10 団体	18 団体				18 団体	① 7 団体	② 7 団体	③ 9 団体	④ 10 団体	13 団体	① 10 団体	② 6 団体	③ 12 団体	④ 6 団体		13 団体	① 8 団体	② 7 団体	③ 4 団体	④ 7 団体	17 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 7 団体	④ 15 団体	⑤ 2 団体						
山口県	下関市	①会派のみ		50	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、その他証拠書類	可	○	○			有	○	○	○	○	要望書等	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		・所属議員から領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後支出伝票等作成（②） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や不備について指導、助言等実施（④）	
山口県	宇部市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書、参加した研修会・会議の内容が分かるリーフレット等	可					無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
山口県	山口市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	4～5月頃	無		5		○			有	全て		領収書（領収書を徴することができないときは、支出を証明する書類） 旅費に関しては、山口市職員等の旅費に関する条例の例による	可		○			無											無										
山口県	萩市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○		○	○	政務活動事業実績報告書	可			○		有			○						議長提出前に、議会事務局職員が収支報告書記載の金額と添付されている領収金額に相違がないか、使途の内容が条例で定めている項目に該当しているか、視察報告書等の必要書類が添付されているか検査。	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体											備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容				①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤										
山口県	防府市	①会派のみ		21	①前払い		④1年	4月	無		10	○		○	○	有	全て		領収書、会計帳簿	可			○	○	有	○		○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
山口県	下松市	④その他	会派又は会派に属しない議員	11	①前払い		③半年	4,10月	無		5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（会報等作成した場合には、その作成物の写し）	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○	○			会派経理責任者、会派長		会派からの支出時に、経理責任者が検査し支出。年度の精算時に、事務局提出前に経理責任者や会派長が検査。	
山口県	岩国市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○				可				○	有				○					形式審査	
山口県	光市	①会派のみ		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○		○	有	○	○	○	○	実施報告書（議会活動報告会、広聴会・意見交換会等）、要請書又は陳情書の写し	可	○				有				○					全ての領収書等について、正しい使途で報告がなされているか、議会が定める政務活動費使途基準と照らし合わせ、適正な支出であることを精査・確認している。	会派に所属していない議員は一人会派とみなす。
山口県	長門市	②議員のみ		8	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書等の証拠書類（領収書及び領収書に準ずる支払い内容の分かる書類）	可	○		○		有			○	○	調査研究・会議・要請・陳情実施報告書、報告会・公聴会・意見交換会等実施報告書	可	○		○		有				○					・収支報告書及び添付書類の内容を精査・確認し、不適正な支出については助言等を実施（④）	
山口県	柳井市	①会派のみ		5	③その他	概算払い後、精算時に残金がある場合は返還	⑤その他	その都度申請により交付	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書（写し）	可			○		無												有				○					経理責任者の作成した収支報告書及び添付書類を確認し、書類の不備について指導、助言等実施	「柳井市議会政務活動費の交付に関する取扱要綱」により、政務調査のための出張にあたる場合は、派遣申請書を提出し、出張後に調査報告書を提出する。
山口県	美祢市	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	5月	有	美祢市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○	○	○			可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
山口県	周南市	①会派のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○	○	研究会報告書	可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、記載内容等について指導、助言等実施	
山口県	山陽小野田市	③会派及び議員		6	①前払い		④1年	4月	無		10	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・視察に係る領収書については、視察報告書及び旅程資料 ・書籍購入に係る領収書については、領収書に書籍名が記載されていない場合は、書籍の表紙の写し	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
計	13 団体	① ② ③ ④	7団体 2団体 3団体 1団体		① ② ③	12団体 0団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 4団体 8団体 1団体				① 9 団体	② 6 団体	③ 4 団体	④ 4 団体	13 団体				13 団体	① 5 団体	② 6 団体	③ 4 団体	④ 4 団体	10 団体	① 9 団体	② 7 団体	③ 8 団体	④ 5 団体		10 団体	① 5 団体	② 5 団体	③ 2 団体	④ 2 団体	12 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 2 団体	④ 12 団体	⑤ 0 団体							
徳島県	徳島市	②議員のみ		70	①前払い		⑤その他	4月,1月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書（ただし領収書を徴することができない場合は、それに代わる証票類）	可				○	有	○	○	○	○	会議報告書、要望・陳情報告書	可				○	有				○					政務活動費使途基準に沿って検査	収支報告書への領収書・研修会報告書等の添付の義務付けを、政務活動費使途基準や留意事項等の運用ルールに基づき処理している。
徳島県	鳴門市	②議員のみ		25	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書、出納帳簿	可			○	○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動、会議	可			○	○	無										
徳島県	小松島市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		支出を証明する領収書等の写し	可			○		有				○	政務活動調査報告書	可				○	有				○					収支報告書及び領収書等の添付書類を会派経理責任者が提出し、事務局が確認している。	収支報告書の公開方法、領収書の公開方法について、各地方公共団体独自に定めるものとは市議会基本条例に規定する閲覧等請求手続きによるもの
徳島県	阿南市	①会派のみ		25	①前払い		④1年	当該年度開始当初又は当該任期開始当初に全額交付	無		6	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○		○	○	陳情・要請活動報告書	可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導・助言等を行っている。	
徳島県	吉野川市	①会派のみ		25	①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書（ただし、領収書を徴収することができない場合は、それに代わる証票類）	可				○	有	○		○	○	調査報告書	可				○	有				○					政務活動費の交付に関する条例、施行規則、経理に関する規定、政務活動費使途基準に基づき、領収書の検査、報告書の検査を実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
												①	②	③	④					①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
徳島県	美馬市	①会派のみ		25	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		支出に係る領収書の写し、経費内訳書等の証拠書類 ※調査研究、研修、会議、要請・陳情等の活動に参加した場合は報告書等を提出	可				○	有	○	○	○		可				○	有			○	○	○			会派の経理責任者、会派会長等	市長部局（総務課）	・所属議員からの収支報告時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認(③) ・会派代表者から提出のあった収支報告書及び領収書を確認(④) ・議会事務局から提出のあった収支報告書及び領収書を確認(⑤)	
徳島県	三好市	②議員のみ		17	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書	可	○		○	○	有	○		○	○	政務活動調査報告書	可	○		○	○	無									
計	7 団体	① ② ③ ④	4団体 3団体 0団体 0団体		① ② ③	7団体 0団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 4団体 2団体 1団体				① 6 団体	② 1 団体	③ 3 団体	④ 6 団体	7 団体				7 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 6 団体	7 団体	① 6 団体	② 3 団体	③ 6 団体	④ 6 団体		7 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 2 団体	④ 7 団体	5 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 5 団体	⑤ 1 団体						
香川県	高松市	②議員のみ		100	①前払い		③半年	4,10月	有	高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会	5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・政務活動記録票 ・職員雇用台帳 ・支払確認書 ・政務活動費を計上する事務所に関する届出書 ・広報紙等印刷物を発行したとき（印刷発注したものに限る）は成果品1部	可	○				有	○	○	○	○	調査研究、研修、要請・陳情活動、会議のために市外に出張したときは、政務活動記録票を作成（①～③も政務活動記録票として提出）	可	○				有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については指導、助言等実施。	
香川県	丸亀市	②議員のみ		25	①前払い		④1年	4月（末日に一括交付）	有	特別職報酬等審議会	5	○				有	全て		領収書またはこれに準ずる証拠書類	可	○				有	○	○	○	○	報告会、公聴会を開催した場合はその報告書	可				○	有				○	○			丸亀市監査委員事務局	・監査委員が年1回実施(②) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
香川県	坂出市	④その他	会派又は会派に所属さない議員	21	③その他	会派又は議員の通帳へ全額前払いするが、事務局で領収書等を確認した後に会派の所属議員又は議員へ清算払い	④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○	○		有	○	○	○	○	会議参加報告書、印刷物等成果品	可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
香川県	善通寺市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○				有	全て		領収書、レシート、受領書、振込受領書その他これに代わる書類	可	○	○			有			○			可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について助言等しているが、最終判断は個人の責任に委ねている（④）	
香川県	さぬき市	②議員のみ		25	①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		・領収書または支払確認書、通帳の写し及びATM利用明細書 ・政務活動記録表等	可				○	有	○	○	○	○	政務活動記録票	可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出の有無を複数の事務局職員により確認	
香川県	三豊市	②議員のみ		30	①前払い		③半年	4月 10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・領収証又はこれに準ずる書類 ・調査研究費における活動内容の報告書、研修費における研修会資料など	可	○		○		有	○	○	○	○	会議、要請･陳情活動、市政報告会、公聴会等	可	○		○		有				○					各議員から提出された収支報告書及び領収書を事務局が確認した後、議長に収支報告書を提出し精算を行う。	
香川県	三木町	②議員のみ		8	②精算払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、他の支出を証すべき書面	可			○	○	有	○	○	○			可			○	○	有				○					・収支報告書、領収書及び他の支出等の添付書類を精査し、確認後、精算払い（④）	
香川県	宇多津町	②議員のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書	可			○		有	○	○	○			可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
香川県	綾川町	②議員のみ		6	①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		領収書、支出を証すべき書面	可				○	有	○	○	○	○	会議等報告書	可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	
計	9 団体	① ② ③ ④	0団体 8団体 0団体 1団体		① ② ③	7団体 1団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 4団体 5団体 0団体				① 6 団体	② 1 団体	③ 3 団体	④ 3 団体	9 団体				9 団体	① 5 団体	② 2 団体	③ 4 団体	④ 3 団体	9 団体	① 8 団体	② 8 団体	③ 9 団体	④ 6 団体		9 団体	① 3 団体	② 2 団体	③ 4 団体	④ 4 団体	9 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 9 団体	⑤ 1 団体						

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
												①	②	③	④						①	②	③	④		①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤							
愛媛県	松山市	②議員のみ		102	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○			可	○		○		有				○					収支報告書を議長に提出後、手引（内規）と適合しているか、領収書の金額と報告書の転記誤りのチェックを行う。	
愛媛県	今治市	④その他	会派又は議員の選択制	30	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類等に不備等がないか確認し、助言等を実施（④）	
愛媛県	宇和島市	④その他	会派又は議員の選択制	20	①前払い		④1年	4月（通常）4,10月（改選時）	無		5	○			○	有	全て		政務活動費の使途が明らかな領収書等の証拠書類	可				○	有	○	○	○		可				○	有			○	○				出納室、監査事務局（検査方法は議会事務局と同様）	・所属議員から提出された収支報告書及び添付書類（領収書等）を検査し、不適切な支出について議会事務局で指導、助言等実施	
愛媛県	八幡浜市	④その他	会派又は議員の選択制	15	②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・開催された研究会、研修会、報告会の実施要領、案内文書	可	○	○			有				○	調査活動報告書 調査研究報告書	可	○	○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛媛県	新居浜市	①会派のみ		18	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書、クレカ決裁の場合は、カード明細及び引落がわかる通帳写し	可	○		○		有	○		○	○	会議、要請・陳情活動等の報告書	可			○		有			○					精算時に、収支報告書及び添付書類の検査を実施。	会派を結成することができない議員は議員個人を会派とみなす。 政務活動費での海外視察は認めていない。
愛媛県	西条市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月	無		10	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・旅費計算書兼支払証明書	可	○			○	無											有				○			監査委員事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛媛県	伊予市	②議員のみ		10	③その他	概算払い	③半年	4,10月	無		5	○				有	全て		領収書、会計書類等	可	○				有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○				有			○					・収支報告書及び添付書類を検査	
愛媛県	四国中央市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○			○	有	○	○	○	○	行程表、陳情書の写し、会議の開催通知及び会議資料 等	可	○			○	有			○					・収支報告書及び添付書類を提出させ、確認後、精算を行う。	
愛媛県	東温市	②議員のみ		15	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・旅費を伴う調査研究を行った場合は、出張後政務活動報告書を提出 ・出席者負担金の支出の場合は、会議終了後に政務活動報告書を提出	可			○		有	○	○	○	○	講演会、活動報告会等報告書	可			○		有			○					・収支報告書及び添付書類をチェックし、不適正な支出について助言等実施	
愛媛県	西予市	③会派及び議員		10	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書又は準ずる書類	可	○		○	○	有	○	○	○	○	調査研究・研修・要請陳情活動等報告書・雇用契約書	可	○		○	○	有			○	○			正副議長、正副議会運営委員会委員長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導	
計	10 団体	① ② ③ ④	1団体 4団体 2団体 3団体		① ② ③	8団体 1団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 4団体 5団体 0団体				① 9 団体	② 1 団体	③ 4 団体	④ 5 団体	10 団体				10 団体	① 8 団体	② 1 団体	③ 4 団体	④ 5 団体	8 団体	① 7 団体	② 6 団体	③ 6 団体	④ 6 団体		8 団体	① 5 団体	② 1 団体	③ 4 団体	④ 3 団体	10 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 9 団体	⑤ 3 団体						
高知県	高知市	①会派のみ		100	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	高知市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		活動内容報告書兼政務活動費支出明細書，領収書，その他証拠書類（行政視察報告書，支払証明書等）	可	○	○			有				○	行政視察報告書，活動内容報告書兼政務活動費支出明細書，旅費明細書	可	○	○			有			○					四半期ごとの収支報告書及び領収書提出時に事務局職員で検査し，議長に提出する。	
高知県	安芸市	②議員のみ		5	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○		有	○	○	○			可			○		有			○					所属議員からの収支報告書及び領収書を提出させ、確認後に残余がある場合は返還。	平成30年4月分以降の政務活動費については、当分の間支給しない。
高知県	南国市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	有	南国市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り、支払証明書をもってこれに代えることができる） ・行政視察を行った際は行政視察報告書、活動内容に応じた個別の報告書や参考資料	可				○	有	○	○	○	○	・会議 ・陳情活動等報告書	可	○	○			有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④						①	②	③	④				①	②	③	④	①	②	③	④	⑤						
高知県	須崎市	①会派のみ		8	①前払い		④1年	交付を受けることができる年度の最初の月に、当該年度に属する月数分を交付	無		5	○			○	有	全て		領収証書等の原本その他の支出の内容を明らかにした書面を添付（旅費については、須崎市一般職員の旅費に関する条例に準じて事務局で作成した計算書を添付）	可				○	有	○	○	○	○	・成果等を記載した書類 ・旅費を支出した場合は、視察研修報告書	可				○	有			○				収支報告書, 領収書及び添付書類を検査し、不適当な支出について指導、助言等を実施	
高知県	宿毛市	①会派のみ		6	①前払い		④1年	年度の最初の月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り、支払証明書をもってこれに代えることができる） ・行政視察を行った際は行政視察報告書、活動内容に応じた個別の報告書や参考資料	可				○	無													有			○						書類、領収書等のチェック	
高知県	土佐清水市	④その他	会派又は議員	8	①前払い		④1年	交付決定後	無		5	○	○		○	有	全て		・政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費にかかる収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。	可		○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を事務局職員で検査し、議長に提出する。	検査は第三者機関が行うのではなく、事務局内で「政務活動費の手引き」等に基づき、職員が確認、検査を行い、議長から執行部へ起案、決裁をとっている。
高知県	四万十市	①会派のみ		15	③その他	会派に前払い後、年度末に精算	④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		・領収書等の写しを貼付した領収書等貼付用紙 ・領収書等添付一覧 ・領収書頭を徴することができない場合は、政務活動記録簿に支出内容を記載のうえ、会派代表者が捺印することで領収書に代えることができる。	可	○	○			有	○	○	○	○	広報活動、広聴活動、要請・陳情活動、会議開催又は会議への参加	可	○	○			無										
高知県	香美市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書原本 会計帳簿 通帳	可	○	○			無														有			○	○				監査委員	書類検査	「収支報告書等への活動報告書等の添付」については、旅費を伴う活動や講師を招いて行う活動については、活動の都度、調査研究等計画書を提出し、終了後に調査研究等報告書を議長に届け出る。
計	8 団体	① ② ③ ④	4団体 2団体 1団体 1団体		① ② ③	7団体 0団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 0団体 7団体 0団体				① 7 団体	② 5 団体	③ 2 団体	④ 3 団体	8 団体				8 団体	① 3 団体	② 4 団体	③ 1 団体	④ 3 団体	6 団体	① 5 団体	② 5 団体	③ 5 団体	④ 4 団体		6 団体	① 4 団体	② 4 団体	③ 1 団体	④ 1 団体	7 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 7 団体	⑤ 1 団体						
福岡県	北九州市	①会派のみ		350	③その他	会派に前払い後、年度末の金額確定時に精算	①毎月		無		5	○	○			有	全て		領収書、明細書等	可		○	○	○	有	○	○	○	○	①③④は市外に赴いた場合のみ対象 ④その他「要請・陳情活動報告書」	可	○	○	○	○	有		○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、議会事務局へ提出（③） ・会派確認後、議会事務局で確認し精算払い（④）	
福岡県	福岡市	④その他	会派又は議員の選択制	350	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書、証標類等	可				○	有		○				可	○	○			有			○						四半期毎に事前検査を実施。年度末に年間分を検査している。	議員1人当たりの交付月額について、会派に属する議員は1人あたり月額350千円、会派に属しない議員は1人あたり月額260千円。また、会派及び議員交付を選択した場合の内訳は、会派90千円、議員260千円を支給。
福岡県	大牟田市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（領収書がとれない場合は支出を証明する書類）	可	○	○		○	有	○		○	○	市政報告会等（海外の研修等は政務活動費の対象から除外）	可		○		○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福岡県	久留米市	①会派のみ		50	①前払い		②四半期	4, 7, 10、1月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書、その他証明できる書類を添付	可	○	○			有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書	可	○	○			有			○						提出書類に不備がないこと、書類の添付漏れがないことのチェックを行っている	
福岡県	直方市	③会派及び議員		25	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○		○	○	視察・研修以外の活動を行った場合、その活動内容が分かる資料等	可				○	有			○	○				総務課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	領収書等の添付については条例にて規程している。また、別途運用指針も作成しそれに明記している。
福岡県	飯塚市	③会派及び議員		40	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、請求明細書、通帳の該当部分の写し、振込の利用控え等	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有		○				飯塚市政務活動費審査会			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告書書への活動報告書等の添付の義務付けを政務活動費使途基準に基づき処理している。
福岡県	柳川市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	無												無											

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無						活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体									検査方法	備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等			①	②	③	④		添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容		①	②	③	④		検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容		
福岡県	八女市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・視察研修の報告書等	可		○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	筑後市	②議員のみ		30	②精算払い		⑤その他	10月，翌4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 または証拠書類等（写しでも可）	可				○	有	○	○	○	○	会議出席、陳情活動の際も活動報告書を添付	可				○	無												
福岡県	大川市	③会派及び議員		10	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書の写し又は支出を証する書類の写し	可				○	有			○			可				○	有				○	○				監査事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）、（⑤）	
福岡県	行橋市	②議員のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・研究研修費旅費計算書 ・広報紙等の成果物 ・要望・陳情活動費旅費計算書 ・領収証明書	可		○	○	○	有	○		○	○	・要望・陳情報告書	可		○	○	○	有				○					議長に提出する前に、収支報告書及び領収書等添付書類を検査	
福岡県	豊前市	②議員のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書、収支報告書	可			○		有	○	○		○	陳情・要望活動報告書	可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	筑紫野市	③会派及び議員		30	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	春日市	④その他	会派又は議員の選択制	13	①前払い		④1年	毎年４月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有				○					議会事務局が収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出については議長へ報告するとともに助言等を実施。充当の可否の判断が困難な場合は議会運営委員会に諮る。	
福岡県	大野城市	③会派及び議員		30	①前払い		③半年	6月、10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・必要に応じ明細や購入計画書等を添付	可				○	有	○	○	○			可	○			○	有				○	○				総務管理課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④⑤）	
福岡県	宗像市	②議員のみ		22	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	太宰府市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25	③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書が取れない場合は、支払い申立書を提出する	可	○	○		○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出がないか確認、助言等実施。	
福岡県	古賀市	②議員のみ		10	③その他	各議員に毎年4月に1年分を前払いし翌年4月に精算	④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○			有	○		○	○	会議等報告書	可	○	○			有				○	○				補助金担当課（総務課）	翌年4月の精算時に議会事務局が検査 →議長が補助金担当課に提出→議長から補助金担当課に提出後、担当課が検査	
福岡県	福津市	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	４月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収証がない場合は、これに準ずる書類	可			○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	うきは市	②議員のみ		8	②精算払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○	○	出張調査研修について報告書の添付	可				○	有				○					議員から半期ごとに領収書が提出されたため、議会事務局において適正な支出かどうか確認し、適正なものについて後払いで支払いしている。	使途基準マニュアルにより、領収書・活動報告書等の添付を義務付けている。
福岡県	糸島市	②議員のみ			②精算払い		⑤その他	随時	無		5		○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・契約書（事務所家賃等の確認）	可		○	○	○	有	○	○	○	○	研究研修費、調査旅費を請求した場合の報告書	可		○	○	○	有				○					・請求時に収支報告書及び領収書を提出させ、確認後、精算払い	
福岡県	那珂川市	②議員のみ		15	①前払い		④1年	4月	無		5		○	○		有	全て		領収書	可		○	○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象	交付の対象 その他の内容	議員１人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法	交付方法 その他の内容	交付時期	②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	意見聴取した第三者（機関）等の名称	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可 ①	②	③	④	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可 ①	②	③	④	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等） ①	②	③	④	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可 ①	②	③	④	収支報告書等の検査主体	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他 ①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	備考
福岡県	志免町	②議員のみ		20	①前払い		①毎月		無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書または領収書に準ずる書類	可		○			有	○		○			可		○			無											
福岡県	新宮町	②議員のみ		10	②精算払い		④1年	1年間(4月～3月)の実績報告書を提出し、額が確定した後	無		10				○	無									有	○	○	○			可				○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、確認後精算払い。（④）	
福岡県	遠賀町	②議員のみ		10	②精算払い		④1年	翌年４月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、広報紙発行の場合は、広報紙（成果物）、書籍購入の場合は、表紙と金額が分かる部分の写し	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	活動報告書	可	○	○	○	○	有				○	○				議長	提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類の内容が適正であることを確認する。	
福岡県	鞍手町	②議員のみ		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可				○	有	○					可				○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
福岡県	苅田町	②議員のみ		25	①前払い		④1年	4月	無		5			○		有	全て		領収書類、支払いを現認する書類	可			○		無											有				○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	吉富町	②議員のみ		15	②精算払い		④1年	5月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書または領収書に準ずる書類	可				○	有	○			○	会議資料等	可				○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	築上町	②議員のみ		20	③その他	概算払い・都度払い・後払い（上限年4回）	⑤その他	4,8月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支出を証すべき書面	可				○	有			○	○	政務活動出張届出書・政務活動費調査研究活動報告書	可				○	有				○						議長が審査し、町長が確定する。	
計	29 団体	① 2団体 ② 17団体 ③ 6団体 ④ 4団体			① 19団体 ② 6団体 ③ 4団体		① 2団体 ② 3団体 ③ 5団体 ④ 16団体 ⑤ 3団体					① 18 団体	② 17 団体	③ 10 団体	④ 15 団体	28 団体				28 団体	① 9 団体	② 14 団体	③ 10 団体	④ 17 団体	24 団体	① 21 団体	② 12 団体	③ 20 団体	④ 13 団体		24 団体	① 11 団体	② 13 団体	③ 7 団体	④ 15 団体	26 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 1 団体	④ 25 団体	⑤ 5 団体						
佐賀県	佐賀市	④その他	会派及び会派に準ずるクラブ等	50	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○			可		○			有			○	○	○			会派の会計担当者、会派長等	会派代表者会議	・提出前に会派長及び経理責任者で検査を行う。 ・提出後に議会事務局で検査を行う。 ・④の検査で疑義案件があれば⑤で再検査 ・雑誌、書籍は⑤において、提出前に審査を行う。	佐賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則で、収支報告書提出時に領収書等証拠書類を添付することとしている。 佐賀市議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則の運用方針で、出張調査報告書、会議等報告書等の提出を義務付けている。
佐賀県	唐津市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4,9月	無		5	○	○			有	全て		会計帳簿、支出決定書、領収書等支出証拠書類	可	○	○			有	○	○	○	○	活動内容に関わらず、出張を行った場合、当該出張報告書を添付	可	○	○			有				○						・収支報告書及び会計帳簿、領収書等の添付書類の形式検査（④）	
佐賀県	鳥栖市	①会派のみ		30	③その他	会派に前払い後、年度末精算	③半年	４月、10月	有	鳥栖市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有	○		○	○	陳情活動等報告書	可	○	○			有					○					・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、ＨＰ掲載前に事務上のチェック（④）	
佐賀県	伊万里市	②議員のみ			①前払い		③半年	4,10月	有	伊万里市特別職報酬等審議会	5	○				有	全て		領収書（旅費は除く。）、旅費計算書、行程表	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有				○						・収支報告書及び領収書を議長に提出前に不適正な支出について指導、助言等実施	・市政務活動費の交付に関する条例で収支報告書書への領収書等の添付を義務付け
佐賀県	武雄市	①会派のみ		8	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		支出明細書、領収書の写し	可	○			○	無											無											
佐賀県	嬉野市	②議員のみ		20	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○	○					収支報告書を議長に提出。議長は必要に応じて調査（収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施）を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に務める。	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等				①	②	③	④		添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	その他の内容		①	②	③	④		検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①	②	③	④	⑤						
佐賀県	神埼市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○	○	会議	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者			・会派経理責任者が内容について検査を行う。また、その内容について議会事務局で確認を行う。	
計	7 団体	① ② ③ ④	3団体 2団体 1団体 1団体		① ② ③	6団体 0団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 6団体 1団体 0団体				① 7 団体	② 5 団体	③ 0 団体	④ 1 団体	7 団体				7 団体	① 6 団体	② 4 団体	③ 0 団体	④ 3 団体	6 団体	① 6 団体	② 4 団体	③ 6 団体	④ 3 団体		6 団体	① 5 団体	② 5 団体	③ 0 団体	④ 1 団体	6 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 2 団体	④ 5 団体	⑤ 3 団体						
長崎県	長崎市	②議員のみ		150	①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可		○	○	○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
長崎県	佐世保市	①会派のみ		50	①前払い		③半年	4、10月	無		5	○	○		○	有	全て		原則、領収書を添付。ただし、領収書を徴することができない場合、内容を確認できるものを添付。（支払証明書、振込金受領書、口座引き落とし通帳の写し）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	・会議、陳情活動等報告書 ・印刷物（会派だより等） 購入資料の品名を確認しうる資料	可	○	○		○	有			○					会派の経理責任者、会派の代表者等		政務活動後に、経理責任者において運用指針に合致したものか精査した後に支払う「会派内後払い制」を原則とする。	
長崎県	島原市	①会派のみ		15	①前払い		③半年	4月 10月	無		5				○	有	全て		領収書等の支出にかかる証拠書類の写し	可				○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可				○	無													
長崎県	諫早市	④その他	会派又は会派に所属しない議員	35	①前払い		④1年	5月	無		5		○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○	○	・調査及び要請・陳情活動費：研究研修、調査及び要請・陳情活動等が終了した場合はすみやかに【研究研修及び調査等報告書】を議長へ提出する。 ・資料購入費：領収書には書籍名を明示するか、明示したものを添付する。 ・広報費：発行した会派の広報紙は収支報告書に添付する。	可		○			無													
長崎県	大村市	①会派のみ		25	①前払い		④1年	4月末	無		5		○			有	全て		領収書	可		○			有	○	○	○	○	広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議等報告書等	可		○			無													
長崎県	平戸市	①会派のみ		10	①前払い		④1年	請求時	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○			有	○	○	○	○	会議、要請・陳情活動報告書	可	○	○			有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
長崎県	松浦市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書等の証拠書類の写し（松浦市職員等の旅費に関する条例により算出したものは除く。）	可				○	有	○	○	○	○	会議等の印刷分現物	可				○	有			○						収支報告書、活動報告書（添付書類）の審査	
長崎県	対馬市	①会派のみ		15	①前払い		③半年	4, 10月	無		5			○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書（ただし、旅費については、旅費規程に基づき算出した計算書を添付）	可			○	○	有	○	○	○	○	・政務活動実施報告書 ・広報誌を発行した場合は、その広報誌	可			○	○	有			○						報告書、領収書及び写真等で確認	
長崎県	五島市	①会派のみ		10	①前払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可				○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
長崎県	西海市	①会派のみ		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書	可		○	○		有				○	出張記録簿	可		○	○		有			○						・領収書等の証拠書類の審査後、精算払い。なお、適正な支出を確保するため、年度途中(10月中)に中間検査を実施。	
長崎県	雲仙市	②議員のみ		15	②精算払い		⑤その他	⑤1年（ただし、交付の特例により、4月から9月までの上半期分を10月以降に実績報告を済ませたうえで請求することができる）	無		5				○	有	全て		・出納簿 ・領収書の写し等の証拠書類	可				○	有	○	○	○	○	・研修調査等報告書を議長へ提出 ・資料購入費は領収書及び書籍表紙の写しを添付 ・広報費は印刷代領収書及び発行した広報紙を添付	可				○	有			○						・書類の不備がないかの確認及び議員への内容確認等	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体											備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④		①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）	①	②	③	④	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①	②	③	④		検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
長崎県	南島原市	①会派のみ		15	①前払い		③半年	半期交付（4月25日・10月25日）ただし、交付日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い日。	有	南島原市特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○	○	有	○	○	○			可			○	○	無											
計	12 団体	① ② ③ ④	8団体 3団体 0団体 1団体		① ② ③	11団体 1団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 6団体 5団体 1団体				① 5 団体	② 6 団体	③ 4 団体	④ 8 団体	12 団体				12 団体	① 3 団体	② 6 団体	③ 4 団体	④ 8 団体	12 団体	① 11 団体	② 11 団体	③ 11 団体	④ 11 団体		12 団体	① 2 団体	② 6 団体	③ 4 団体	④ 8 団体	8 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 7 団体	⑤ 0 団体						
熊本県	熊本市	④その他	会派又は議員の選択制	200	①前払い		③半年	4, 10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書の写し ・広報紙や封筒等を作成した場合は作成物の原本または写し ・活動補助する者を雇用した場合は雇用契約書の写し ・携帯電話料金の利用明細書	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有	○			○		公認会計士				・収支報告書及び添付書類を検査し、書類不備や不適正な支出について助言等実施（④） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に公認会計士による調査を実施（①）	
熊本県	八代市	①会派のみ		30	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て			可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○						・提出された証ひょう類や通帳等と収支報告書を突合することで、適正な支出であるか確認（④）	
熊本県	人吉市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5		○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書等（広報紙、報告書等の印刷代は、成果品を１部添付）	可		○	○	○	有	○		○			可		○	○	○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
熊本県	荒尾市	②議員のみ		20	①前払い		③半年	4, 10月	無		5		○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○			有	○	○	○	○	主催会議等報告書	可		○			有				○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
熊本県	水俣市	①会派のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		条例で定める基準に則った全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○	○	○	○	要望・陳情活動等報告書	可	○	○		○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
熊本県	玉名市	②議員のみ		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書の原本 ・当該支出の事実を証する書類	可	○	○		○	有	○	○	○	○	・先進地報告書 ・報告会報告書 ・陳情活動報告書 ・意見交換会報告書 ・備品・リース調書	可	○	○		○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
熊本県	山鹿市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書その他支出を証する書面の原本	可	○			○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可	○			○	有				○						・収支報告における整合性の確認 ・提出書類等の有無の確認 ・申合せ事項との確認	
熊本県	菊池市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○	○	陳情活動報告書	可	○	○			有				○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
熊本県	宇土市	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○								有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	収支報告書への活動報告書等の添付は、政務活動費運用基準に基づき処理。
熊本県	上天草市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	無											無											
熊本県	宇城市	①会派のみ		20	①前払い		⑤その他	4, 10月	無		5				○	有	全て		領収書又は支払証明書	可				○	有	○		○			可				○	有				○						収支報告書の額と領収書の額を突合	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容		
熊本県	天草市	②議員のみ		30	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書（原本）、支出明細書	可	○	○	○	○	無												有				○					・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	政務活動費使途基準の運用指針を定め、適正な取扱いと経理の明確化に資するための統一的な基準として活用している。 なお、本指針において視察・研修報告書等の提出を義務づけている。
熊本県	菊陽町	②議員のみ		20	①前払い		④1年	5月	無		5			○		有	全て		領収書又は当該支出の事実を証する書類	可			○		有			○			可			○		有				○					収支報告書と添付書類を検査し、不適正な支出について助言を行う。	
熊本県	御船町	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可		○			有	○	○	○			可		○			有				○					年度終了日の翌日から起算して30日以内に収支報告書及び添付書類を提出し、検査（④）	
熊本県	多良木町	②議員のみ		5	①前払い		⑤その他	請求があった時	無		5			○		有	全て		領収書	可			○		有			○			可			○		有				○					提出された全ての書類の確認	
計	15 団体	① ② ③ ④	3団体 9団体 2団体 1団体		① ② ③	15団体 0団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 3団体 10団体 2団体				① 10 団体	② 9 団体	③ 5 団体	④ 8 団体	15 団体				15 団体	① 7 団体	② 9 団体	③ 5 団体	④ 8 団体	13 団体	① 11 団体	② 7 団体	③ 13 団体	④ 5 団体		12 団体	① 6 団体	② 8 団体	③ 4 団体	④ 5 団体	14 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 14 団体	⑤ 0 団体							
大分県	大分市	①会派のみ		100	①前払い		③半年	4, 10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		運用指針で添付が義務付けられている領収書、証拠書類等（会計帳簿、契約書、旅費計算書、出張報告書など）	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	市政報告会等の概要報告書。なお、本市は「陳情・要請活動」には支出できない。	可	○	○	○	○	有				○					提出される収支報告書と領収書等会計関係書類の不備及び計数の誤り や必要な添付書類の漏れ、運用指針に定める使途基準との整合性等についてチェックする。	
大分県	別府市	④その他	会派又は議員の選択制	40	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に関してその内容を証すべき会計帳簿及び調査研究報告書の写し並びに領収書を添付するものとする。ただし、領収書を徴することが困難と認められる場合等には、議長が別に定める書類をもって代えることができる。	可	○	○		○	有	○		○	○	調査研究報告書、会議報告書	可	○	○		○	有				○					議会事務局職員が収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	
大分県	中津市	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類（出席するイベント等の案内チラシ、広報誌等作成時の成果物、視察報告書等）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会議等の出席報告書	可	○	○		○	有				○					中津市議会政務活動費運用の手引きに定められた、使途基準、会計処理等に基づき、使途・金額等のチェックを行う。	
大分県	日田市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書及びそれに代わるもの	可	○	○			有	○	○	○	○	全ての支出に報告書添付が必要	可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大分県	佐伯市	④その他	会派又は無会派	167	①前払い		④1年	５月の末日（一般選挙が行われる年度に限り、７月の末日）	無		5	○	○	○		有	全て		・領収書及び当該明細書 ・領収書を徴しがたい支出にあっては、支払証明書 ・預金口座振替による支出にあっては、当該支払を示す預金口座通帳の写し ・その他議長が必要と認める書類	可	○	○	○	○	有	○	○				可		○	○		無											
大分県	竹田市	②議員のみ		15	①前払い		③半年	4, 10月	無		10	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・旅費や宿泊費等の領収書の証明に必要な研修のチラシや日程表等 ・視察等報告書 ・広報誌等の成果物	可	○	○			有	○	○	○			可				○	有				○					・条例及び申合せ等の運用ルールに基づき収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出については指導助言等を実施	
大分県	豊後高田市	④その他	会派又は会派に属さない議員	17	①前払い		④1年	5月	有	特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書 又は支払いを証する書類	可		○			無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大分県	杵築市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15	①前払い		③半年	４月から９月までの６月分については４月末日に、10月から翌３月までの６月分については10月末日に交付する。ただし、交付の日が休日に当たる場合は、その翌日とする。	無		5	○		○		有	全て		・領収書の原本及び当該明細書 ・領収書を徴しがたい支出にあっては、支払証明書 ・預金口座振替による支払にあっては、当該支払を示す預金口座通帳の写し ・その他必要と認める書類	可	○		○		有	○	○	○			可	○		○		有				○	○			監査委員	・収支報告書及び添付書類の検査を実施、確認後に精算（④） ・収支報告書及び添付書類の検査を実施（⑤）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無												収支報告書等の検査主体											備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他											
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④						①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
大分県	宇佐市	②議員のみ		20	①前払い		④1年	5月末まで	無		5	○	○			有	全て		領収書、支払証明書	可	○	○			有	○	○	○	○	会議又は視察に係る報告書の添付を義務付けている。	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
大分県	国東市	④その他	会派又は会派に属さない議員	12	③その他	概算払し、年度末に精算	④1年	5月末までに	無		5	○		○		有	全て		支出伝票、支出伝票一覧表、領収書	可	○		○		有				○	政務活動の主な内容を記載した書類	可				○	有			○	○				市監査委員	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	
計	10 団体	① ② ③ ④	1団体 3団体 1団体 5団体		① ② ③	9団体 0団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 4団体 6団体 0団体				① 9 団体	② 7 団体	③ 4 団体	④ 4 団体	10 団体				10 団体	① 9 団体	② 8 団体	③ 4 団体	④ 4 団体	9 団体	① 8 団体	② 7 団体	③ 7 団体	④ 6 団体		9 団体	① 6 団体	② 6 団体	③ 3 団体	④ 5 団体	9 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 9 団体	⑤ 2 団体						
宮崎県	宮崎市	①会派のみ		80	①前払い		③半年	4、10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収証、政務活動費支払証明書、3万円以上の備品台帳、会計帳簿	可			○	○	有	○	○	○	○	会議、要請・陳情活動報告書	可			○	○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮崎県	都城市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、収支報告書、事業実績報告書、出納簿、収入・支出伝票、備品一覧	可	○	○		○	無												有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	活動報告書は、その活動等を行うことになった際に提出。
宮崎県	日南市	①会派のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書またはこれに準ずる書類	可	○		○	○	有	○		○	○	・研究会等実施報告書 ・要望活動報告書	可			○	○	有			○						日南市議会政務活動費の使途基準に関する運用基準に基づく収支となっているか検査	
宮崎県	小林市	①会派のみ		15	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・視察に係る請求明細及び行程表 ・広報に係る印刷物	可		○	○	○	有	○		○	○	・要請、陳情活動報告書 ・調査を委託する場合は、成果品を一部添付する。	可		○	○	○	有			○					監査委員事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、指導、助言等実施 ・定期監査時に監査委員による検査を実施。	
宮崎県	日向市	④その他	会派又は議員の選択制	13	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、備品台帳	可				○	有	○		○	○	印刷物（広報誌）・備品台帳	可				○	有			○	○				監査委員会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施	
宮崎県	串間市	③会派及び議員		40	①前払い		④1年	4月	有	特別職報酬等審議会	5			○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	否					無											有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮崎県	えびの市	①会派のみ		15	①前払い		③半年	4月,10月	無		5			○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○	○	有	○	○	○	○	・調査研究費及び研修費実績報告書 ・会議実績報告書 ・人件費実績報告書	可			○	○	有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、残金は返還してもらう	
計	7 団体	① ② ③ ④	4団体 0団体 1団体 2団体		① ② ③	7団体 0団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 4団体 3団体 0団体				① 5 団体	② 2 団体	③ 5 団体	④ 6 団体	7 団体				6 団体	① 2 団体	② 2 団体	③ 4 団体	④ 6 団体	5 団体	① 5 団体	② 2 団体	③ 5 団体	④ 5 団体		5 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 4 団体	④ 5 団体	7 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 6 団体	⑤ 2 団体						
鹿児島県	鹿児島市	①会派のみ		150	①前払い		③半年	4月及び10月	有	鹿児島市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書の写し ・切手・はがき出納簿の写し ・領収書を徴することができない場合は、支払い証明書の写しを添付	可	○	○			無												有			○	○			監査事務局	・収支報告書及び領収書等の提出書類の写しを検査(④) ・決算審査として実施(⑤)	左記「議員1人当たりの交付月額」に加え、各月の1日において現に会派が雇用している事務補助員に係る当該月分の雇用に要する経費として月額270千円以内で市長が別に定める基準により算定した額を支給する。
鹿児島県	鹿屋市	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	無		5	○			○	有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・視察に係る行程表及び報告書等	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	申合せにより申請、報告手続き管理については個人で行うものとしている。
鹿児島県	出水市	②議員のみ		15	①前払い		④1年	年度始め	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書とその内容	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○			有			○						議員から領収書とその内容の分かる書類が提出された後、政務活動費に適当か否か確認する（提出書類に不備があった場合は政務活動費として認めない。）。不適切な支出については、助言、説明等実施	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無													収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	①	②	③	④		①	②	③	④	その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	①	②	③	④		①	②	③	④	⑤	①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																添付が義務付けられる範囲									①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）							活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
鹿児島県	指宿市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5		○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○	○	備品台帳，陳情活動等報告書等	可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し，不適正な支出について指導・助言等実施	
鹿児島県	薩摩川内市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月	無		5				○	有	全て		領収書、その他の書類	可				○	有	○	○				可				○	有			○				会派の経理責任者、会派代表者等		所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を経理責任者が検査を実施する。	
鹿児島県	日置市	②議員のみ		13	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書	可		○	○		有	○	○	○			可		○	○		有			○						・収支報告書及び領収書等の添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
鹿児島県	曽於市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10	③その他	前払いし，残余は返還	④1年	4月20日	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○		○	無											有			○					会派の経理責任者に収支報告書及び領収書，通帳の写しを提出させ確認する。 収支報告書及び添付書類を検査し，不適正な支出について指導，助言，返還等実施	
鹿児島県	霧島市	④その他	会派又は議員の選択制	30	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、クレジット決済については支払いのわかる書類、旅費については職員等の旅費に関する条例の規定を準用	可	○	○		○	無						可				○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不備があれば指導、助言等実施（④）	条例において、収支報告書への活動報告書等の添付は義務付けていないが、一方で、当市の政務活動費運用指針にて、政務活動報告書の提出を義務付けていることから、閲覧等が可能である。
鹿児島県	いちき串木野市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5		○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有				○	○			監査事務局	・議員から収支報告書及び領収書が議長に提出時に金額、内容、添付書類の確認を実施している（③） ・議会事務局の定期監査時に収支報告書及び領収書を提出（⑤）	
鹿児島県	志布志市	③会派及び議員		15	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、経費の性質上領収書に加えて添付すべき書類がある場合には当該書類	可	○	○	○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④、⑤）	
鹿児島県	奄美市	④その他	会派又は議員の選択制	23	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○	○	活動報告等関する発行（印刷）物	可		○			無											
鹿児島県	伊佐市	②議員のみ		15	①前払い		⑤その他	毎年4月に12月数分を交付する。ただし、年の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ※添付義務付けはしていないが、会計帳簿を各議員に備えるように求めている。	否					無											有			○						議会事務局職員4名にて精査する。	
鹿児島県	姶良市	③会派及び議員		30	②精算払い		③半年	4，10月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有			○						・会派又は議員からの実績報告時に収支報告書及び領収書を提出させ、議会事務局で確認後、精算払い	
鹿児島県	知名町	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4，10月	無		5			○		有	全て		領収書等	否					無											有			○						・収支報告書及び添付書類を検査	
計	14 団体	① ② ③ ④	1団体 6団体 4団体 3団体		① ② ③	12団体 1団体 1団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 0団体 3団体 10団体 1団体				① 9 団体	② 9 団体	③ 3 団体	④ 7 団体	14 団体				12 団体	① 7 団体	② 9 団体	③ 2 団体	④ 6 団体	8 団体	① 8 団体	② 7 団体	③ 7 団体	④ 3 団体		9 団体	① 3 団体	② 5 団体	③ 1 団体	④ 5 団体	13 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 12 団体	⑤ 2 団体						
沖縄県	那覇市	④その他	会派又は議員の選択制	90	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○		○	○	有	全て			可	○		○	○	有	○	○	○			可	○		○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
沖縄県	宜野湾市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4，10月	有	特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		領収書、	可				○	有	○	○				可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
												①	②	③	④						①	②	③	④	①	②	③	④			①	②	③	④	⑤									
沖縄県	石垣市	③会派及び議員		25	①前払い		④1年	4月	無		5			○	○	有	全て		領収書、視察資料、研修資料、成果物、発行した印刷物の写し等	可			○	○	有	○	○	○	○	会議、要請・陳情に係る活動実施報告書	可			○	○	有				○					収支報告書、領収書及び添付書類を議長に提出後調査し、不適正な支出について、助言等実施	
沖縄県	浦添市	①会派のみ		50	①前払い		④1年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○			可				○	有				○					・会派からの収支報告書及び領収書提出後、議会事務局職員にて検査	
沖縄県	名護市	①会派のみ		25	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・研修については、報告書の提出、また書籍等については、その内容が分かる書類まで	可				○	有	○	○	○	○	要請活動等報告書	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
沖縄県	糸満市	③会派及び議員		20	①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○	○	有	○		○	○	会議、陳情活動等報告書	可	○		○	○	無										
沖縄県	沖縄市	①会派のみ		30	①前払い		④1年	4月	有	沖縄市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書	可				○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
沖縄県	豊見城市	②議員のみ		10	①前払い		④1年	4月	無		5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・通信料等で、通常認める2分の1の割合を超えた適用を求める場合等に、その割合を示す資料	可		○			有	○	○	○			可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
沖縄県	うるま市	③会派及び議員		20	①前払い		④1年	4月	有	うるま市補助金審査委員会	5			○	○	有	全て		領収書	可			○	○	有	○	○	○	○	会議研修会等実施報告書	可			○	○	有			○	○			会派長、会派の経理責任者		所属議員からの清算払い申請時に終始報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後清算	
沖縄県	宮古島市	②議員のみ		15	①前払い		⑤その他	4月	有	宮古島市特別職報酬等審議会	5		○			有	全て		あて名が議員名となっており、日付、金額、内容等、押印が示される領収書。	可		○			有	○	○	○			可		○			有				○					議員から提出された内容について、支出金額の根拠と照らし確認する。必要に応じて聞き取りや、資料等の作成・提出を求めることもある。	
沖縄県	南城市	③会派及び議員		10	①前払い		③半年	4､10月	無		5		○	○		有	全て		領収書等	可		○	○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
沖縄県	今帰仁村	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4.10月	無		5		○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書	可		○	○		有	○	○	○	○	広報・広聴、会議、要請陳情等報告書	可		○	○		有					○			議長	・収支報告書及び領収書を検査し、使途の透明性と適正な運用を確認する。	
沖縄県	恩納村	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		領収書類	可			○		有	○	○	○			可		○			有				○	○				監査委員	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
沖縄県	宜野座村	②議員のみ		15	①前払い		③半年	4、10月	無		5		○			有	全て		政務活動費に係る全ての経費（領収書）	可		○			有	○					可		○			無										
沖縄県	金武町	②議員のみ		30	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		領収書、出納簿、書籍購入一覧表	可			○		有			○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③）	研修報告書は、実施後１０日以内に提出
沖縄県	読谷村	②議員のみ		15	①前払い		③半年	4.10月	無		5		○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・研修参加費・講演会に要する経費・議員が行う活動の為に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	可		○	○		有	○	○	○			可		○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、指導等実施	
沖縄県	嘉手納町	②議員のみ		15	①前払い		③半年	請求が4月20日（前期）、10月20日（後期）までとなっており、その後「請求があった場合は速やかに交付する」こととなります。	無		5	○		○		有	全て		領収書等の証拠書類	可			○		無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、指導、助言等実施。	「交付時期」④1年も可能。 「収支報告書公開方法」の①HPに掲載は議会だより（収支報告書掲載）をHPで掲載。

都道府県名	市区町村名	交付の対象		議員1人当たりの交付月額（千円／月）	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体											備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④					①	②	①	②	③	④	①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤							
沖縄県	北谷町	②議員のみ		15	①前払い		③半年	4,10月	無		5		○	○	○	有	全て		・印刷物の成果品 ・事務所の賃貸借契約書等	可		○	○	○	有	○	○	○	○	要請活動等	可		○	○	○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、書類不備や不適正な支出について助言等実施	
沖縄県	北中城村	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4,10月	無		5		○	○		有	全て		領収書	可		○	○		無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導を実施	
沖縄県	中城村	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4,10	無		5		○			有	全て			可			○		有			○			可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
沖縄県	西原町	②議員のみ		120	①前払い		③半年	5、10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・研修資料	可				○	有	○	○	○	○	会議・要請活動報告書	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実実施。	・収支報告の公開は支出額と使途については「議会だより」紙面上で公開している。
沖縄県	与那原町	②議員のみ		5	①前払い		⑤その他	前期（4～9月分）4月２０日まで 後期（１０～３月分）１０月２０日まで	無		5	○	○			有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可	○	○			無											有					○			議長	・収支報告書及び添付書類を検査する。	
沖縄県	南風原町	②議員のみ		15	①前払い		③半年	4, 10月	無		5		○			有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可		○			有	○	○	○			否					有				○					・収支報告書、領収書、添付書類等を確認後、残金があれば返金	
沖縄県	八重瀬町	②議員のみ		10	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可			○		無											無											
計	24 団体	① ② ③ ④	3団体 15団体 5団体 1団体		① ② ③	24団体 0団体 0団体	① ② ③ ④ ⑤	0団体 1団体 16団体 5団体 2団体				① 6 団体	② 12 団体	③ 13 団体	④ 9 団体	24 団体				24 団体	① 4 団体	② 11 団体	③ 14 団体	④ 9 団体	18 団体	① 16 団体	② 14 団体	③ 16 団体	④ 7 団体		17 団体	① 2 団体	② 6 団体	③ 9 団体	④ 10 団体	21 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 19 団体	⑤ 3 団体						
合計	922 団体	① ② ③ ④	294団体 276団体 187団体 165団体		① ② ③	779団体 82団体 61団体	① ② ③ ④ ⑤	13団体 87団体 282団体 481団体 59団体				① 701 団体	② 470 団体	③ 295 団体	④ 459 団体	912 団体				893 団体	① 443 団体	② 434 団体	③ 283 団体	④ 472 団体	710 団体	① 631 団体	② 422 団体	③ 588 団体	④ 367 団体		712 団体	① 376 団体	② 372 団体	③ 209 団体	④ 374 団体	833 団体	① 12 団体	② 8 団体	③ 128 団体	④ 781 団体	⑤ 116 団体						